

一、青年團 二、婦人會

五、民業

米麥作を主としたりしが蠶業も追時發達をなし、明治四十年稚蠶共同飼育組合を設け、同四十四年部落蠶業組合となし、大正四年には徳久村蠶業組合とし現今に至る。
 東徳久の一部に梨・桃の果樹の栽培盛にして近時他地方に移出するに至る。

年次	米	麥	蒔	梨
明治二十八年	二、二三四石	一、一八〇石	五石	
同三十五年	二、六三八	一、五五一	一六	
同四十年	三、二八三	一、四九六	七二	六〇〇
大正元年	三、二七四	一、六〇九	二二二	四、〇〇〇
同五年	三、六七〇	一、三三〇	三七五	三、五五〇
同十年	三、六二二	一、五六九	五一四	二、五〇〇

六、經濟

本村々制施行後の歳出決算左の如し。

明治二十二年	四一九四三	明治二十五年	一、三二八二・四二二
同三十二年	二、〇四七・四七九	同三十五年	二、八八八・二八四

七、金融

徳久株式會社

明治三十六年貯蓄積立講を組織し大正十年七月一日平福銀行に合併せらる、而して下徳久に同銀行支店を設置す。

商事株式會社

下徳久に於て明治三十七年一月資本金五萬圓を以て組織し、貸付其他商事一般に勵精せり。

有限責任徳久信用販賣購買組合

大正九年六月の創設にして組合人員三百十二人、口數五百六十三、一口出資三〇圓、信用部に於て貯金高一五、五七八圓四五錢にして、貸付金二四、八五八圓九八錢なり。

購買部に於ける取扱は肥料、酒、醬油、砂糖等にして大正十年度一ケ年間の購買高は一三、六八三圓九三錢なり。

八、交通

他村に比して土地平坦道路もよく郡内にて交通便利なる方なり。本村内を通過せる主なる道路を舉

ぐれば

1、舊國道二十四號線

大廣村を通過して宇之帆より林崎・下徳久を通り佐用坂に至れるものにして、明治十四年宇之帆及佐用坂の改修あり、大正三、四年に互りて佐用坂の改修あり爾來交通便利となれり。大正九年四月道路法改正により縣道に編入せられ、縣道十號線と稱し神戸佐用線といふ。

2、坂越より鳥取に通ずる縣道

中安村より來り下徳久を通過して釜須峠を越へて長谷に至るものにして、明治二十一年釜須峠の改修あり大正三年に至り縣道を取消さる。

3、坂越より山崎を経て京都に達する縣道

中安村より來り下徳久を通過し釜須口にて鳥取に通ずる縣道と分れ西徳久・平松を通りて宍粟郡に至るものにして、明治四十二年より三ヶ年に互りて改修あり、大正九年千種より上郡停車場に通ずる縣道と改稱縣道百十八號線となす。

4、本村には里道少く唯東徳久・中村・垣内・平松橋より谷口に至るものあるのみ、尙東徳久より林崎に通ずる町村道目下改修中なり。

5、交通機關

明治十五年頃まで下徳久の南端米田橋まで川舟通じ運搬をなし、尙大田井まで川舟を通ずる豫定なりしも達せざりき。

九、衛生

明治二十七、八年の兩年に互りて赤痢病の大流行を來し、又大正元年に至りて又々四〇名の患者を出し、又大正二年にも三十名の患者を出せり。而して以後其の流行を見ず。

十、宗教

1、神社

郷社 吾勝神社

村社 八幡神社

無格社 山王七神社

天一神社

2、寺院

法覺寺 西蓮寺

十一、名勝、舊蹟、古城址

瀧の方 丸山の古墳

觀音堂

首塚

地頭の首 平山の墳墓

上津の古戰場

古穴

徳久城址 矢能の城山

十二、戸數、人口 (大正十二年末)

戸數 四二二 人口 男一、二六四 女一、〇〇六 計二、一七〇

第十一節 大廣村

一、位置及地勢

郡内東南部に位し概して山地多く平野に乏し。

二、部落

新宿・島脇・久保・廣山・弦谷・三原・三つ尾・大下り・大畑の九とす。

三、人口、戸數

1、大正十一年度

本籍人口	男	一、〇七四	女	九八〇	計	二、〇五四
現住人口	男	九〇一	女	八一六	計	一、七一七
戸數		二九七				

2、市町村制發布當時大廣村現狀人口戸數調

部	落	戸數	男	女	計
廣山		二六	九〇	八九	一七九
弦谷		三一	七三	六三	一三六
末廣		一六七	四四九	四三八	八八七
三原		一八	三〇	四三	七三
三つ尾		一四	三〇	三四	六四
大畑		六一	一七二	一三八	三一〇
大下り		二三	七八	四九	一二七
計		三四〇	九二二	八五四	一、七七六

四、沿革

1、政治の沿革

明治の初年廢藩置縣に際し各藩名は縣名となりて其管轄となる。乃ち舊三日月領は三日月縣となり天領は維新の際兵庫縣となり、明治三年生野縣となり、三つ尾は安志縣となる。而して明治五年全村飾磨縣となり、本郡は第十五大区と呼び末廣は其の第一小区に、其他部落は第五小区に屬す。

明治二十三年新宿・島脇・久保を合して大字末廣とし其他は各部落を大字とす。

2、領主の沿革

天正年間には姫路城主池田氏の所領なりしこと池田檢地帳に見ゆ。徳川氏に至り久保・廣山・弦谷・三原は天領（弦谷・金子鑛山の富源ある故か）となり、或時は但馬生野の城主の代領せる時あり、小田原の城主大久保氏の代領の時あり、幕政の終りには龍野の城主脇坂淡路守安斐氏の代領たりき。新宿島脇・大畑・大下りは三日月藩に屬し森氏の所領たり。森氏は元祿十年對馬守長俊公新に乃井野に封せらる（高一萬五千石）。其當時本村各字の戸數人口等左の如し。

部落名	納税額	戸數	人口
新宿部	三〇〇、一七	六三	二二八
島脇部	一三三、〇四〇	四四	一八八
大下り部	六九、四四七	二八	一〇三
大畑部	一一四、七五四	六四	二五四
三尾部	七四、〇二五		
廣山部	八五、七二五		
三原部	五二、二七一		
弦谷部	七〇、六六四		
久保部	二三〇、二三二		
計	一、一三〇、二七五		

五、教育

1、小學校の沿革

明治五年八月頼徳小學校を創立し學區を東新宿・久保・島脇となし、明治九年三月校舍を島脇に新築し學區を東新宿・久保・島脇・廣山・弦谷の五部落と中安村土井・寶藏寺・小山の八部落とす。

明治十七年九月學制改正せられ當分本校は初等科のみを置き大畑・三つ尾・三原・大下りの四ヶ村部落を當校區内に合併して大畑部落に支校を置きしが、明治二十年四月に至り當校を廢し三日月村廣業小學校に合併し、中安村の三部落は分離して中洲小學校に合併し大畑に簡易小學校を設く。

明治二十四年四月末廣村に尋常小學校を設置し、三日月村廣業校より分離し學區を弦谷・廣山・東新宿・島根・久保とす。

大廣尋常小學校現狀

児童數	一七五人	學級數	四
校地坪數	六三四坪	卒業者	六三七人

大畑尋常小學校

明治六年四月甌婁學校を創立す。

明治九年三月勉旃學校と改稱す。

明治十七年九月佐用郡第一番學區賴德小學校支校となる。
 明治二十年四月佐用郡第三番學區大畑簡易小學校と稱す。
 明治二十四年四月學區變更のため廢校となり大廣尋常小學校分教場となる。
 明治二十五年五月大畑尋常小學校とし獨立す。

現 狀

兒 童 數 六七
 校 地 坪 數 三五三坪
 學 級 數 二

2、補 習 學 校

農業補習學校

生 徒 數 男 五八人 女 二八人

3、社 會 教 育 施 設

佐用郡青年團大廣支團、 婦 人 會、 教 育 會

六、産 業

1、綿
 明治三十年頃迄は年額五百貫内外なりしが、現時紡績外綿に壓せられて五十貫内外に過ぎず。
 2、大豆

明治二十三年頃迄は年産四百石なりしも、現時收量五十石内外なり。
 3、米

近來産額著しく増加し、平均收穫二千八百四十石に及ぶ。

4、蠶 業
 年産額二千七百六十貫に達す。

5、林 業
 公私有造林面積二百五十町歩に及ぶ。

七、經 濟

1、本村歳入出決算額

年 次	年	歳	入	出
明治二十三年	同	同	六六九・一〇五	六三六・二〇五
同	同	同	七〇三・七五二	六六九・六八六
同	同	同	二、三四二・三四五	二、二五一・三八二
同	同	同	二、五一八・一五六	一、七四三・四七七
同	同	同	三、〇八七・六四六	二、八八三・五三〇
同	同	同	七、八〇九・二四七	七、五八四・〇八六
大正元年	同	同	六、五四九・〇一〇	六、二一六・九六〇
同	同	同	一三、五一九・二八〇	一二、二六七・一一〇
同	同	同		

2、基本財産

大廣村基本財産	有價證券	九、一四五円	銀行預金	八五一円
小學校基本財産	同 右	七六円	同 上	四四円
	山林反別	一六町二反歩		

八、交通

1、縣道(元國道)

三日月村乃井野より新宿を貫通して徳久村林崎に至る舊國道因幡街道は、明治二十三年大改修を行ひ往來至便大に面目を改めたり。

2、縣道

三日月村乃井野字赤社縣より分岐して廣山・弦谷・三原を経て赤穂鞍居村に至る線は、大正九年四月一日より縣道に編入す。

3、郡道

新宿より島脇を経て中安村土井に至る線は大正九年四月一日より郡道に編入す。

三原縣道より分岐して三つ尾・大下りを経て中安村多賀に至る線は大正九年四月一日より郡道に編入す。

入す。

九、衛生

惡疫の流行も時に消長あり、近時衛生思想の發達につれて其の數を減少せり、流行時の狀況左の如し。

明治二十七年弦谷赤痢病

患者三十人

明治三十五年新宿の赤痢病

患者十五人

大正八九年の流行性感冒罹病者は二百名位にして内死亡四十人

十、宗教

1、神社

村社 八幡神社

無格社 十二世神社 荒神社 山神社

2、寺院

常脇院 定榮庵 鶴仙庵 觀音庵

十一、名勝、舊跡、古城址

嘉平地藏 平知盛の石碑其他平氏殘黨の遺蹟 大畑の由來

弦谷の城址 宇野山 弦谷山

第十二節 三日月村

一、位置及地勢

本郡東端にありて東は安業、揖保兩郡に境し西は徳久、大廣の兩村に接す。一般に山地にして平野少なく本郷の小流南北に貫流す。

二、部落

三日月・乃井野・春哉・志文・真宗・上本郷・下本郷の七部落とす。

三、沿革

本村名に關しては種々の傳説あり月の名所として、又時頼三ヶ月間滞在せし故ともいへり。昔此の地方を船曳の庄とも云ひし事あり、其當時船曳氏の所領なりしと云ふ。此時代には大廣村の廣山部落も此庄内なりしが、後元祿十年森家の此地に封せられし時、分裂せりといふ。

明治五年、三日月縣を廢せられ新に設置したる飾磨縣に合併せられ、郡名村名を用ひず播磨全國を十六大區に分ち本郡は其第十五に當り此の十五區を更に五小區に分ち、各村を分屬せしむ。即ち本村は

其第一小區となる。依つて飾磨縣管下第十五大區第一小區と云ふ。而して其區域左の如し。

三日月・乃井野・下本郷・上本郷・真宗・志文・春哉・新宿・島脇・久保の十ヶ村。

明治八年右五小區を二小區に縮小せられ其區域左の通となる。

三日月・乃井野・上本郷・下本郷・真宗・志文・春哉・新宿・島脇・久保・大畑・三つ尾・三原・大下・弦谷・

廣山・寶藏寺・土井・安川・小山・米田・中島・多賀・林崎・下徳久・西徳久・東徳久・平松の二十八ヶ村。

明治二十二年市町村制の實施と共に前記の部落となる。

三、人口、戸數

大正十一年三月末調査

村名	戸數	人口		人口計
		男	女	
三日月	二四〇	七四五	七四一	一、四八六
下本郷	九一	三三四	二八二	六一六
上本郷	六六	二六七	一九九	四六六
真宗郷	四四	一四六	一四〇	二八六
志文	三六	一四四	一二一	二六五
春哉	二八	一〇八	一二二	二三〇

乃井野	一四	四三九	三四二	七八二
合計	六一九	二、一八三	一、九四七	四、一三〇

四、領主の沿革及政治の變遷

往昔元興、建武より嘉吉の亂迄は赤松氏の所領となり、嘉吉以後亨徳を経て應仁元年迄は山名氏の所領となり、應仁以後は再び赤松氏に歸せり。

赤松氏秀吉の爲めに討平せらるゝに及び播磨全國を木下右衛門延俊に給ひ慶長五年に到る。同年より池田三左衛門輝政の所領となる。元和元年池田輝政の七男右近太夫輝興の所領となり、寛永七年に至る。(十六年間)

寛永七年より同十七年迄池田輝澄の所領となる。

寛永十七年より一時幕府の直領となり、此の地に代官所を置きて支配す。(此間五十六年間)

元祿十年十月十九日森内記長繼の第八子森對馬守長俊の所領となり以て明治維新に至る。

五、教育

1、藩政時代

廣業館

寛政七年藩主森快温公私金を投じて學館を創立し、子弟を教育せられ其規模概略左の如し。

- イ、敷地 四五〇坪
- ロ、建築屋宇 一三二坪
- ハ、就學規定 文學八歳より二十歳迄、武藝十五歳より三十歳迄
- ニ、職員 學監、部講、助教、句談師、武藝、師範等
- ホ、學生の數 文學部一五〇人、武藝部四〇〇人
- ヘ、試業 定期、臨時の二期に分ち定期は毎年秋季に行ふ
- ト、學則並に學科目等あれど不明なり

2、小學校の沿革

明治五年文部省の諭告によりて設立せられたる學校左の如し。

位置	校名	教員數	生徒數	經濟	校舍	聯合村名
乃井野	廣業校	二	六〇	村費支辨	官舎	乃井野
三日月	愛敬校	一	四〇	同	民舎	田此・三日月
下本郷	道化校	一	三〇	同	同	上本郷・下本郷
志文	和仁校	一	二五	同	同	春哉・志文・眞宗

明治八年田此に設立せる愛敬校を廢し乃井野の廣業校に合す。

明治十五年四月本郷の道紀校、志文の和仁校を廢し廣業校に合併す。但し兩村に分校を置き幼年生

のみを教授す。

當時の學齡人員	五一三人	男	二六四	女	二四九
就學人員	三二八人	男	二〇九	女	一〇九
豫算額	八八〇四六九七				
精算額	五七八九五七				

明治二十年大廣村の賴徳校を廢し廣業校に合併す。

同二十四年學區の改正により大廣村分離し志文、本郷の兩村合併す。

大正十一年四月末の現在兒童數は左の如し。

尋常科	四五七	男	二二四	女	二三三
高等科	一一〇	男	七六	女	三四

3、社會教育施設

三日月教育會

三日月村青年團

日曜學校

六、民業

本村に於て特有物産として擧ぐべきものは大豆、煙草、柿、栗、薪炭、繭等なり。今其の變遷現狀等に就て述ぶべし。

1、大豆

大豆は往古より三日月大豆と稱し龍野醬油の原料として他に類例なき良質の品を産し随つて價格も一割若くは二割の高價に販賣せられしが、近來は滿洲朝鮮等より多量の輸入あり、品質の不良は勿論なれども價格の低き爲め醸造家は兎角其方に趨り、従つて價格の低下を來し得失相償はざるにより近來は耕作するもの少く、僅かに自家の用品又は地方の需用品に過ぎざる位となれり。

2、煙草

煙草も往古より本郷煙草と稱し姫路、大阪等に送り非常の聲價を博せしものにして、政府に於ても葉煙草專賣局の設けあるや第一に乃井野村に專賣支局を設けられ、盛に耕作を獎勵せられしも、是亦米價の騰貴に依り得失償はざるにより年々耕作を減じ、專賣支局も廢せらるゝに至れり。

3、栗、柿

往古は別に栽培の勞を用ひず幼芽の接木位にして殆んど山野に自生の儘なれども相當の收穫あり。

4、薪炭

薪は新宮地方に輸出し、木炭は各地に輸出し、殊に木炭の改良獎勵ありて炭質優良となり従つて炭價の騰貴を來たし、又販賣組合等の設ありて前途益々有望なり、今其の生産額を示せば

大正十年度木炭製産額

六〇、二一〇圓

5、繭

養蠶業は維新以後年々進歩し蠶業組合の設けもあり特に當局者奨励の結果長足の進歩を來し、大正八年の如きは糸價暴騰の爲め多額の掃立をなして桑葉の不足を來し、爲めに桑葉一貫目壹圓以上に賣買するに至りしも、昨年には糸價の下落と無謀の掃立をするものも無く、爲めに桑葉の過剰を生ずるに至り、本年の如きも桑葉過剰にて繭一貫目代拾貳圓以上なるに桑は一貫目八九錢乃至十錢位にて賣買するに至れり。今大正十年度に於ける生産總額及價格を擧ぐれば

生産額	春	夏	秋
生 産 格 額	一、三九〇圓 一七、一〇四圓	三、四二〇圓 三、六六五圓	三、〇五〇圓 三六、五八〇圓

6、茶

茶は維新前に於ては毎々少々宛なれども製造して姫路地方へ販賣する者ありしが、近來は得失償はざるに依り廢業し現今にては農家自家用の番茶を製するに止まる。

7、楮、ミツマタ、雁皮等

右は紙の原料として一時奨励したる時代もありしが、是亦得失償はざるに依り栽植するもの無く、唯田畑の畔及山林原野に自生するもの少々ありて毎年少量なれども商人の手を経て他へ販賣せり。

8、五 倍 子

是亦栽植する者はなれども山林に自生するに任せ毎年採集せられて販賣せらる。

9、養 雞

右は古來自家用採卵、需肉の目的にて飼養するものありしが近年追々其數を増し、殊に家禽品評會の設けあるに至り現今は益々其數を増すの傾向あり、且つ品種も大ひに改良を加へられたり。

七、交 通

道 路

本村に於ける道路として擧ぐべきものは左の三線なり。

1、揖保郡西栗栖村より來り三日月・乃井野を経て大廣村に入る、延長凡一里餘なり。本線は往古よりの國道にして、舊幕府時代には因・伯・雲州等の諸大名の交通路にして往來するもの多かりしも、廢藩後は大ひに其數を減じ、且つ山陽線及山陰線の設けられしよりは一層往來の數を減じたり。交通機關としては毎日三日月・宇田此より揖保郡新宮迄一日三回宛自動車の往復あるのみ。

2、宍粟郡土萬村より來り眞宗・志文・春哉・乃井野を経て國道に合す。

本線は肅地方より山崎町に通ずる重要な里道にして、明治二十八年村費支辨にて大改修を行ひ、大正九年十月に至り縣道に編入、赤穂郡上郡町より宍粟郡山崎町に通ずる路線となれり。

3、安栗郡菅野村より來り上本郷、下本郷を経て宇茶屋に至り國道に合す。
 本線は肱地方より上・下本郷を経て山崎町に通ずる重要な里道にして、明治二十六年國庫の補助を仰ぎ大改修を行ひたるものなれば殆んど縣道にも勝る道路なり。

八、衛生

衛生思想漸次發達して惡疫の流行も漸減の域に達し大なる蔓延を見ざるは喜ぶべき現象とす。
 避病舎は明治三十二年十一月創設せられ今日に及び設備完備の域に達せり。

九、經濟

村制實施後の歳入出額

年次	歳入	歳出
明治二十二年	四九〇・〇〇〇	四九〇・〇〇〇
同二十三年	一、五〇〇・〇〇〇	一、五〇〇・〇〇〇
同二十四年	五、六八三・一七五	四、九九二・一〇七
同二十五年	五、一一九・五六一	四、四六四・五六三
同二十六年	五、八四七・四七〇	五、一一〇・七四四
同二十七年	八、四二七・〇九九	八、〇四八・六六三
同二十八年	八、七〇九・五〇〇	八、四三八・二〇〇
同二十九年	二四、六〇〇・九三〇	二二、六七六・五二〇
同三十年	二七、八九〇・〇〇〇	二七、八九〇・〇〇〇

同十一年	二七、八九〇・〇〇〇	二七、八九〇・〇〇〇
------	------------	------------

十、金融

本村に於ける金融機關としては明治十年頃二三有志により合資組織にて大成社なるもの設立せられしも間もなく廢業し現今にては左の三となれり。

1、三日月銀行

明治三十一年四月の創立にして當時は三日月貯蓄銀行と稱せられしも、同四十年四月より三日月銀行と改む。

2、三立金融株式會社

大正三年の創立にして現今十萬圓の資本にて營業す。

3、三日月信用購買販賣組合

大正九年三月の創立にして資本金壹萬參千六百七拾圓なり。

營業狀況としては金員の融通は勿論、物品の購入及販賣等を兼營す。

其購買部には肥料、石油、酒類、醬油、食鹽、砂糖、用紙類等の共同購入をなし、販賣部には専ら組合員の生産したる木炭の販賣に當る。

十一、宗教

1、神社

郷社 日岡八幡神社
無格社 熊野神社 盤筒男神社

2、寺院

高藏寺 明光寺 福仙寺 慶雲寺 西林寺
清心庵 最明寺 向陽庵

3、教會

天理教會

十二、名勝、舊蹟、古戰場

城山 乃井野城趾 最明寺 御腰掛け石
落葉の清水 三方里山 三日月の杜

第五篇 宗教

第一章 神社

第一節 總說

郡内の神社は其の數三百有餘あり、縣下に於ても其の多きこと首位を占む。而して由緒記録の正しきもの尠き而已ならず甚しきは社殿破損して御靈の雨に晒さるゝもの往々にして之ある等不敬神明を穢すもの尠なからず、茲に於て社殿の結構を尊嚴ならしめ、且つ崇敬の實を擧げん事を計り、明治四十年其の由緒を考査し、建造物の大小、境内風致の良否氏子信徒の多少等を參酌して之れが合祀を斷行し以て祭祀を嚴肅にし維持方法の確定を劃するに至れり。
今無格社以上現在の神社數を示さん。

村名	佐用	長谷	平福	石井	江川	幕山	計	一
縣社								
郷社								
村社								
無格社								
計	一	二	三	五	五			
村名	西庄	久安	中崎	徳久	大廣	三日	計	七
縣社								
郷社								
村社								
無格社								
計	一	二	五	一				
村名	乃野	石井	奥海	平福	幕山	徳久	計	六
縣社								
郷社								
村社								
無格社								
計	一	三	一	二	二	三		
村名	佐用	長谷	平福	石井	江川	幕山	計	五
縣社								
郷社								
村社								
無格社								
計	一	二	三	四	四	三		

右の内神饌幣帛料を供進することを得べき神社の指定年月日を左に掲ぐ。

供進指定年月日	社格	社名	所在地
明治四十五年三月三十日	縣社	佐用都比賣神社	佐用村本位田
大正四年十月二十日	郷社	八幡神社	三日月村乃野
同 四年十一月二十日	村社	八幡神社	石井村上石井
同 四年十一月二十日	村社	奥海神社	石井村奥海
同 四年十一月二十日	村社	素遠鳴神社	平福村平福
同 四年十一月二十日	村社	慕山神社	幕山村本郷
同 四年十一月二十日	村社	吾勝神社	徳久村東郷
同 四年十二月十五日	村社	八幡神社	石井村東郷
同 四年十二月十五日	村社	八幡神社	石井村東郷

供進指定年月日	社格	社名	所在地	
同 五年五月二十日	村社	八幡神社	大廣村末廣	
同 六年二月五日	村社	江川神社	江川村大島	
同 六年十一月十五日	郷社	八幡神社	江川村上方	
同 八年四月五日	村社	神場神社	西庄村上方	
同 十一年十二月三十日	村社	桑野神社	江川村上方	
同 十一年十二月三十日	村社	桑野神社	石井村下石井	
同 十一年十二月三十日	村社	桑野神社	石井村下石井	
計	縣社 一	郷社 四	村社 九	合計 一四社

第二節 縣社

佐用都比賣神社

〔祭神〕 市杵島姬命

〔緣起〕

本神社の御祭神、市杵島姬命は古事記に所謂日の神の御心化の三女神にて、市杵島比賣命は田心姫命、湍津姫命と同身一體なりともいひ又の名を佐依津比賣命と謂ふ、此の神を奉るの御社なり。

古事記に

吹棄氣吹之狹霧所成神御名多紀理毗賣命亦御名謂奥津島姬命次ニ市杵島毗賣命亦ノ

御名謂佐依毘賣命次ニ多岐都比賣命

此佐依比賣命を此の地に祭りて名を佐用の郡と謂ひ、其の神社を佐用都比賣神社と社號を奉りしなり。

日本書紀神代上卷に云く

天照大神乃素取素戔尊鳴十握劍打爲三段墮於天真名井ニ詰然咀嚼而吹氣噴之狹霧所生神號日田心姬次ニ湍津姬次ニ市杵島姬凡三女神矣

又勅白其十握劍者是素戔尊物也故此ノ三女神悉是爾兒便授之素戔尊此則築紫胸肩君等所祭神是レ也

舊事本紀に云く

瀛津島姬神亦名田心姬亦名田霧姬坐宗像與津宮

湍津姬、坐宗像邊津宮

市杵島姬、坐宗像中津宮

素戔尊與天照大神共舊約所生三女三前大神也又降居於筑紫國宇佐島在北海道中號曰道至貴

附 佐用都比賣神社微考に曰く

舊事記ニ 田心姬瀛津島姬、市杵島姬ヲ中津島姬湍津島姬ヲ邊津島姬ト別名ヲ揚レハ其勸請ノ地ニ付キテ號ヲ奉リシ事ニテ湍津媛ハ宗像ノ濱邊市杵島姬ヲ

中ノ島山ニ田心姬ハ遙沖ノ嶋ニ祭りテ與津宮中津宮邊津宮ノ宗像ノ三所也

扱又三女神ヲ分ケテ祭レル所ハ田心姬ハ相模ノ江ノ島湍津姬ヲ近江竹生嶋市杵

島姬ハ安藝ノ嚴島ニ祭りテ嚴島トイテキシマハ同訓ナリ、如此三女神ヲ海中ノ

嶋々ニ祭り奉ルハ嶋々浦々ノ諸民ヲ守護セ玉ハントノ日ノ神ノ御慮ナリ、俗間

ニ七福神ト云フヲ立テ此三嶋ノ女神ヲ辨財天女ト號七福神ノ内ニ入レタリ、共

ニ三女神ハ、三種ノ神寶ノ御德ナレバ福ノ神ト申シ奉ツテモ可ナラム云々

續日本後紀に云く

仁明天皇ノ嘉祥二年十一月播磨國佐用郡佐用都比賣ノ神社預官社云々

備考 是れ大國史所載の神社にして由緒ノ正しき神社なる事を知る。

延喜式神名帳に云く

播磨國、佐用郡二座 佐用都比賣神社 天一神王神社

備考 是れ延喜式内神社なり

播磨風土記に云く

讚容郡、所以云讚容郡者。大神妹妹二柱各競占國之時妹玉津日女命。生鹿割其腹而種稻其血。仍一夜之間生苗即令取殖尔大神勅云汝妹者五月夜殖哉即去他處故號五月夜郡。神名費用都比賣命今有讚容町田也即鹿放山號鹿庭山山四面有二谷。皆有生鐵。難波豐前於朝廷始進也見顯人別部犬其孫等奉發文初。(讚容町田ハ今俗に沖田と云へり町と沖字音書相似たれば後世誤れるならんか)

讚容郡 事ハ与里同 土上中

吉川(本ノ名玉落川)大神之玉落於此川。故曰玉落。今云吉川。稻狹部大吉川居於此村。故曰吉川。

其山生黃按見佐用都比賣命於此山得金按故曰山名金肆。川名按見伊師即是按見之河上川底如床故曰伊師。其山ハ生精鹿升麻

備考 本神社祭神佐用都比賣命の事風土記に記載せられたり。

本神社の創立年月日は不詳なるも、紀元一千五百九年、仁明天皇御代嘉祥二年己巳十一月官社に列りたる事、續日本後紀に記載されあるを見れば其れ以前の大社たりし事を知るべく、醍醐天皇延喜式内の神社に列せられたるを見れば往古より著名の大社たりしなり。

封建の時代に在りては世々國主の崇社たりしなり。永く永享年間赤松圓心舎兄の孫別所五郎左衛門

敦範あり本郡佐用莊豐福の庄を領し利神山に築城せしより其の崇社たり。其後池田三左衛門輝政、播備淡三國を領し姫路に居るや其崇社となり、其族池田出羽守利神城を修築し居住するや其の崇社となる。後慶長十五年領主池田良正院の崇社となり、寛永十七年徳川幕府の旗本松平主馬助長谷村に居住し其の崇社となる。其後萬治三年現今の拜殿を再築し元祿十四年九月領主松平久之丞上米十五石金壹百兩を投じて本社現今の社殿を再建す。尙同領主の用ひし葛の紋は今に社殿の側に現存せり。

明治七年七月郷社の格に列せられ、明治四十五年三月指定神饌幣帛料供進神社となり、又大正十三年二月二十一日縣社に列せらる。

末社 片宮神社 祭神 天照大神

社殿は領主松平石見守寛文二年の再建なり。本社は元佐用村本位田字三反田(境内六百七十坪)に鎮座ありしを明治四十二年本境内へ移轉奉祀す。

末社 若宮神社 祭神 高皇魂命

社殿は元祿年間領主の再建なるも其年月不詳なり、佐用都比賣神社を距る西方約三十間字宮の裏(境内八十二坪)に鎮座ありしを明治年間に本境内に移轉奉祀す。

末社 汐川神社 祭神 速佐須良比賣尊

佐用村圓應寺字河内の元に鎮座なりしを往古佐用都比賣神社の大社なりし頃、其祭典を執行する

に當り「汐川拔」と稱して祭主の修拔せし所なりしを、明治年間に至り本境内へ移し奉祀す。
佐用都比賣神社々傳録の一部を抜萃して參考とす。

佐用都比賣神社は各史乘に見ゆるが如く、古く國家の崇社たりしを以て古昔に在ては著名の大社として七町七反歩の社領地を有し、其規模廣大に神事亦盛大なりしと口碑に傳へ、加之往古の事跡舊趾と思考するもの當今現存するを以て其の盛大なりし事を證するに足る。而して封建以來も領主の直轄に屬し造營土工總て領主の直營なりしに、天正五年豊臣秀吉の兵火に罹り且領主の變遷、戰亂の騷擾領主の分裂等に因り氏子散離し漸次衰頽終に今日の如く氏子僅々たるに至りたるものなり。然れ共、播備作因伯攝但淡の諸國人民にして當今尙大いに崇信する處を以て推考するに、往古より著大の古社なりしは疑を容れざるなり。

現今存在する者にして往古に於ける事蹟たる場所、地名等左に掲げ其考説又は口碑に傳ふる處を記載し參考とす。

鹽川神社

前記の如く佐用村大字圓應寺字河内の元に鎮座無格社河内神社の俗稱にして、瀬織津比賣命を祀れる小社なれども遠く各地より參拜するもの多し。該社の北を流るゝ川を鹽川と云ふ。該社を鹽川神社と稱す、其名稱及實地の狀況より推考するに往古佐用都比賣神社の大社なりし頃例祭は勿論臨時

大祭毎に其執行に先き立ち鹽川、佐用川、合流の處に神事所を設け海水を運び來り此川に投入し神職掛員等鹽川祓と稱して川瀬神、瀬織津姫神を始め祓戸四神を祭りて齋戒祭典に臨ましめしなり。其神事の川名に負せて是れを鹽川と稱し、祓戸社を遺存し鹽川神社と云ひ傳へたる者なり。

神田

大字、長尾にあり佐用都比賣神社西南一帶の廣き耕地の字なり。右は古代該社大社なりし頃神領地七町七反歩有りし處と云ひ傳へり。此地を神饌料としたるなるべし。當今事蹟の土地の字となりて存するものなり。

神領地油免

右神領地往古は七町七反歩有りし處、天正年間國主戰亂の頃池田三左衛門輝政檢地の際、悉皆引上げに相成氏子等甚だ悲歎の情に不堪、其實具申之結果三反三畝歩附與せられ、爾來神社有として保存せしに至る。明治九年地租改正の際右奉燈油免地三反三畝歩も終に引上と成り、爾後は右神社の修繕費は勿論祭典其他の費用は總て氏子崇敬者の支辨に歸す。

佐用都比賣神社華表設置論の傳説

本社の華表破損の節之れが設立の儀佐用町氏子中の者は佐用の産土神なれば該社南の方面に設置可致旨申立てしに、本位田氏は本村内に鎮座の神社にして佐用町の神社にあらず、況く佐用郡中の

大社にして佐用都比賣神社と唱へ奉り往古より本位田氏子の受持神社なり。華表は北の入口に設立すべく申立双方一致せず。無止舊領主へ訴へ出で双方へ理解ありしも尙各主張を不弛、無止江戸表へ訴へ取調の上本位田氏子受持之神社と裁定、華表は北の入口へ設立する事となりし由古老の口碑なり。時代詳かならざるも凡そ元和年間の頃と傳へらる。

佐用の朝霧

市杵島比賣命(佐用都比賣命)は天照大神御姉弟天安河に御誓契之時、天照大神弟命の十握劔を三段に打折つて天眞名井に振渡に囃み吹出し玉ふ氣吹の狭霧に出顯の神にして、水氣の元性に座し給ふが故に御鎮座以來、此地四面の山を限り四季朝霧の立籠るに神徳の靈妙ありとて、往古より佐用の朝霧と云ひ傳へて名區とせり。

當神社奉納 北條時頼の歌に

何國とも知らて道にそ息ぬへき

晴間も見延ぬ佐用の朝霧

と詠めり。古風土記中鹿庭山現今大撫山と稱し、神社の西方凡八町の處に聳ゆ、此山の麓江川村の内福澤宇大谷の内今尙鹿庭と云ふ字存せる事明なり。

佐用都比賣神社 社殿再興棟札寫 (現今の社殿なり)

元祿十四年辛巳年 (表面)

天七神天地陰陽内天外雲海國土神清元靈

敬

宗廟皇祖奉再興佐用津姬神社一天泰平社頭康榮國土豐饒收願主松平久之丞

地五神萬德圓滿感應成就稽首禮謝信受奉行

白

九月吉祥日

播磨鑑に曰く

播磨國神社佛閣名所舊跡並和歌附古城迹 播州平津住 平野庸修編集に

佐用郡今高二萬三千三百八十石餘 村數七十八

神名式曰此郡に佐用姫神社あり故に郡名とす。日本已天智紀に狹夜郡と有此説亦非なるべし。舊事本記に見ゆる日の神御心化三女神の中市杵島姫命又名佐依都比妻の命を祭りし社なるべし。是に依て郡の名とするか。人皇三十九代 天智天皇の御宇より寶曆十年まで一千九十四年の郡名なり。

神社延喜式 二坐 並に

佐用姫大明神 江川郷本位田村佐用驛より十丁餘地也。社地は即ち郡の中央也

祭神 狹依比賣命 藝州嚴島明神と同體也

祭禮九月二十八日二十九日晦日となれば十月朔日

社家 三村采女 三村和泉

相殿 八幡春日境内千六百坪神樂役池田豊後守本社南向廊下幣殿長屋殿鳥居社の後

攝社方宮雅日女命社の後又姨宮とも云ふ。若宮吾勝尊社地の西神場在長尾山の谷塩神宮祓所神圓應寺村川向瑞籬神明在長尾村池の下草堂猿田彦大神在佐用町川向社記有本傳不記。茲續日本後紀仁明天皇御宇嘉祥二己巳年豫官社云々。峯相記の説非也。又卜部兼邦和哥百首之抄不知據、貝原氏所著和爾雅日所祭松浦佐用姫也とあり、是は當國峯相記によれるものならむ、彼記はすべて劔持氏が想像の臆見を以て筆とすと見えたり。

播州古跡便覽記拔萃

日本紀天智紀に狹夜郡とあり神名式曰、此郡に佐用姫の神社有故に名とすと云々、佐用郡も久しきこと也。

一、佐用朝霧 佐用朝霧、那波の夕霧と云ふ、此郡のみ霧籠りて巳の刻頃迄晴れず他所には霧のなきも奇也。

いつくとも知らて道にそやみぬへし晴間も見えぬさよの朝霧

(右は前にも同じ様の記事あれども参考のため尙再録しおきぬ)

社格 明治七年七月郷社に列し、同四十五年三月三十日幣帛供進指定神社となり、大正十

三年二月二十一日縣社に昇格せらる。

祭日 毎年九月三十日小の月は十月一日なりしを後ち毎年十月三十日に改めらる。

建物 正殿 三坪四五 拜殿 一三坪 神樂殿 二坪二五 幣殿 一七坪五

寶庫 一四坪〇 長殿 二〇坪 社務所 二七坪五

氏子 約三百戸

同神社に合祀せられたる神社

一、秀谷	無格社	荒神社	明治四十年四月十五日
二、山平	無格社	荒神社	同 四十年四月十五日
三、吉福	無格者	荒神社	同 四十年四月二十五日
四、長尾		末公稱神社一切	同 四十年五月十日
五、圓應寺	無格社	大已貴命神社	同 四十年五月十日
六、大願寺	無格社	八幡神社	同 四十年五月十日
七、西河内	村社	八幡神社	同 四十一年三月九日
八、大坪	村社	妙見神社	同 四十一年八月十日

第三節 郷社

慕山神社

慕山村本郷字慕山鎮座

〔祭神〕 足仲彦尊。譽田別尊。氣長姫尊。

〔縁起〕 創立年月日不明

天明三年四月大佛師岩國橘光雲御神體を造立せしも文化八年十二月火災に罹り焼失せりと傳ふ。

翌年新築せりと稱するもの四棟現在せり則ち神殿、拜殿、幣殿、神樂殿
境内、五百有余坪

文政九年石堂宗等獻納の狩野久信の栗毛の繪馬あり。

明治七年郷社に列せらる。

氏子福吉・本郷・大垣内・皆田・中山・福中・戈金の七部落なり。

明治四十年七月八日官許を得て左の無格社を合祀せり。

本郷・福吉・中山・才金の六荒神社と天満神社並に稻荷神社

社格 明治七年二月郷社に列し。大正四年二月十五日幣帛料供進指定神社となる。

例祭毎年四月二十日獅子舞、十月十九日は角力撃劍の催しあり。

八 幡 宮

〔祭神〕 氣長姫尊。譽田別尊。湍津姫尊

相殿には左の諸神合祀せらる。

祭神 盤筒男尊 須安鎮座村社北辰神社なり

同 素盞鳴尊 力萬二社須安三社小日山壹社目高壹社寄延一社なり。

同 大己貴尊 力萬一社小日山一社なり。

〔縁起〕

創立年月日は不詳なりと雖も本社太平城の城主佐用次郎頼景郷より赤松左京太夫政則孫右京太夫政元嫡子藏人太輔政範幼名上月十郎迄代々の氏神なりしを以て社殿其他建造物も種々ありしが毎々火災に罹り漸く去る明治三十二年大修繕せしも元祿三年正月朔日願主の奉額寶物古文書の部に記載ある如し。

〔傳説〕

従來宇佐八幡と唱へ豊前國宇佐神社より勸請すと云ひ傳へ維新の際宇佐の二字を除きしなり。又康安元年承應元年及延寶三年に再建立と云ふ。書類今尙氏子並に舊神官の家に保存さる。

〔社格〕

明治七年二月郷社に列し、大正六年十一月十五日幣帛料供進神社となる。

〔祭日〕

毎年十月十九日にして舊慣、角力、獅子頭舞あり。

〔境内坪數〕

官有地一種五反七畝十一歩

〔社殿及建物〕

社殿 二坪 幣殿 七坪 拜殿 十五坪

〔寶物〕 古文書、額一面、堅長方形にして縦一尺五寸、横一尺なり。

正徳三年十一月再建の棟札

〔氏子〕 上月・力萬・須安・字根・西大島・小日山・目高・寄延の八部落とす。

吾勝神社

徳久村東徳久字中村垣内鎮座

〔祭神〕 天忍穗耳尊

〔合祀〕 素盞鳴尊。盤筒男尊。武雷尊。大國主尊

〔縁起〕 創立年月日不詳

明治七年二月郷社に加列、大正四年十二月十五日幣帛料供進指定神社となる。

明治四十年八月二十日左の神社を合祀せり。

村社 吾勝神社、八幡神社、荒神社、荒神社、盤筒男神社、荒神社、鹿神社、清池神社、荒神社、荒神社、荒神社、國司神社、鹿神社

〔祭日〕 毎年十月十五日

〔境内〕 五百五坪 境外坪數 六千二百二十九坪

〔建物〕 三十五坪

〔氏子〕 東徳久・西徳久・平松の三部落一圓。

日岡八幡神社

三日月村乃井野字清水に鎮座 (巻第二十一回參照)

〔祭神〕 仲哀天皇。應神天皇。神功皇后

〔合祀〕 明治四十年本村内にある左記各社を合祀せり

演武神社、天満神社、荒神社、鹽見内神社、稻垣神社、熊野神社、皇大神宮、愛宕神社、秋葉神社、稻荷神社、宿居神社、塚崎神社、大歳神社、金比羅神社

〔縁起〕 人皇七十代後冷泉天皇の御宇天喜元癸巳年八月十五日勸請せり。其當時は餘程の大社

にして氏子數十ヶ村、社人七十七人、神馬數十疋を飼養し社田も字赤社の邊に於て水田四町八反歩を有し且つ神社の前なる畑は悉く社領なりしが、豊臣秀吉の爲めに沒收せられ、爲めに社人も離散し氏子も減じて僅か八ヶ村となれり。

寛永元年七月十六日不慮の出火にて社殿等悉皆焼失、明暦二丙申年社殿新築遷座式舉行之れ乃ち現今の社殿なり。

〔社格〕 明治七年二月に郷社に加列、大正四年十月二十日神饌幣帛料供進指定神社となる。

〔境内〕 三千八百四十六坪官有地第一種 社殿

〔社殿〕 十一坪二五 坪殿、神饌所、神供所、幣殿、神庫、廊下、前門

〔末社〕 高良神社、武内宿稱を祭る。

〔祭日〕 従来毎年十月五日なりしを十月十五日に改めらる。
舊領主森家との關係

森對馬守長俊公元祿十年作州津山より當地に移封せられ之より明治四年廢藩に至る迄は社殿の修繕は悉く森家より其費用を支辨せられたり。

第四節 村 社

道祖神社

佐用村山田字上の山に鎮座

〔祭神〕 天忍穗耳命

〔合祀〕 素盞鳴尊。明治四十二年一月九日境内神社を合祀す。

〔緣起〕 本神社創立年月日は不詳なれども元祿二年八月社殿を再建せしことありと云ふ。明治

七年二月村社に列せらる。

〔境内〕 山上にあり、境内二段餘樹木繁茂して高燥の靈地なり。

〔祭日〕 十月十五日

〔建物〕 本殿、祝詞殿、拜殿等三棟あり。

〔氏子〕 二十八戸

八幡神社

長谷村横坂字宮山一六四番地鎮座

〔祭神〕 譽田別命

〔緣起〕 創立年月日其他不詳

〔境内〕 官有地第一種三百拾貳坪

〔祭日〕 毎年十月十七日

〔建物〕 社殿四坪、拜殿十一坪二合五勺

〔氏子〕

建築物は享保五年二月再建せしものにして、明治二十六年六月九日村社となり、同四十年四月二日許可を得て左の神社を合祀せり。

字平ノ上荒神社、字紙谷畑稻荷社、字水谷荒神社、字谷口天皇神社及び荒神社

八幡神社

長谷村口長谷に鎮座

〔祭神〕 應神天皇。素盞鳴尊

〔合祀〕 武祖神社

〔緣起〕 創立年月日不詳。大正十二年二月十日村社に加列。

〔祭日〕 毎年十月十五日。

〔建物〕 社殿桁行二間半 上假屋桁行三間 拜殿桁行四間

〔境内〕 山村三畝二十三歩、百九十七坪

〔氏子〕 六十八戸

素盞鳴神社

平福村平福字山本ノ下々鎮座

〔祭神〕 素盞鳴尊。左五男三女神 右猿田日子大神 大國主大神

〔縁起〕

創立寛永十七年元同村字宮谷荒神、西大明荒神、西山荒神を併せ一社として此處へ勸請す。明治七年二月村社に列す。寛文五年巳冬時の領主松平康寛主社領として二反二畝七歩の地を寄附せられ地租を除き、後ち元祿十一年十月時の役人之れを改め三反七畝五歩半の地租を除く。

享保二酉年秋社殿造營棟札に左の如き記事あり。

三寶荒神宮新營棟札(創立寛文五年より五十三年後)

物喜則陶々則斯咏々則斯動々則斯舞當社之再營時與人咸以得焉 鎮座加持曰 皆從因業生 今奉崇一靈 廣大福娶海 是天地真神 天下人民守矣 嘗寶永二龍聚乙酉初下八日敬成於遷宮之太空一虛大元尊神之邸依爰當牧守松平甚九郎康寛之主白銀二枚以被捧寶殿今也運命延長進退吉祥之神事新而又新申壽

寶殿修造元始之祝日寶永二乙酉三月朔日

神殿新營之願主

當時之陳吏

須賀貞右衛門 成胤

田住莊右衛門 政直

總代人

井筒屋喜兵衛 吉延

若狭屋茂兵衛 景秀

神吉屋新右衛門 宗幸

野村長右衛門 家慶

造營之匠輪

赤穂木津村住

神主

三村 相模

祭禮九月十日

以上は正殿の棟木に掲げ上る棟札の寫なり。

御旅所 下町東側寶曆二壬申年秋八月三斗六升四合除之

〔境内〕

四百四十坪、末社三社あり。

一社 鷺大明神

一社 稻倉魂神、猿田彦命、大山咋命、大宮賣命、稻背脛命

一社 豊岩窓命、櫛岩窓命

〔境外〕

山林九反七畝七歩

〔社格〕 大正四年十一月二十日神饌幣帛料供進指定神社となる。

〔祭日〕 夏祭毎年六月十五日なりしを七月十五日に、秋祭毎年九月十日なりしを又十月十五日に改訂せらる。

〔祭式〕 秋祭には午前六時より神輿出御あり行列之れに随ひ町内北の端より毎町に御休憩南新町に御休憩のとき晝餐となり、午後再び行進二時迄に御旅所着、御式を執行し午後五時發還御となる。

〔建物〕 正殿二坪七五、拜殿八坪、繪馬殿十一坪、石造鳥居玉垣等あり。石段三百間文化元年社の通路を變更して改築す。

〔氏子〕 平福村平福一圓、二百六十六戸

明治四十年四月庵村々社吾勝神社及無格社吾勝速日神社を合祀せしも其後双方氏子協議の上其筋の許可を得て大正十一年四月、復舊して庵村社は現場の地に奉祀する事となりたり。

神垣神社 平福村延吉字伊垣鎮座

〔祭神〕 天葺根命、天神七代地神五柱

〔合祀〕 元上ノ上 十二世神社合祀

〔縁起〕 創立不詳

〔境内〕 百三坪、元境内地九十一坪

〔境外〕 耕地六畝二十二歩

〔祭日〕 毎年十月十五日

〔建物〕 社殿二合五勺、拜殿六坪

〔氏子〕 六十一戸

吾勝速日神社 平福村庵字中村鎮座

〔祭神〕 吾勝速日命

〔縁起〕 創立大正十二年四月平福村々社素盞鳴神社より分離創立す。

〔境内〕 三十五坪

〔境外〕 山林二反九畝五歩、外に三畝十歩

〔祭日〕 十月十九日

〔建物〕 社殿二坪二合、拜殿八坪、廻廊六坪

〔祭日〕 毎年十月十九日

〔氏子〕 四十戸

本神社は明治四十年四月平福村社素盞鳴神社へ合祀せられありしも双方協議の上其筋の許可を得て

大正十二年四月復舊、更に前記の地を撰み鎮座ましませしものなり。

八幡神社

石井村上石井字朝日山鎮座

〔祭神〕 譽田別命、素盞鳴命、細長井之男命、武甕槌命、須佐之男命、少彦名命、菅原神、稻

倉魂命、軻遇突智命、大山祇命

〔縁起〕 創立年代不詳

〔相殿〕 足仲彦命、息長帯姫命

〔境内〕 千百十四坪

〔境外〕 一町三反四畝十三歩

〔社格〕 大正四年十一月二十日幣帛料供進指定神社となる。

〔祭日〕 毎年九月九日なりしも近年十月十五日とす。

〔建物〕 神殿、上屋、幣殿、拜殿等あり。

〔氏子〕 上石井、水根、青木、東町の四部落、但青木は上石井の内となる。

八幡神社

石井村海内字西山に鎮座

〔祭神〕 譽田別命、相殿足仲彦命、息長足姫命、素盞鳴命字東荒神社を合祀、明治四十年九月三日、字角谷荒神社を合祀、同上、字畑ヶ中荒神社を合祀、同上

〔縁起〕 創立年月不詳

〔境内〕 社地八畝一歩

〔境外〕 不詳

〔社格〕 大正四年十二月二十五日幣帛料指定神社となる。

〔祭日〕 毎年九月九日なりしも近年十月十日とす

〔建物〕 神殿同上假屋、拜殿、幣殿、廊下、神庫等あり

〔氏子〕 海内一部落

八幡神社 石井村桑野字森居に鎮座

〔祭神〕 譽田別命、相殿稻倉魂命、海内字中田稻荷神社を合祀、明治四十年八月二十五日、素盞鳴命三柱、字井ノ久保、字オノ尾、字堂ノ上の荒神社を合祀、同、素盞鳴命、境内荒神社を合祀、同四十二年二月十六日

〔縁起〕 創立年月不詳

〔境内〕 一反一畝六歩

〔境外〕 不詳

〔社格〕 大正十一年十二月三十日幣帛料供進指定神社となる

〔祭日〕 毎年九月九日なりしも十月十四日とす。

〔建物〕 神殿、同上假屋、幣殿、拜殿

〔氏子〕 桑野一部落

八幡神社

石井村下石井字東大船鎮座

〔祭神〕 譽田別命、須佐之男命、網長井之命、素盞鳴命、阿須波命、大山祇命、軻遇突智命、

豐玉姬命、稻倉魂命、木花開耶姬命、

〔相殿〕 足仲彦命、息長帶姬命

〔緣起〕 創立年月日不詳、神龜三丙寅年の勸請なりと傳ふ、天明四年正月四日夜火災に罹り社

殿悉く焼失して舊記を存せず、今尙天平年代の棟札あり。

〔境内〕 九畝九歩

〔境外〕 二畝一歩

〔社格〕 大正十一年十二月三十日幣帛料供進指定神社となる

〔祭日〕 毎年九月九日なりしも近年十月九日とす。

〔建物〕 神殿、幣殿、拜殿、倉庫等あり。

〔氏子〕 下石井一部落

本社は至古の社にして故の社は飛驒の内匠の建設になり朱塗にして兀たる中に透間なく梵字見えたりと云ふ。寛政二年庚戌正月四日焼失すと云ふ。神鏡は大船寺之を取出し棟札は里正新兵衛方に有りて焼失を免がる。社人井原伊豫、社僧大船寺、鍵取百姓坂東氏三郎右衛門、幣頭庄屋三山氏新兵衛、神

鏡は彌陀三尊の移影なり、後二條天皇の御寄附裏に銘及年號あり。棟札二枚あり之を略す。

往古は頗る繁榮を極め末社二十一社ありたり。當時神田一町二反歩正月田より十二月田と云ひしと

云ふ。現今尙此部落に正、二、三、五、七、九月田の字残り。

奥海神社

石井村奥海字前田に鎮座

〔祭神〕 大己貴命、相殿 須佐之男命 宇天王山中村神社合祀 四十年五月八日
稻倉魂命 中鴨尾稻荷神社合祀 四十年五月八日
素盞鳴命 中村神社境内荒神社合祀 同右
稻荷神 稻荷神社境内荒神社合祀 同右

〔緣起〕 創立貞觀四年六月作州吉野郡西粟倉村粟倉神社の分社なりといふ。

〔境内〕 六反二畝二十九歩

〔境外〕 四反九畝十九歩

〔末社〕 幸神社 祭神 猿田彦命
兵主神社 祭神 大己持命

〔社格〕 大正四年十一月二十日幣帛料供進指定神社となる、

〔祭日〕 毎年九月九日なりしも十月十七日とす。

〔建物〕 神殿、同上假屋、祝詞殿、寶藏、社務所等あり。

〔氏子〕 奥海一部落

元美作國吉野郡粟倉に八社あり、其第三の宮と稱す。粟倉八社に關する古書類は同村井上政右衛門氏方に藏すと云ふ。

元來一社なりしを、人皇五十六代清和天皇貞觀四年癸未六月十六日長尾村別ヶ宮川原八ヶ村氏子集り各八ヶ村々へ奉齊せしものなりと云ふ。

倉雄神社

石井村眞鎮座

〔祭神〕 豊玉毘賣命

〔縁起〕 創立年月不詳

〔境内〕 一反七畝十九步

〔境外〕 不詳

〔社格〕 なし

〔祭日〕 毎年九月九日なりしも近年十月十三日とす。

〔建物〕 神殿、同上假屋、神樂所、幣殿、旅舎等あり。

〔氏子〕 眞一部落

江川神社

江川村大島字寺田に鎮座（寫眞第二十五圖参照）

〔祭神〕 天忍穗耳命

素盞鳴命、大山祇命、崇徳天皇、加具槌命、伊邪那美命、水波女命、船玉命、大葺根命、稻背脛命、瀬織津姫命

〔境内〕 千二百二十五坪

〔縁起〕 創立年月日不詳なれども、後花園天皇の文安四年丁卯十二月十三日（紀元二、一〇七年）に再建したるものなり、是れ現今の神殿なり。

之れが證憑としては明治維新當時まで御神體として奉祀せし現今寶物なる木像の臺に記して曰く

再興 文安四丁卯十二月十三日

文化三丙寅彌生末之八日

神主豊岡筑後正橋正次記

と有り又大正三年十月十九日文部省古社寺保存會技師塚本慶尙調査の爲め本社へ出張有りし時に屋根以外は三百年以前の建物に相違なき事を證せられたり。

〔合祀〕 明治四十年乃至同四十二年の間に於て左の神社を合祀したり。

本村内大島村字成友荒神社を明治四十年三月に、同豊福村途田荒神社を同年八月に、同村荒神社五社を同年九月に、同淀村龜大神社を同四十一年十月に、同末包村字伊垣坂荒神社を同四十二年三月に、同大島村寺田村社江川神社境内鷲神社を同四十二年四月に合祀したり。

〔境内〕 神社、稻荷神社 祭神稻倉魂命、神明神社 祭神天照太神

〔同〕 社殿三坪三六、拜殿五坪

〔財産〕 杉山、原野、積立金五百圓を現在せり。

〔社格〕 明治七年村社に加列、大正六年二月五日神饌幣帛料供進指定神社となる。

〔社寶〕 一、木製の座像一基高さ一尺五寸天神形飛驒工匠の彫刻と傳へ云ふ。

二、横三尺縦二尺の墨繪の馬の額狩野法眼元信の筆なりと傳ふ。

三、神鏡一面あり、徑一尺寶永八年豊福村中より納め銘松岡豊後守。

四、狗犬一對あり、木刻にして左甚五郎の作なりと傳ふ。

〔祭日〕 毎年十月九日

〔氏子〕 大島、豊福、淀、末包

神場神社 江川村仁方安井に鎮座（寫眞第二十四圖参照）

〔祭神〕 大友左手彦

素盞鳴命、猿田彦命、稻倉魂神、大山積命、金山彦命

〔緣起〕 創立年月日不詳

播磨國內神名帳に曰く

佐用郡六社鹿庭明神云々

按ずるに現今奉祀せる神地の麓に神屋敷と稱する地あり。元此の地に鎮座せしを享保年間移轉新築せるものにて、神屋敷に鎮座せしは創立年月不詳なりと雖も、當時は氏子も甚だ廣く現今の平福村、長谷村、佐用村の一部は本村と共に吉川郷と稱し、平福村の如き明治の始めまで當社の氏子の如く供物を捧げし向もありしなり。而して棟札によれば社名神場は神庭と書き其れ以前のもは知るに由なきも、之れに就て見るときは古くは鹿庭なりしを同音の文字を用ひて漸次轉じたるものと知らる。而して又本郡内他に鹿庭に類似の神社なし。

〔合祀〕 本村内仁方村無格社字ケコ道の荒神社は明治四十年五月二十五日許可を得、同村無格

社字中用事の猿田彦神社は明治四十一年十月二十日同様許可を得て合祀せり。

〔境内〕 千二百九十五坪

〔財産〕 田七畝二十歩、山林八畝五歩と積立金參百參拾圓現在せり。

〔社格〕 大正八年四月五日神饌幣帛料供進指定神社となる。

〔氏子〕 仁方五十五戸

〔祭日〕 十月九日

〔建物〕 神殿一坪九四、拜殿十坪

福澤神社

江川村福澤字清水鎮座

〔祭神〕 天忍穗命

〔境内神〕 素盞鳴命、岐之命、大山積命、金山彦命、迦遇槌神

稻倉魂命

〔縁起〕 創立年月日不詳

〔社格〕 明治七年二月村社に加列

〔境内〕 二百十七坪

〔境外〕 社有田二反八步

〔祭日〕 十月九日

〔氏子〕 福澤七十八戸

明治二十三年十二月本村の内福澤字大塚大歳大明神、同字清水歳徳大明神、同字田野大將軍社を合祀せり。

八幡神社

江川村大木谷字宮浴鎮座

〔祭神〕 譽田別命

〔縁起〕 創立年月日不詳

〔境内〕 七十七坪

〔境外〕 不詳

〔祭日〕 毎年十月九日

〔氏子〕 大木谷の内四十五戸

八幡神社

江川村大木谷字下モ村鎮座

〔祭神〕 譽田別命

〔縁起〕 創立年月日不詳

〔境内〕 六百三十坪 社殿

〔境内神〕 稻荷神社 祭神保食神一社あり。

〔祭日〕 毎年十月九日

〔氏子〕 大木谷の内三十戸

天満神社

幕山村櫻山字西ノ奥鎮座

〔祭神〕 菅原道實

〔縁起〕 創立年月日不詳

〔境内〕 千〇十五坪、社殿四坪

〔社格〕 明治七年二月村社に加列

〔合祀〕 明治三十七年七月三十日其筋の許可を得て同郡内稻荷神社及荒神社を、同四十年四月

六日許可を得て龍神社を合祀せり。

〔境外〕 不詳

〔祭日〕 十月二十五日

〔氏子〕 五十戸

白山神社 西庄村字早瀬に鎮座

〔祭神〕 譽田別尊、天兒屋根命、天忍穗耳尊、素盞鳴尊

〔合祀〕 無シ

〔縁起〕 創立年月不詳

明治七年二月村社に加列

〔境内〕 千七百八十坪

〔祭日〕 毎年十月十九日

〔建物〕 社殿桁行五間、梁行二間

〔氏子〕 三十七戸

大避神社

久崎村久崎飯の山に鎮座

〔祭神〕 秦河勝

〔縁起〕 創立年月日不詳と雖も赤穂郡坂越なる大避大明神の分靈を勸請したりと云ふ。昔時は

家内村の背の山麓に祀りしを現今の地に遷したりと傳へらる。(年代不明)(家内村に宮の下

と云ふ地名残り)

寛政七年當社九百五十年記念祭を執行したる棟札社内に保存されありて、勸請以來本年迄一千七十七年を経過したるものと算せらる。

尙天保十五年六月氏神の千二百五十年祭賀を行ひし棟札保存されあり。山内古杉簗へ巨岩青苔滑かなり、

〔境内〕 二千六百九十二坪

〔合祀〕 明治四十年縣訓令により久崎家内の無格社は都て同年六月四日本社へ合祀せり。

〔祭日〕 毎年九月十二日なりしを明治四十四年頃より十月十五日となす。

〔氏子〕 久崎、家内部落

八幡神社 久崎村圓光寺に鎮座

〔祭神〕 足仲彦尊、譽田別尊、武内宿彌

〔縁起〕 創立年月日不明なるも元上秋里大釜字古屋敷に鎮座在ませしを土地不便なるに依り合議の上、下秋里部落通稱下秋里大明神(字古宮)に移轉せしが再轉して現今の位置に祀れりと云ふ。大釜鎮座の當時は地の又兵衛なるもの神社の冠詞を戴きて太田姓を用ひ社司を勤めたり、此家より上秋里日野伊三郎家へ縁附きし太田家又上秋里分家し依て神社の鍵は日野太田の兩家にて預りしと云ふ。大釜は同神社の故地なるを以て例祭の節同字は氏子中より神酒を戴くの例今に残れり。

〔境内〕 正殿

〔合祀〕 明治四十年縣訓令により、圓光寺、上秋里、下秋里の無格社は同年十月五日本社へ合祀せり。

〔祭日〕 毎年八月一日なりしを十月十五日に改め神輿の出御あり。

〔氏子〕 圓光寺・上秋里・下秋里の三部落なり。

八幡神社 久崎村櫛田宮山に鎮座

〔祭神〕 仲哀天皇、神功皇后、應神天皇、仲姫命、仁德天皇、磐之姫命

〔縁起〕 創立文永年間(紀元千九百二十四年)

因に櫛田八郎有景勸請すと云ひ又櫛田部落瀧谷、横野操氏所藏の同家系圖によれば近

江國佐々木義實朝臣の家臣矢野大學助實行の二男、横野丹波守行高の曾孫、横野源之丞豊臣秀吉に仕へ朝鮮征伐に軍功あり、後播州櫛田に住す、長男相續し次男加兵衛は勢州へ至るものゝ如し、當櫛田氏宮正八幡を建立すとあり、何れが是か兎に角寛永七年に再建せしならむか。

〔境内〕 正殿

〔合祀〕 明治四十年縣訓令に依り本部落内無格社は同年十二月一日凡て本社へ合祀。

〔社寶〕 神鏡三面

〔祭日〕 毎年九月九日なりしを十月十五日と改正せり。

〔氏子〕 櫛田部落一圓

八幡神社 久崎村大日山字岡畑ケに鎮座

〔祭神〕 應神天皇

〔縁起〕 創立天正七年九月十五日相模國鶴ヶ岡八幡宮より勸請奉祀

〔境内〕 千二百坪

〔合祀〕 明治四十年縣訓令に依り、同部落内無格社は凡て同年六月四日本社へ合祀。

〔祭日〕 十月十五日

〔氏子〕 大日山部落一圓

八幡神社 久崎村西新宿字中方鎮座

〔祭神〕 應神天皇、素盞鳴命、秦川勝、保食神

〔縁起〕 創立年月不詳

〔境内〕 九百五十五坪

〔合祀〕 明治四十年縣の訓令に依り同部落内の無格社は同年七月四日凡て本社へ合祀せり。

〔祭日〕 十月十五日(元舊九月二十日)

〔氏子〕 西新宿部落一圓

八幡神社 中安村米田字坊治に鎮座(寫眞第十八圖参照)

〔祭神〕 應神天皇

〔縁起〕 創立年月日不詳なれども元米田村字寺山即ち米田城山に鎮座ありしを文治元年故あり

て現在の坊治に移轉したり。當時の氏子は三十戸なりしが明治十八年三月氏子協議の上社殿の改築をなしたり。

明治四十一年十月内務省令第十二號の趣旨を遵守し基本金壹千參百圓、特別基金八拾九圓を積立て神社の基礎を健實にし、同時に氏子戸數百七十戸を増し共同一致敬神愛

國の念を高め爾來法規に則り夏秋の祭典も盛大に執行し來れり。明治四十一年三月日露戰役戰利品砲彈携帶兵器等下賜せらる。

〔合祀〕 明治三十九年八月勅令第二百二十號發布の趣旨を了し本村内安川・寶藏寺、土井・小山等の氏神は悉く當神社に合祀す。

〔境内〕 三百八十二坪、社殿四尺に三尺桁行一間二尺梁行一間。拜殿桁行三間梁行二間。上假屋桁行二間梁行二間。幣殿桁行一間梁行一間。寶庫桁行二間梁行一間半。石造鳥居一基。(本境内は前方後圓の古墳の上)にあり)

〔社格〕 明治七年村社に加列

〔氏子〕 安川・寶藏寺・土井・小山・米田の五部落なり。

八幡神社 中安村多賀鎮座

〔祭神〕 仲哀天皇、應神天皇、仁德天皇

〔縁起〕 創立年月日不詳なれども、舊棟札に依れば天正年間に再建せられ其後百二十年を経て享保元年九月再築せらる。當時の建築願主は服部平兵衛にして大工は赤穂郡木津村藤

原某と坂越村の平太夫敬保の二人なり。明治三十一年五月拜殿幣殿を改築し、越えて明治三十九年八月勅令第二百二十號發布の趣旨に依り、同四十年十月三日多賀村無格

社坂根荒神、口西の谷荒神森友荒神宮の向若宮、妙の荒神盤筒男神社、上々荒神、門脇荒神、稻荷神社、花田荒神野田荒神及び中島村無格社伊守八幡神社、如來田荒神、坂田荒神、那手荒神等を合祀せり。明治四十一年十月内務省第十二號發布の趣旨に依り基金壹千參百八拾五圓を積立てあり。同年三月日露役紀念品下賜せらる。

〔境内〕 八反六畝二十三歩、社殿桁行一間二尺梁行一間、上假屋桁行三間半梁行三間、幣殿桁行二間梁行三間、拜殿桁行五間梁行二間、社務所桁行二間梁行二間、寶庫桁行二間半梁行二間

〔社格〕 明治七年村社に加列。

〔祭日〕 十月九日

〔氏子〕 多賀、中島の二部落

八幡神社 徳久村下徳久字釜須口鎮座

〔祭神〕 仲哀天皇、應神天皇、神功皇后

〔合祀〕 素盞鳴尊、大國主尊、大歳神木神

〔縁起〕 創立年月日不詳なるも明治四十年八月十七日荒神社三社、國司神社、大歳神社、高山神社を合祀せり。

〔境内〕 二百七十八坪

〔境外〕 二千三百四十七坪

〔祭日〕 例祭七月十五日、十月十五日

〔社格〕 明治七年二月村社加列

〔氏子〕 下徳久一圓

八幡神社 大廣村久保字上ノ山に鎮座 (寫眞第二十六圖参照)

〔祭神〕 神功皇后、應神天皇、仲哀天皇

〔縁起〕 創立年月日不詳なれども池田輝政の慶長年間檢地帳に八幡社地として除地となしあるを見れば三百年以上の昔既に此地に鎮座ありしを證するにたる。明治四十年中弦谷八幡社、同荒神社、三つ尾山神社、同荒神社、同稻荷神社、同祝神社、大下り荒神社、山神社、同扇畑山神社を、同四十一年中島脇荒神社を、同四十二年中弦谷山神社を本社へ合祀す。

〔境内〕 方百間に九十六間社殿樺作銅板葺、拜殿、神饌所、繪馬殿、舞殿、寶庫、山門、鳥居等

〔寶物〕 鰐口(鑄物製鈴)徑一尺八寸圓形中空のもの及十三佛(中古神佛混交奉祀時代遺物なり)

〔氏子〕 不詳

〔社格〕 大正五年五月二十日神饌幣帛料供進指定神社となる。

〔祭日〕 不明

第五節 無格社

龍山神社 佐用村佐用字蛇の尾鎮座

〔祭神〕 高靈神、倉魂命及び素盞鳴尊、菅原道真

金山彦神社 佐用郡真野字堂谷

〔祭神〕 金山彦命及譽田別尊、素盞鳴尊、大避神社

高倉神社 佐用郡山根字宮の下

〔祭神〕 秦河勝及素盞鳴尊

天神社 佐用郡佐用字新町

〔祭神〕 菅原道真及猿田彦命、素盞鳴尊

八幡神社 佐用郡佐用字西山

〔祭神〕 譽田別尊

若一王子神社

長谷村字中山鎮座

〔祭神〕 天忍穗耳尊

産靈神社 長谷村宗行字岡坂

〔祭神〕 磐筒男神、磐筒女神

〔合祀〕 同村字岡坂荒神社

八幡神社 長谷村奥長谷字前田鎮座

〔祭神〕 應神天皇

〔合祀〕 同村字岩谷荒神社、迺の谷春日神社、穴の屋荒神社、同字家内荒神社

若一位王子神社 長谷村奥金近字垣内鎮座

〔祭神〕 天忍穗耳尊

〔合祀〕 同村字尾崎荒神社、同字末谷荒神社、同森谷荒神社

古武神社 長谷村口金近字細谷鎮座

〔祭神〕 素盞鳴尊

〔合祀〕 同字細谷荒神社、同字八の谷荒神社、同字八の谷王子神社

天満神社 平福村字下西山鎮座

〔祭神〕 菅原道真

荒神社 平福村平福字狐岩鎮座

〔祭神〕 素盞鳴尊

〔合祀〕 稻荷神社

金刀比羅神社 平福村平福字下町鎮座

〔祭神〕 素盞鳴尊、崇德天皇、

瑞籬神社 江川村中山鎮座

〔祭神〕 天葺根命

畝神社 江川村末包字谷鎮座

〔祭神〕 素盞鳴命、大己貴命、事代主命

愛宕神社 幕山村大垣内字椿鎮座

〔祭神〕 障神吾勝命、産靈神

〔合祀〕 障の神、吾勝社、産靈神、大歳、山の神、荒神社

吾勝神社 幕山村金屋字權現鎮座

〔祭神〕 若王子權現

〔合祀〕 同大字中土居八幡神社

大避神社 西庄村西大畠字越札鎮座

〔祭神〕 秦河勝

〔合祀〕 同字判官 荒神社、同天神社、同稻荷社、下稗田 荒神社、奥稗田 吾勝神社、樫ヶ

淵下原 荒神社、學堂 荒神社、越札 荒神社、久木原 八幡社、同荒神社、日山谷

愛宕神社

清地神社 西庄村字字根に鎮座

〔祭神〕 稻田姬命、大己貴命、素盞鳴尊、天忍穗耳尊

〔合祀〕 無し

荒神社 西庄村字上月に鎮座

〔祭神〕 素盞鳴尊

金刀比羅神社 久崎村久崎千種川西岸に鎮座

〔祭神〕 金山彦命

天一神社 德久村東德久字西間村鎮座(寫眞第九圖参照)

〔祭神〕 天御中主神

本社は無格社なれども延喜式神名帳に登載しある有名なる古社なれば爰に其縁起を記し置く。
延喜式神名帳に曰く。播磨國佐用郡二座佐用都比賣神社、天一神玉神社

播磨鑑に曰く、天一神社は柏原郷東徳久村中馬村と云ふ所の上山祭神天御中主神
神祇全書に曰く

天一神玉神社今東新宿村有稱阿布良權現社此乎

文德實錄に曰く

天安元年八月庚辰(紀元一、五一七年)在播磨國正六位上天一神 授從五位下、丁亥在播磨國從

五位下天一神預官社

姓氏錄云 山背忌寸 天都此古稱命子天麻比止都命之後也

神社叢錄に曰く

天一神玉神社 天一神は印本假なし古本アメヒトツカンタマと讀ムマター一本玉作王今按音讀ト
ス祭神天一神歟

柏原庄東徳久之内馬村ノ山上ニ在ス

式社記古跡便覽播磨鑑

右三書とも天御中主尊と云へるは信じかたし、比保古云伊豫國温泉郡湯山亦有天一神社於雨師

度に有靈驗也。伴信友が帳考に家榮抄云永久四年十二月二日縫殿頭依三法性寺殿命(天一神玉あ
る方角を註進せることあり。連胤按ずるに和名抄に天一神百鬼經云天一神和名奈加賀美天女化身也と
見ゆ。東大寺戒壇神名帳に天一天白中頭天王云々ともあれば彼百鬼經なる天一神なるべく、さ
れど一本神王とあるは棄がたく式社記に毎年正月元日より七日間參詣すれば疫を癒すとて近郷
より群參すといへるも親しく聞えたり。又同記に俗曆に出せる天一天正といふは取るべからず
と雖も、天一神玉たりとも靈驗によりては何ぞ祭らであらんか。(神位官社)

地名烽彙に曰く

天一神 今徳久村の東大島の馬村山に在り、文德實錄天安元年天一神授位延喜式、天一神玉神
社とあるもの是なり。神社記には天一明神と録し方俗てんいちと唱ふ。蓋し天武帝の朝寶を祝
ひ奉れるものとす。

神祇志料に云 延喜式一本神玉を神王に作り文德實錄天一神に作る。未だ就れを是とも決し難
し。和名抄の百鬼經に天一神和名奈加美天女化身也とあるに因て彼の外國の天一神を祭る如
く云ふ説も聞ゆれど、古本の訓に阿女比女都加牟太末とあり。播磨風土記天目一箇神の此國に
座せし事あるを以て考ふるに天目一箇神の神靈を祭る義なる事著し。

敷田氏風土記標主云天智記に「戊辰此歲播磨國司岸田巨麻呂等獻寶劔言於授夜人禾田穴内獲焉」

とある寶劔の事は昔近江天皇之世有九部是也。是仲川里人也。此人買取河内圓免寸村人之寶劔なり。得劔以後舉家滅亡。然後苦編部犬猪圃。彼地之墟土中得此劔。土與相去廻一尺許、其柄失而其及不澁。光如明鏡。於是犬猪印懷。心取劔歸家。仍招鍛人大驚不營而止。於此犬猪以爲異劔。獻之朝廷。後淨御原朝廷甲申年七月遣曾禰連。磨返送本處。于今安置此里御宅。風土記中川里の條に見ゆ。式に天一神王神と云ふは此劔を祭れるにはあらざるか。安置御宅といへり。

按ずるに劔の有ると云へるには在るところあるべきに安置と記せるは神體として祭れるなるべし。

播磨國細見記に曰く

天一神玉社 柏原庄東徳久村の内馬村と云ふ所の山上にあり、所祭天御中主尊也。抑も當社は延喜式神名帳を始め諸書に所載せられたる神社にして、近郷崇敬者多ければ社格も相當高き筈なるに、明治初年神社調べの際誤つて斯く無格社となれるは最も畏れ多きこと、云ふべし。

古例舊慣

往古より毎年正月朔日より七日間祭典を行ひ近郷よりの參詣者夥多あり、右祭典中に參拜すれば疾病に罹る事なしと傳ふ。參拜者は近郷のみならず他郷他郡の遠きよりする者亦多し。

同社棟札の寫

再建 聖主天中天 迦陵頻伽聲 大施主 幸田五郎左衛門 藤田九良兵衛 其外氏子中 敬
 奉建立天日社所願成就處 承應八乙未年二月大吉日
 哀啓衆生者 我等今敬禮 大工赤穂郡木津村住 藤原長兵衛家勝 白
 文化五年 幸田五右衛門孫 幸田重右衛門 妹尾忠右衛門 其外氏子中 敬
 奉建立 天日社屋乃架江化候
 再建 かのえ申小月吉日 大工同郡西徳久 平田次郎兵衛 白

境内坪數 三百十九坪

山王七神社

徳久村林崎高木のえ鎮座

〔祭神〕 大巳牟遲神、素盞鳴尊

〔合祀〕 境内荒神社、明治四十年十月三十一日

八幡神社

長谷村口長谷字春日の尾鎮座

〔祭神〕 譽田別命

〔合祀〕 同村中尾荒神赤岩武祖神社

十二世神社

大廣村東新宿字王子高下鎮座(寫眞第二十七回参照)

〔祭神〕 天神七代、地神五代

荒神社 大廣村三原字上田鎮座

〔祭神〕 素盞鳴尊

山神社 大廣村大畑字家の奥鎮座

〔祭神〕 素盞鳴尊、天照大神、都能波女神、大山祇尊

〔合祀〕 同字室山荒神社、松尾水神社

熊野神社 三日月村上本郷添谷字池内鎮座

〔祭神〕 伊弉諾尊

盤筒男神社 三日月村三日月字北の小山鎮座

〔祭神〕 盤筒男尊

第二章 佛閣

第一節 總設

附 各村宗派別寺院庵寺一覽表

我が佐用郡に於て寺院の沿革を尋ねるに人皇三十九代天智天皇の御宇紀元一、三二二年の頃平福村の内庵在尖山へ天竺の法道仙人來朝住居し此の山天竺の靈鷲山に似たりとて鷲栖山と名く。其他天平年中(紀元一、三九〇年の頃)僧行基の開基にかゝるもの佐用村の白雲山茲山寺あり。長谷村の長谷寺、平福村の鷲栖山正覺寺、十輪山光明寺等も行基の開きたる由傳へられ、又三日月村濟壽山高藏寺の如きは人皇四十五代聖武天皇の神龜二年に勅を奉じて來り開きし由にして、郡内各宗の内に於て眞言宗が先づ開かれたるものゝ如し。其後親鸞の教義を受けて永祿、元和、寛永の頃多くの眞宗派寺院の建立を見るに至り淨土。臨濟、日蓮の諸宗に屬する寺院相前後して建立せらるゝに至れり。元來各寺院は幕政の頃宗門帳なるものありて今日の戸籍に類する帳簿を作り一人別毎に寺印を捺し該寺の檀徒たる事を證し毎年政府へ提出する事とせり。若し重き刑に處せらるゝか、其他當時の法令に背戾するものゝ如きは寺院に於て證印せず之れを頭々しと稱へ一般の交渉を斷たれたるものなり。尤も之れは切支丹宗門を防ぐに基きしも随つて罪科を犯さざるの一助としたるものなり。明治六年戸籍法行はれ宗門帳なるものは自然廢滅し寺院は専ら宗教方面に従事する事となれり。

各村宗派別寺院庵寺一覽表

計	日蓮	臨濟	淨土	眞宗	眞言	院			庵			寺			總計			
						佐用	長谷	平福	石井	幕山	久崎	徳久	三日月	平福		幕山	久崎	大廣
五				四	一													
五				二	三													
六	一		二	二	一													
二					二													
三					一	二												
一																		
二					二													
六		二	一	一	二													
三〇	一	二	三	二	二													
一			一															
二					二													
三					三													
四		一	二		一													
二		一	一															
一					一													
一三	一	一	四	一	六													
四三	二	三	七	一	一	三	一	八										

第二節 寺院

月照山 常德寺

佐用村佐用にあり

〔本山〕 眞宗本願寺派末

〔本堂〕 七間四面、本尊は立像の阿彌陀如來、五六坪二五

〔創立〕 元和元年(紀元二、二七五年)

〔緣起〕 開基は元佐用福原城主藤原藤馬允範尙の三子徳菴房正尙居士俗名藤松丸にして、範尙

は天正五年十一月羽柴秀吉の爲めに攻め落され、其時範尙家臣山本尙忠に藤松丸を托

し一旦作州英田郡角南村平田尙友の宅に通れしむ。後ち亡臣等の菩提を弔はんと佐用に歸り平田四郎左衛門尙正と稱し閑居せしが、宗教の志深く雲州杵築の莊北島教正なるものを養ひ娘妙正と婚姻せしめ終に一寺を創立す。之れ本寺の開祖にして爾後十三代を経て今日に至る。寺寶として佛畫等を所藏せり。

幽谷山 淨宗寺

佐用村山田にあり

〔本山〕 眞宗本願寺派末

〔本堂〕 三十三坪

〔創立〕 天文二年三月(紀元二千百九十二年)

〔緣起〕 初祖教抱法師天文十九年山田村寺屋敷に草庵を創立し自ら開祖となる。二代正玄、三代淨圓の諸師を経て、五代淨空師寶永八年四月寺號公稱を許されてより現住眞里師に至れり。

清流山 教蓮寺

佐用村本位田鹽田にあり

〔本山〕 眞宗本派本願寺末

〔本堂〕 三十三坪

〔創立〕 大永六年(紀元二千百八十七年)

〔縁起〕 三枝修理太夫義明歸佛出家し順正と法名を賜ひ、第三代善空の代元祿十年丁巳の歳本山第十四世寂如上人より寺號公稱を許され龍野圓光寺の下寺となりしも寶永年中同寺紛議あり、其末寺を離れ、享保十四年十二月同村三枝四兵衛より敷地寶物等一切を譲り受け、同村三枝徳左衛門末子剃髮して智常と稱し此寺を繼ぐ。則ち之れ當寺六代目なり。以後當代密開師に至る十一代目とす。

法花山 西教寺

佐用村佐用西山にあり

〔本山〕

眞宗本派姫路龜山源正寺末

〔本堂〕

二十七坪

〔創立〕

文政十一年三月(紀元二千四百八十九年)

〔縁起〕

信徒盛岡吉三郎等相謀り一字を建立す。爾後種々の障害ありしも慶應二年四月寺號公稱の許を得て本尊を安置し其後も住職定らざりしが、明治四十年六月岸井周淨師の兼務住職を解き、同人長男義雄師住職となる。大正二年二月境内を擴張し、同年四月梵鐘鑄造現今に至る。

白雲山 慈山寺

佐用村山脇にあり

〔本山〕

眞言宗

〔本堂〕

六間四面其他建物九棟、境内敷地九百四十二坪境外土地寶物等有

〔創立〕

天平二年庚午年なり

〔縁起〕

人皇第四十五代聖武天皇の御宇大和國菅原寺の行基師諸國修行の際、天平二年當山に登臨し靈地と認め一字を創立せしに初り、爾後領主等の歸依厚く堂宇等擴張せられたり。而して開基當時の住職は詳かならざるも、中興開祖は法印快圓と稱し元和三丁巳年十二月二十七日寂示、後ち代を經る事十五代當十六代を木山師とす。

領主の内にて殊更に歸依厚かりしは浮田中納言秀家、池田三左衛門尉輝政、松平右京太夫政綱等なりしと。

分立山 常光寺

長谷村横坂にあり

〔本山〕

眞言宗

〔本堂〕

二十坪

〔創立〕

明曆二年(紀元二千三百十五年)

〔縁起〕

本寺は元横坂八幡神社の別當として創立したるものなりと云ふ。明治二十年四月十六日夜火災に罹り堂宇其他悉く焼失、殊に當夜住職不在なりしにより諸記録の如きも其難に係り記録の徴すべきものなし。初代住職良辨以下の墓碑あり開基は行基と傳ふる

長谷山 遍照寺

長谷村口長谷にあり

も不明なり。現今の住職泰雄師は十四代目なりと云ふ。

〔本山〕 眞言宗

〔本堂〕 十六坪

〔創立〕 天平二年(紀元千三百九十年)

〔縁起〕

開基は行基にして後頼雄なるもの再興すと傳ふるも、頼雄は元祿五年五月十二日歿する旨の石碑あるにより其開基は元祿年中なるものゝ如し。而して二三四代は住職明かなるも常に無住にして平福村光明寺の兼務する事多し。

高伏山 長谷寺

長谷村奥金近にあり

〔本山〕 眞言宗

〔本堂〕 往古は七堂伽藍なりしも今はただ小庵あるのみ。

〔創立〕 神龜五戊辰年なり(紀元千三百八十九年)

〔縁起〕

人皇四十五代聖武天皇の御宇行基諸國修行の砌此地に來り一泊の際靈夢あり大和國長谷寺の觀音菩薩を見る、依て草廬を結び本尊を刻み祀りて長谷寺と名づけしと云ふ。其後源平の兵亂に燒失せしを後の領主松平河波守實永三年五月再建し、現存せるは往昔

の奥の院なりと、今に此山と横坂の鴻山との間に七堂伽藍の跡なりと稱し其名稱殘れり。又此近傍に野戸坊、小縁堂、神樂堂、次郎坊、太郎坊、連藝坊、井保、水堂等堂宇の跡らしき名稱も殘れり。住職の名は中開基大福院法院定世(元文五年四月七日没)外六名の分は明かなり。

曉光山 圓徳寺

長谷村宗行井略にあり

〔本山〕 眞宗本派本願寺末

〔本堂〕 五十六坪二五

〔創立〕 慶長元年六月三日(紀元二千二百五十六年)

〔縁起〕

平福村眞宗光勝寺第一世祐正の次男祐念本寺を開基分地せるものなり。元來光勝寺は田住村宇扇ヶ鼻にありし紫雲山福專寺天台宗の寺院を永正六己巳年三月平福田住村に遷して眞宗本願寺の末寺となりしものにして、當代義了師は第十六代目なり。又本寺嘉永二年十二月八日及同四年三月四日の再度火災に罹りしことありたり。

無量山 光乗寺

長谷村口金近にあり

〔本山〕 眞宗本派本願寺末

〔本堂〕 四間半四面

〔創立〕 貞享元甲子年(紀元二千三百四十四年)

〔縁起〕 開基は初代了證にして現代實行師迄十代なり。而して本寺元龍野町光善寺末なりしも中途本派本願寺末に變更せるなり。

十輪山 光明寺

平福村宇山本の下にあり

〔本山〕 眞言宗御室派仁和寺

〔本堂〕 三十六坪 鐘樓、門 四坪

〔創立〕 養老二年行基より十五代を経て慶安元年中興の阿闍梨快算上人に至り、それより九世

を経て宣龍上人現時の本堂を建立し今日に及ぶ。

〔縁起〕 安政年間の火災のため重要記録、過去帳等焼失せしも、行基菩薩の開創と口傳せらる。而して本尊地藏菩薩は道興大師の作と稱す。

〔本尊〕 地藏尊

〔境内〕 百八十三坪、佛堂四、鎮守堂一坪、大師堂一坪、大日堂二合四勺

〔境外〕 所有地耕地八反六畝二十歩、宅地一反三畝八歩、山林一ヶ所

〔檀徒〕 千五十人

曉光山 光勝寺

平福村下町にあり

〔本山〕 眞宗本派本願寺末

〔本堂〕 二十五坪

〔創立〕 永正六己巳年三月(紀元二千六百六十九年)

〔本尊〕 阿彌陀佛

〔縁起〕 本寺は往古田住村(今宗行)扇ヶ鼻と稱する處に天台宗紫雲山福專寺と稱する寺院ありしを現今の地に遷し、開基七代の後享徳年中迄は存在せしが、同年より約五十ヶ年を経たる永正年中に作州津山妙願寺弟子釋祐正弘法のため當地に來り、今の光勝寺に住み京都龍谷山本願寺末寺願出で免許を得て光勝寺と改めしと云ふ。開基釋社正弘治三年九月三日寂、以後數代を経て現住清水義勝師に及ぶ。

〔境内〕 四百二十六坪、鼓一 一坪七合、鐘樓 一 二坪二合五勺

〔檀徒〕 三百六十人

法鏡山 教岸寺

平福村中町にあり

〔本堂〕 五間四面

〔創立〕 寛文五乙巳年三月十七日

〔縁起〕 開基宗準當國安栗郡長水家岩見守家臣なりしが剃髮し最初出願の際は本派本願寺末な

りしが、寛文八年龜山本徳寺院主貞照院歸參の節三十六ヶ寺隨心歸參大谷派となれる内の一ヶ寺なり。初代宗準より當代黒川惠山師に至る。

〔境内〕 二百五十四坪、内鐘堂一四坪

〔境外〕 耕地三反二十五歩、宅地四畝十四歩、山林二反二畝

〔檀徒〕 二百五十五人

鷺栖山 正覺寺

平福村平福西山(元正吉村井谷と稱す)にあり

〔本山〕 淨土宗鎮西派末

〔本堂〕 三十六坪

〔本尊〕 阿彌陀佛

〔創立〕 永祿十年丁卯(紀元二千二百二十八年)

〔緣起〕

本寺は入皇三十九代天智天皇の御宇に天竺國より法道仙人なる者、庵村の俗に云ふ天狗山或は尖山又は岩屋と稱する窟ある山に住み、此山天竺の靈鷲山に似たりとて鷺栖山と名づけしと云。(現今尙ほ役の行者を安置す) 其後入皇四十五代聖武天皇の末年行基巡行し來り茲に庵を結び住せしより庵村と稱し、尙約三百年の後入皇六十三代冷泉院の御宇但州より淨藏貴所なる僧行基の跣躰を追ひ爰に庵を結び住み又其後約二百六

十年後安貞(紀元千八百八十七年)の頃西仙房信寂上人なる僧來り住み、其後應永(紀元二千五十四年)正蓮社圓譽上人基元大和尚來り住み初めて正蓮寺なる一寺を創立。之れより七代目安蓮社心譽上人行阿大和尚の代に至り本寺を平福に移轉の儀起りしも庵村の檀家異議ありしも永祿(紀元二千二百十八年)の中頃に至り衆議一決、正覺寺と寺號を改め創立せしは永祿十年(紀元二千二百二十八年)頃なりき。正覺寺創立正蓮社圓譽上人より當任職に至る迄三十一代也。

〔境内〕 四百四十六坪、鐘樓堂表門二十二坪五合、位牌堂二十二坪五合

〔境外〕 耕地三反九畝二十五歩、山林五町四反歩

〔檀徒〕 四百二十人

的場山(眞鳥羽山) 福聚寺

平福村北新町にあり

〔本山〕 淨土宗平福村正覺寺末

〔本堂〕 十六坪、寺内坪數は百十九坪なり

〔本尊〕 十一面觀世音石像

〔創立〕 寛文八年庚戌(紀元二千三百二十八年)

〔緣起〕 當寺本尊は觀世音にして當國主の的場なりし處より靈夢により掘り出せしを安置せし

ものにて的場山と稱し開基は方譽善西比丘、夫より二十幾世繼續せしも其後は無住なり。敷地其他堀跡深田を領主より寄附すとあり又領主紋付高張を寄附すとあり。

〔境内〕 百坪、佛堂二字

〔信徒〕 二十八人

榮妙山 了清寺

平福村平福西山(元正吉村井谷と稱す)にあり

〔本山〕 日蓮宗本國寺末

〔本堂〕 十六坪

〔本尊〕 寶塔右釋迦
左多寶

〔創立〕 享保十八年癸丑八月(紀元二千三百九十三年)

〔縁起〕

往昔此處に宍粟郡菅野村龍川山法傳寺の末庵ありし前の創立の年、本郡佐用村福原に了清寺と稱する古寺あるを譲り受け建立せしものにて、開基は空如院日現上人爾後數代當住前田本壽師に至る。

〔境内〕 二百二十坪、妙見堂一字五坪、經王堂一字一坪

〔境外〕 耕地六反四畝十二歩

〔檀徒〕 百十一人

松齡山 相應寺

石井村上石井字屋敷にあり

〔本山〕 眞言宗高野派末

〔本堂〕 十四坪

〔境内〕 四百三十二坪

〔創立〕 年月不詳

〔縁起〕 僧法印尊快開基創建せりといふ。

安養寺 大船寺

石井村下石井字山ノ本にあり

〔本山〕 眞言宗御室派末

〔本堂〕 境内坪數二百二十一坪

〔創立〕 元巳酉年二月再建

〔縁起〕

一度廢滅せんとせしを慶長の頃良辨なる僧復興して梵鐘を鑄す。時に元祿十三年にして姫路京口住人野又三郎の作、往古此に護國寺、安宗寺、大船寺とて三ヶ寺ありしも二ヶ寺は滅亡して本寺のみ残り。元は八幡宮の社僧なりと云ふ、天明年間行脚僧行西と云ふ者の歌あり。「誰か昔名付置きけむ大船と風も渚の山のふもとに」

正本山 正覺寺

幕山村本郷字松葉ヶ途にあり

〔本山〕 眞言宗東寺末

〔本堂〕 九坪

〔創立〕 永長二丁巳年(紀元千七百五十七年)

〔縁起〕

創立前項の如く傳ふ。其後火災に係り書類なく今の本堂再建せしものならむ。但天井の蟠龍を畫きしは狩野法橋邦湖齊一翁の筆なりと云へば其年代を知るを得べし。

高雄山 福圓寺

幕山村中山字高雄山にあり(寫眞第二十九圖参照)

〔本山〕 眞言宗醍醐寺派末

〔本堂〕 四坪、觀音堂四坪

〔創立〕

年月日不詳なるも再建は寛永年中ならん。

〔縁起〕

抑此寺は百濟國の勇將日羅の歸依僧惠辨法師彼の國より渡來し、佛法弘通の志願を起し三堂一社を建立守護されたる靈地にして、推古天皇の御宇聖德太子の御遺跡もあり、降て赤松家の始祖正三位左中將源師季朝臣、從三位侍從播磨守季房朝臣を始め赤松家代々の歸依厚く、多くの山林田畑の寄附あり、其後則村入道圓心公の代に至り更に百町歩の田園を寺領とせられ、堂塔伽藍等巍々として西橋に冠たるのみならず、南北朝の頃は和紀州は戦亂の中心と化し、吉野大峯熊野新宮等は參籠危険となりければ、

所謂山伏野伏の徒漸次此地に移り新吉野と稱し當高雄山を起點として船越南光坊大聖寺後山等の靈場を巡拜するもの多く一時非常の繁榮を極めたりしが嘉吉元年九月白旗落城の砌山名持豊火を當山に放ち堂塔伽藍兵燹に罹り文明年中赤松大膳大夫政則朝臣に頼りて寺塔再建せられ三百貫の寺領を寄附八町四面の地を境内と定められしも、福原落城の際羽柴秀吉の爲め再び兵火に罹り山林堂塔什寶歴代の記録共殆んど烏有に歸し、寛永年中福原家遺族縁故者力を合せ祖先菩提の爲めに本堂、精舎、衆寮、鐘樓を建立し、現住福山氏の祖紀州熊野より移り來て當山再興に百方苦心したるも纔に舊觀の十分の一を見るに過ぎず。現今存在の寺寶本尊觀世音の靈像は行基の作、不動明王の繪像は宗祖弘法大師若年の頃上州室戸に於て明星天より降り石に映りて大光明を放つ其光を得て畫き給ひしものなりと云ふ。其後三百餘年を経て文覺上人の手に入りしを當山に來錫して奉納せられたる者也。其他 後醍醐天皇御奉納の御刀劔等あり。福原落城の際藤馬允則尙當寺に來り自刃し、其遺孤兩人は作州英田郡平田の郷に於て三星城主後藤家の遺臣横山某の保育に依て成長し、兄左右馬尉は同郡角南の地に土着し、弟藤松丸は佐用の地に住し共に平田家と稱す。然れ共現在其子孫は佐用になく作州大町下の庄に遺族ありて皆福原氏と稱すと。

深道山 淨福寺

幕山村中山字下土居にあり

〔本山〕 眞宗本派本願寺末

〔本堂〕 十四坪

〔創立〕 寛文元辛巳年(紀元二千三百二十一年)

〔縁起〕 初代善西の開基と云ふ

集鳥山 清林寺

久崎村家内字寺之下集鳥山麓にあり

〔本山〕 眞言宗御室派

〔本堂〕 十六坪、正法庵十八坪、榮久庵、大師堂建坪未詳

〔創立〕 寛永十二乙亥年(紀元二千二百九十五年)

〔縁起〕 開基は宗祖弘法大師四十世の孫委寛なりと傳ふるも、往時火災の爲め本堂庫裡古書類

等烏有に歸し徴すべきものなく詳ならず。其後明治初年に再建せしもの同二年一月十五日炎上し、明治十五年三月月藩の或る家老某の家宅を購ひ本堂に充てしもの現在せり。

獅子吼山 法覺寺

徳久村下徳久にあり

〔本山〕 眞宗本派本願寺末

〔本堂〕 六十四坪

〔創立〕 永祿年間(紀元二千二百十八年より十二年間)

〔縁起〕 僧法覺なる者、元俗姓服部彌太郎左衛門尉と名乗り、熊見城主宇野民部祐清の家臣となり忠勤武勇の士なりしが、佛門に志厚く一ヶ寺創立、其後元龜三年顯如上人織田信長と大坂石山の地を争ふ時院内に籠りて忠勤技群の功あり、依て法覺寺の號を賜り爾來十五代を経て現住服部觀了師に及ぶ。

旭曜山 西蓮寺

徳久村西徳久にあり

〔本山〕 眞宗本派本願寺末

〔本堂〕 六間四面、庫裡桁行八間、梁行四間、外鐘樓あり

〔創立〕 寛永十二乙亥年(紀元二千二百九十五年)

〔縁起〕 初代祐西當國の人俗姓等不詳爾後水火災等なく十三代を経て現住職經谷誓鐘師に及ぶ。

濟露山 高藏寺

三日月村下本郷にあり(寫眞第二十、二十二、二十三圖参照)

〔本山〕 眞言宗御室派

〔本堂〕 五間四面、此他大師堂、開山堂、影像堂あり

〔創立〕 神龜二年三月(紀元千三百八十五年)

〔縁起〕 人皇四十五代聖武天皇御宇僧正行基勅を奉じ來り此寺を創建す。後醍醐天皇隱岐國へ御遷幸の時逆賊退治の御祈願を籠めさせ給ひしが、程なく北條氏亡び車駕御歸洛の時當寺にての御製あり

法の花開くる春のこゝに來て都に歸る錦とぞ見る

建武二乙亥年(紀元千九百九十二年)二月足利尊氏弟直義と兄弟鬩牆の戰に此地方亦戰亂の巷となり佛閣僧舎灰燼となる。應安二己酉年(紀元二千二十九)赤松覺祐同律師則祐淨財を投じ再建す。後弘治二丙辰年(紀元二千二百十六)再び火災に罹る、寶永七年庚寅(紀元二千三百七十年)當寺中興の祖仁可上人再建して現代井上密禪師に至る。又古文書を多く藏し舊藩主森家の菩提寺となり、同家主従の木像を安置し、同家墓地あり。

岩間山 最明寺

三日月村春哉村字南にあり(寫眞第七、十二圖参照)

〔本山〕 眞言宗御室派末

〔本堂〕 十八坪

〔創立〕 正元元己未年(紀元一千九百十五年)

〔縁起〕

北條時頼行脚して諸國の風俗人情視察の際此地に來りしに時恰も十二月の末に當り、山中殊に寒氣甚だしかりしかば、三ヶ月間滞在して一寺を建立し自作の木像を安置し

て去れり。此木像今に存在して明治三十年頃精査の結果鎌倉時代の彫刻物として國寶の中に列せらる。境内坪數百六十七坪なり此寺の記事は舊蹟の部にて詳しく記すにより茲に之れを省く。

雲上山 明光寺

三日月村三日月にあり

〔本山〕 眞宗本派本願寺末

〔本堂〕 四十九坪

〔創立〕 大永三年三月三日(紀元二千八百八十三年)

〔縁起〕 元同村字西村にありしを大正三年移轉建立す。開基は僧祐仙にして現代に至る。

吉日山 福仙寺

三日月村三日月茶屋にあり

〔本山〕 淨土宗西山派末

〔本堂〕 二十五坪

〔創立〕 元祿十三年(紀元二千三百六十年)

〔縁起〕

此寺往古は同村字西村にあり鶴林庵と稱せしを前記年代に盤空仙鶴なる僧開基したるなりと。往古鶴林庵なりし時後醍醐天皇の御製を止め給ひし處なりと傳ふるもその證すべきものなりし。而して初代仙鶴より現代に至る。境内二百二十二坪なり。

團通山 慶雲寺

三日月村三日月茶屋にあり

〔本山〕 臨濟宗妙心寺派末

〔本堂〕 四十二坪

〔創立〕 寛文元年正月(紀元二千三百二十一年)

〔縁起〕 初代僧乳峯の開基にして現代に至る

〔境内〕 二百四十四坪なり、其他記すべき事なし。

西林寺

三日月村下本郷字中村にあり

〔本山〕 妙心寺

〔本堂〕 四十五坪

〔創立〕 元祿三年十二月(紀元二千三百五十年)

〔縁起〕 初代僧了堂の開基にして現代に至る。

〔境内〕 百七十一坪なり

観音庵

三日月字新町にあり

〔境内〕 三十六坪

〔本尊〕 聖意如意輪觀世音並ニ觀音三十二體

〔本堂〕 桁行二間半、梁行二間半

〔由緒〕 享保七壬寅歳舊藩主森家の寄進

〔所有地〕 田五歩、畑一反二畝五歩、山林一反三畝十歩

第三節 庵 寺

正蓮庵

平福村庵字寺の上にある

〔縁起〕 元眞宗同村正覺寺の基庵にして鷺栖山に白雉年間法道仙人住居し續いて行基の巡行となり、此に創庵せしを應永年間に正蓮寺と稱する寺院となし、其後平福へ移轉し正覺寺と改號せり。其の元の庵残りて茲に存するなり、而して現時無住とす。

寶明院

幕山村金屋字湯谷にあり

〔縁起〕 眞言宗御室派に屬し其他不明なり。

三友庵

幕山村福吉字上の田にあり

〔縁起〕 眞言宗東寺派に屬し其他不明

榮久庵

久崎村大日山字札にあり

〔縁起〕 眞言宗にして郡の西國第十二番の札所とす

正法庵

久崎村圓光寺氏神前にあり

〔縁起〕 同村眞言宗清林寺門下にして元字平瀬より移轉せしもの、福萬山と稱し郡内西國第十一番の札所とす。

大師堂

久崎村久崎字宮山にあり

〔縁起〕 同村眞言宗清林寺に屬し開基等不詳、明治四十四年本寺清林寺に併合せしも大正十一年後舊より建物を擴張したり。又郡内西國の第九番の札所なり。

徳久村東徳久 一庵あるなれど不明につきこれに止む。

竹中山常勝院

大廣村大畑にあり

〔縁起〕 眞言宗東寺派に屬す、開基年月不詳なり。元本院は赤穂郡鞍居村富満寺の下寺として同地にありしを、約三百年前現在の地に移し、三日月村高藏寺の下寺となりしが明治初年に又獨立して本山東寺に屬せり。

春名山定榮庵

大廣村末廣字元兼にあり

〔縁起〕 興福寺末にして享保十六年(紀元二、三九一年)九月定榮居士の開基にして、爾來幾多の盛衰ありしも開基より七代の現住尼祖温師相續するに至れり。

廣山鶴庵

大廣村鶴山字奥にあり

〔縁起〕 淨土宗に屬し開基は神空上人なれども建立年月等不詳なり。其後住僧ありしも又空庵の時もありたり。開祖神空上人は文化七年八月二十六日の入滅なれば(紀元二千四百七十一年)以前のものなるべし。

觀音庵

大廣村弦谷字下條にあり

〔縁起〕 淨土宗西山派に屬し揖保郡大覺寺末なり。天明二年(紀元二千四百四十二年)惠吟法尼の開基なり。天保六年二月十一日同村未曾有の大火災に依り全部烏有に歸し同閏七月に再建せしもの現在す。爾後六代眞宗本願寺派の僧蔭木圓記師に至る。

清心庵

三日月村三日月字山の上にあり

〔縁起〕 淨土宗西山派に屬し禪林寺末にして、元祿九年(紀元二千三百五十七年)僧清心開基せしものなるも其他の事は不詳なり。

向陽庵

三日月村三日月田此にあり

〔縁起〕 日蓮宗に屬し開基年月及其他不詳なり。

第三章 教會

第一節 總説

古來教義は神社及寺院の外之を説くの場所は殆どなかりしが、近來何々教會と稱し神道に佛教に其場所を設くる事雨後の筍の如く多し。茲に其重立ちたるものを掲ぐ。

第二節 教會

黒住教會所

佐用村長尾にあり

〔祭神〕 天照大神 外に八百萬大神並に教祖宗忠を奉祀す。

弘紀元年(紀元二千五百四年)教祖の直門人時尾宗道姫路市を中心として當國巡教の際當郡へ來り其教を説く。郡内須安八幡社の祠官加太原潮治初めて該教を聞き大に信仰し、先づ同村に黒住講社を設立し明治八年九月に至り内務省の認可を得て平福村に一の黒住教會所なるものを設立し、明治十一年に至り信徒益々増加せるにより教會所新築の議起り茲に佐用村長尾に移轉し其筋の

認可を得て設立する事となれり、明治十二年二月に着手し同年十月に落成神靈の遷宮式を執行す。

教會所の建坪は五十六坪なり。爾後引續き盛況を呈し其重なる人々教會所長桑原喜代治氏、教會總代留田市太郎氏、蔭山久松氏、信徒總代小松嘉右衛門氏、横山考氏其他十名なり。

天理教朝霧宣教所

佐用村佐用にあり

〔祭神〕 國常立尊、國狹槌尊、豐斟浮尊、大苦邊尊、面足尊、惶根尊、伊弉諾尊、伊弉冊尊、

大日靈尊、月夜見尊

〔教祖〕 直道彌廣言知女命

本教の本郡に宣傳せられしは明治三十七年一月にして、其當時未だ教會組織の運びに至らざりしが安栗郡三河村に設立せる天理教三海布教所々々長中山宇吉氏を始め信徒等協議教會所設置を思ひ立ち、明治四十五年七月に其筋へ出願同月二十八日天理教管長中山新治郎氏の認可を得て大正二年四月に開筵の式を執行せり。本所の所長は安東玉治氏にして現役員は訓導安東政太、理事江見茂市、長井朝治、平田勇治、瀬戸庄治郎、信徒總代は岡田孫三郎、横山幸太郎、長井朝治の諸氏。

天理教久崎宣教所

久崎村久崎にあり

〔祭神〕 同前

本教會は明治三十五年頃大成房藏氏單獨布教師として此地に來住、専ら布教に力めたる結果信徒

の數漸次増加す、依て明治四十五年久崎部落百二十四番地をトし其筋の認許を得て宣教場を設立す。則ち現今の兵神大教會飾東分教會神戸支會久崎宣傳教所是なり。大正八年大成房藏氏老齡の故を以て引退、代つて其子大成武市氏訓導の命を受け今日に及ぶ。信者は目下百五十名の多きに達せりと云ふ。

三日月村天理教會

同村乃井野村にあり

〔祭神〕 天理王尊、開祖の靈

本教會は明治四十二年七月二十八日の創立にして漸次盛大目下信徒百五名の多きに至れり。

第六篇 史蹟名勝

第一章 古城址 附陣屋

福原城址 佐用村佐用字福原にあり

赤松氏が播磨を領せし頃佐用兵庫介範家の居城なりしが、後福原隼人をして之れを守らしむ。福原隼人は赤松三十六家の一にして人皇六十二代村上天皇第十六世の孫福原三郎景行の男なり。祿高八千七百五十七石八斗九升を領せり。

抑赤松家盛世の時代は三十六家の者をして播、備、美の樞要なる各地に配置し以て白旗城の防備に供せしめんとし、則ち福原三郎景行に牙城を此地に設け以て白旗城西北部の警備に任じけるが、其曾孫福原藤馬之允則尙の時に當り、將軍足利義昭は織田上總介信長の威勢に敵し難く西國放浪の身となり、赤松氏の宗家は逆臣浦上の爲に滅亡し統領たるものなかりしも、藤馬允は赤松三十六家中屈指の名將にして武威兩播に並ぶ者なく忠節無二の勇將なりしかば、熟々思へらく我等が祖宗圓心公は父子心を協せ力を戮せて足利氏を補佐し室町將軍家の基を開きたる功により、代々播、備、作三州の守護職に補

せられ、數世恩顧の臣にして我等微力なりと雖も三十六家の一なれば、上月・江見其他同族の者諸方に散在し士卒を扶持し居る者數多あれば、此輩と談し合せて將軍家の再舉を計らんとし、内室松代の方の兄三星城主、後藤攝津守勝基等と心を協せ尼子・毛利等の諸大名とも意志を通じ京都打入の謀計をなす内、天正五年丁丑七月織田信長の臣羽柴筑前守秀吉大軍を率ゐて播磨に攻入り頻に諸城を落し、同年十一月姫路を發し、小寺官兵衛尉・竹中半兵衛尉を將とし三千餘騎の手勢を以て十一月二十八日より福原城を圍む。藤馬允則尙は種々の計略を以て敵を敗走せしむること數回に及びければ、小寺・竹中は桑名樋口を軍使として高倉山の本陣に援兵を乞ひしに、秀吉は蜂須賀をして精兵三百騎を以て城の背後より攻めしむ。城は三方に敵を受け連戰數日間にして十二月一日防禦の策盡きて最早如何とも詮術なきに至りければ、則尙も覺悟を定め長子は弟福原勘解由に托し作州勝北郡屋尾城主大町主計政常に頼らしめ、二男は舊臣山本吾兵衛尙忠をして作州吉野郡下莊小原町に落延させ、三・四男は岡本・磯部・安藤孫十郎等の郎黨に托し暗夜に紛れ負櫃中に隠して作州白水の山奥として落延びさせ、自ら城に火を放ち同家歴代の菩提所高尾山福圓寺に至りて自及す。近臣共其首級を朱詰めとし潜かに城の西方柴谷山の頂上に埋藏し置きたるを、明和八年三月小原金右衛門靈夢の告により掘り出し舊城址に一小字を建て首都靈社として奉祀せるなり。爾來年を経る百數十年の久しきに亙るも其遺族縁故者は更なり、則尙頭腦明晰にして文武の才に秀で誠忠無二の良將たりしを追慕し其遺風に薰似せんと其首都靈社の靈驗

顯著を欣仰し遠近に論なく參詣するもの夥し。嘉永四年堂宇再建せしも規模小にして群衆參拜に不便なるのみならず、百數十年の星霜を経るに従ひ腐朽甚しかりしかば、大正七年小原淺吉氏の一族相謀り發起して改築をなしたるものなり。

参考 地名辭書に左記の如く記録あり

福原藤馬允天正五年十月秀吉の爲めに落城す、現今首神と稱する小祀のある所は城塀の殘址なり。因に十月は十二月の誤りならん、又眞書太閤記に本城は一日間に落城せしもの、如く記しあるも又誤傳ならん。

現状 本丸跡と稱する部約二反歩、二の丸跡と稱する部約四反歩斗りの畑地にして個人の有なり。

高山城址 長谷村横坂にあり(寫眞三十四圖参照)

俗に鴻山又尼ヶ城とも謂ふ、城主は久我大臣正四位下伊豆守又播磨權守則景北條相模守義時の婚なり。高倉院嘉應元己巳年(紀元一、八二九年)白幡城を繼領す。建久三年七月四日(紀元一、八五二年)鎌倉に到り右大將家の下文を得て播磨地頭職となる。同八年正月白旗城を其子家範に譲り高山城に移住す。(築城の年月不明)貞應元年二月二日(紀元一、八八二年)則景卒し弟宇野新太夫將則之れを繼ぎ、其子光廣迄在城す。三代にして絶えたり。山頂に千疊敷と稱して平坦なる處あり、又西面は絶壁巖々として防戦堅固にして頂上に巨巖怪石磊々たり。

参考 日本地名辭書に左記の如く記録あり。

城主は宇野播磨守(赤松)則景、建久三年七月鎌倉に至り則ち右大將家の下文を得て播磨地頭職佐用郡宇野庄を賜ふ、故に宇野と號す。同八年正月白旗城を家範に譲り佐用郡長谷高山城に移り貞應元年二月卒す。天正五年前尼子勝久の據りたるを以て尼城と謂ふに至る。山上巨石堆積せり。(斯くあれども尼子の本據地たる證すべきもの更になし)

古殿町の構 長谷村の内口長谷字構

天正八年播磨の國を備前中納言宇喜多秀家に賜はり、家老服部勘介なるものをして本郡及赤穂郡を支配せしむるため平福利神城の守護を命せられし時、こゝに其邸を構へ住せしが、慶長五年關ヶ原の軍敗れ宇喜多浮浪せしにより、服部勘介亦流浪して本郡内に於て農に歸し上津の郷に住みしこの口碑あり、其後池田三左衛門輝政が播磨の國を領するに當り、其甥池田出羽守をして利神城を守らしめしに、出羽守利神城に三重の天主を築き此構を別座として奢侈を極めしと謂ふ。其時侍女にお菊なるものあり、重寶の皿を破りし事ありて其申譯に利神城の井戸に身を投せしと云ふ。今に利神古城にお菊池の名、残るのみならず口長谷村にお菊の塚あり、又後裔ありと云ふ。

此些少の事を後に好事家の淨瑠璃に仕組みて播州皿屋敷と銘し、又殊更姫路城中の事故として捏造せるに至りしならんか。別に確實なる證據なれどもお菊池とお菊の墓碑は今に傳はれり。参考のため茲に記す。

利神城址

平福村平福川東にあり(寫眞第一・二十六・二十七圖参照)

本城は人皇六十二代村上天皇第七の皇子具平親王第八世の孫從三位侍從季房が天永二年(紀元一、七七年)に當播磨の守護職として加古郡に下向し來る。後毎夜の奇夢により赤穂郡赤松の莊に一城を築きて住す之れを白旗城と稱し、又姓を赤松と號す。季房に次ぐに季則・賴範・則景・家範・久範・茂範・茂利・則村(圓心)等は皆白旗城を相續し其一族三十六家は播・備・作三ヶ國の樞要地に分居せしむ。茂利の次男を大藏大輔(後ち五郎法師)圓光と稱す、之れは加西郡別所城に住せしが其子五郎左衛門敦光は別所城を繼承し、敦光の子左衛門尉敦範は白旗城極北防禦の任を帯びて貞和五年(紀元二、〇〇九年)佐用郡豊福の莊に移り、築城防禦の必要あり近傍搜索の上、田住の莊平福にある山こそ屈強の地なりとて一城を築き住む、之れを比良福利神城と稱す。其子藏人入道則忠及弟小太郎就則并ニ則忠の子小三郎則治等順次在住すること九十六年にして後、嘉吉元年(紀元二、一〇一年)山名宗全のため白旗城主赤松大膳太夫滿祐の危急に参加し、同年九月十日則忠・就則・則治共に軍利あらず白旗山に自殺す。此時則忠の次男別所藏人光則は利神城にありて山名の糧道を斷つに務め功ありしも終に山名右衛門督持豊(宗全)の領する所となる。宗全の領地は前領地八ヶ國に播・備・作の三ヶ國を合せて十一ヶ國となる。斯くて赤松教康(赤松滿祐の子)は別所光則、同息小太郎治光等と共に伊勢の國に落ち下りて山名の爲めに

康正元年九月(紀元二、一一五年)勢州甲屋馬場城に自殺す。應仁元年(紀元二、一二七年)赤松兵部少輔政則(滿祐弟伊豫守義雅の孫)當國飾西郡置鹽城に興り共に舊領を得て別所日向守一治(小太郎治光の男)利神城に居住す。其子別所日向守靜治繼て領す。次に其子別所太郎左衛門定道之を繼ぐ。天正元年(紀元二、二三三年)將軍足利義昭織田信長の爲めに京都を落ち西國に落ち給ふ。時に赤松の一族右地に補佐せんとせしも一族小寺官兵衛・竹中半兵衛(飾東郡御着の城主)は一族に背き織田信長に隨ひ、天正五年(紀元二、二三七年)其臣羽柴筑前守秀吉の先陣として佐用郡上月城を攻るに當り、定道及弟別所左衛門林治と共に上月城に籠り防戦せしも、遂に同年十二月落城、城主赤松藏人政範(赤松兵部少輔政則の孫)初め自殺するに至り定道並に林治等は利神に歸る。然るに上月城へは尼子孫四郎勝久、同弟助四郎通久・山中鹿之助幸盛等をして守らしめ同年十二月下旬秀吉は國府(姫路)へ引上げたり。而して天正六年正月(紀元二、二三八年)山中鹿之助幸盛等運兵を率ひ不意に利神城を襲はんと横坂龜岩に押寄せしと聞き、定道初め林治・助兵衛收久其他宗徒の士長谷彌三右衛門遠光・齋藤友之進・森本惣兵衛・本位田某・安積隼人・磯部其外・春名小林羽山・中村重近・高橋有元等粉骨血戰に時を移せしも力足らず戰死する者夥多、終に林治等同志は各地に離散し、定道は田住の莊に隱遁す。爰に於て一先播州一圓平定せしが、天正六年四月に至り毛利右馬頭輝元大軍を以て攻登り、同年六月二十九日上月城の尼子等防ぎ得ずして亡びしが、天正八年播磨の國を備前中納言宇喜田秀家に與へたり。其後宇喜田は毛利に叛き

豊臣に従ひ家臣服部勘介なるもの來りて口長谷村の構(殿田の西)に住し、當佐用郡及赤穂郡を支配す。慶長五年九月(紀元二、一六一年)宇喜多秀家、石田三成に黨し關ヶ原の合戦に敗れしにより服部勘介本郡を退去し、同年池田三左衛門輝政に賜ひ姫路城に住し其甥、池田出羽守利神城主となり大いに加修造營三重の天守を築き城山の西方に諸士の屋敷を設け、又口長谷構の別莊を美にし大いに奢る。偶々輝政此地に來らんとせしに釜須坂を越えし時其城廓を遠望し其美なるに驚き異圖あるものとし入城せずして釜須坂より直ちに姫路に引返す。而して慶長十年の頃天守の破壊を命じ、且慶長十二年(紀元二、一六五年)出羽守を退去せしめ輝政弟池田河内守長政をして代らしむ。同十六年(紀元二、一七〇年)長政退去し良正院(徳川家康の女初め北條氏直の室菊姫と號す輝政の室)之れを領し、又元和元年(紀元二、一七〇五年)に至り松平右近太夫輝興(輝政の長男則ち良正院の實子)之れを繼ぎ、寛永八年(紀元二、一六三一年)の秋七月二十九日赤穂郡加里屋の城主松平右京太夫政綱(輝政の五男)卒して嗣子なく輝興其後を繼ぎ加里屋に移る。是より利神城は全く空城となり破壊す。佐用郡は示後実粟郡山崎城主松平石見守輝澄(輝政の四男)所領となる。而して利神城築城以來寛永八年空城被却となる迄凡二百八十餘年とす。挿入の利神城址圖は慶安三年二月二十三日(紀元二、一六五六年)當時の領主松平左近の家臣都築四郎右衛門の調製せしものなり。(平福村田住昇氏所藏)

圖中左の如く掲記しあり。(寫眞第二圖参照)

覺

佐用郡平福利神城之來由者赤松家支流別所日向守累代相續此利神山ヲ後而テ口長谷作構而居之、太閤廣瀨責之後落城而又備前中納言殿内服部勘介來テ近郷ヲ領口長谷別所之構住守之慶長五年備前へ退者也

一利神城者平福村古城利神古記田佳邑之文池田三左衛門源照政君開基之所也慶長五庚子冬池田出羽守、居住紀伊守之助同十二年迄八年所務

一次池田河内守長政勝入翁之四男慶長十三年入部同十五年マテ所務

一次良正院尼公慶長十六年同十九年マテ凡四ヶ年所務但慶長十年ノ頃一國

一城卜定、天守破壞ニ相成

一次松平古七郎後右近太夫照興(照政七男)元和元卯年初領寛永七年迄十有六年所務
右都合三十一年城主相續四代筆記如是

本姓別所田住太郎左衛門貞道七世 田住貞義記

古記曰

一本丸丸之高サ九十五間有、但のりなし

一本丸、廣サ北南へ十間東西十五間有、舊天守屋敷也

一本丸之内天守屋敷丸三間四尺低段有横六間堅十間有但天守屋敷丸東方也

一同北之方ニ二間低段有横七間堅拾七間有

一本丸丸と三ノ丸之間ニ横拾六間堅八間之段有、但天守屋敷丸六間下

一三ノ丸横七間堅拾五間出先未申之方本丸丑寅之方に當ル此丸丸本丸丸之高サ拾壹間有、但のりなし

一大坂丸横四間堅貳拾五間出先戌亥之方本丸辰巳ニ當ル此丸丸本丸丸之高サ貳拾間有、但のりなし

一鶴ノ丸横六間堅拾五間出先子丑之方本丸午未之方に當ル此丸丸より本丸丸之高サ拾五間有、但のりなし

一二ノ丸者本丸丸南方也、是者松平主馬領分也此方丸改不申候

一右之曲輪丸之馬寄何之方丸も惡敷御座候

一古城之東ニ野山有此間四町五間程ニ見へ申候城山丸ハ低御座候是も主馬領分也

一同西之方ニ野山有此間八九町程ニ見へ申候古城よりひくし但地元ハ四五町有此間ニ川有町有

一城山丸ハ戌亥ニ當リ山有此間五町程ニ見へ申候古城より低也地元ハ貳町有

一城山之根惣廻リ左近領内拾町有但北之方ハ山續候故城山林之はへ留リ丸南者主馬領内境目迄此内北方之打話より三町南丸横三拾四間堅七拾間之構有此構丸壹町南ニ横五間堅七拾間之水堀有長サ

東西也深サ地形より壹間半今者水少御座候
右之通ニ相改申候以上

慶安三年二月廿二日

松平左近内都築四郎左衛門

附記松平左近は寛永十七年(紀元二一三〇一年)佐用郡の内高五千餘石の分知を受けたる松平傳十郎康明の後の名なり。

現状 本城址は舊領主松井巨摩助より上地官林となりしが、明治三十七年七月當時の村長田住貞氏が拂下げを受け(公面反別拾七町六反四畝四歩)、學校林とし五十ヶ年計畫を以て植林し現に杉林九町餘歩、檜林四町歩、餘は竹林として整理しつゝあり。又頂上の城址本丸・二の丸・三の丸・大阪丸・鴉の丸等各石垣は前記の位置に現存せり。麓御殿跡・御花畑・御厩跡・喰違ひ門跡・堀跡等現在す。各家臣の屋敷跡は田又は畑となりあるも其狀況一見居屋敷なりし事を認むるを得。而して利神山の高さは凡千二百尺なり。往時櫻樹甚だ多かりしも採伐して今は其の美觀なし。

平福陣屋門 平福村南新町(寫眞第十三圖参照)

現在平福尋常高等小學校々舎所在地にして、徳川氏末期に於ける旗元領代官役所を陣屋と稱し其の邸宅(役所)の前に簡單なる長屋門を設くるものにして、全國を通じて其の形式を以てせり。而して同校は校門として其の長屋門の一部を取りたるものにして其の全般を窺ふに足るは勿論、住宅古建築物

凋落に際し尊重保存すべきものとす。

構の段 石井村上石井字青木(寫眞第三十三圖参照)

本構は菅家の一族小守治郎太夫なるもの寛正年中(寛正は誤りにて康正ならんか)山名宗全に屬し、(山名宗全時代は嘉吉年代なり)此處に居り後ち此地に卒す。其子右近赤松政則に仕へて(政則は應仁年代)佐用郡の内を領し、其子勘四郎其子勘左衛門、作州小原城主宇野家貞に臣事す。其子勘四郎石井村を食邑とす。後筑前福岡に戦死す。勘四郎に二子あり、長子を小守勘右衛門、次子小守何助と云ひ、皆竹山の城主新免宗貫に仕へ上石井村を領す。初めて構の段に轉居す。何助家を去り因州に漂泊す。素より武術あり専ら武道を以て營む時に天正十六年なり。新免の家室本位田外記介の主怒に觸る。宗貫勘右衛門に命じ何助をして外記介を討たしむ。慶長五年宗貫其主宇喜多黄門に屬し關ヶ原に敗れ去つて筑前福岡の黒田氏に仕へ、何助隨て彼の地に在りて死す。勘右衛門は某年上石井村に死す時に年六十一歳なり。上石井青木字馬場に小守治郎太夫墓碑あり。

右調査は佐用郡史蹟名勝天然記念物調査書(兵庫縣に)據る。

豊福の構 江川村豊福字北川前田に在り

本構は當國加西郡別所の城主別所五郎左衛門敦光の子左衛門尉敦範が貞和五年(紀元二一〇九年)赤穂郡白旗城極北防禦の任を帯びて豊福の莊に移りし時住居せし土地なれども、年を経ず田住の莊に

利神城を築き移住せしにより數年ならずして取毀てり。尤も本地は周圍町餘の二層の圓臺をなせる一丘陵なり。

現時は一體の雜木林にして村民之れを丸山と稱せり。

廣岡古城址 幕山村大垣内字宮地に在り

本城址は本郷祐義なるもの住せしと雖記録等更になし。

現狀山嶺にして約百坪餘の平坦地あり。

海田城址 幕山村皆田にあり

本城に井戸和泉守住せしと云ふも年代及記録等見當らず。

福岡城址 幕山村福吉にあり

本城に平尾孫兵衛なるもの居住せしと云ふも年代不詳にして記録等なし。

赤松政則の養子政村が平尾庄に住すとあり。(田住氏所藏赤松系譜に)永正年代(紀元二、一六〇年)

大平山上月城址 西庄村上月字山下にあり(寫眞第十四圖参照)

本城は延元元年十一月(紀元一、九九六年)建造せしものにして上月左京太夫初め上月次郎景盛(景

盛は赤松頼範の三男頼景の子)住し、其子上月三郎盛忠其子景則等相續せしも嘉吉元年(紀元二、

一〇一年)山名宗全の爲め白旗城の危急に参加し之れを失ひ、應仁元年に至り(紀元二、一二七年)舊

領を得て置鹽山の城主赤松左京太夫時政の三男政元此太平城に住し、其嫡藏人太夫政範末幼右馬介政澄長じて智仁兼備せりと云ふ。時に天正五年八月(紀元二、一三七年)夏、織田信長の台命により羽柴秀吉は淺野彌兵衛及竹中半兵衛を以て政範・政澄に説くに當時吾主人織田信長は中國毛利と雌雄を決するの時羽柴殿を以て當城の將とし兩主今度織田家に屬し毛利輝元を伐つて先驅たらしめんとす、返答如何と云ひしも政範・政澄曰く。吾々代々毛利家の幕下に屬し今更織田家の台命に應ずる事諾しがたく追て返答に及ぶべく云々。依て兩使者退城す。此旨上月兩主より毛利家に通ず、毛利家奉行大ひに驚き然らば宇喜多廣維を以て後詰加勢として出陣すべく用意延引中羽柴方之れを聞き赤松家謀計あるものとし再び政範・政澄を説くも應せず、然らば雌雄を決するの外なしとて天正五年十一月上月城の外廓東西南北を圍み晝夜之を攻むる事急也、城中又飛石・岩石・張石・弓等防禦すと雖も備前の加勢來らず、兵は勞れ糧食は盡き如何とも致方なく、殊に城兵中宗徒の士高島・川島・小寺・神吉等疾に討死しければ、天正五年十二月十八日城主赤松藏人太輔政範(此時佐用・赤穂・揖西・揖東・宍粟の五郡を領す)を初め叔父高島右馬助正澄其他生き残る士早瀬・本間・佐用・上月等彼是五拾餘人討死と決定せし折、栖山脇方面へ討て出たるの軍兵も大概討死したりとの報あり、爰に於て政範妻女及幼少なる女子兩人を刺し一同は大廣間に盃を擧げ眞島・中村・長谷・高野・廣澤・神宮・寺・永良・鷹峯・山根・瀬川・桐山・山ノ里等列坐自及せり。其前長臣桐山市進、櫛田久藏の兩人を呼び籠城の日記等亡滅せば他日本城の

苦心も水泡に歸するを以て、是等書類を携へ密かに落延び、書寫山にある妙覺院法印縁故のある者なれば悪しく計ふまじと悟せしに、兩人は此期に及び命を永らへん事本意にあらずと拒みしも、理非を説き強て承諾せしめ兩人（或は政範の幼子正友を伴ひしとも云ふ）は書寫山に落延び、剃髮して菩提を弔ひ、且つ佐用軍記なる書を殘せしと云ふ。

爰に於て上方勢は直ちに備前の福岡野へ押寄せ同城をも屠りし由岡山へ聞へしかば、宇喜田和泉守直家は大に驚き、後詰として家老長船紀伊守、岡越後守の兩人を將とし三千餘騎をさすけ差向けしも羽柴勢の加藤・福島・片桐・脇坂・堀尾等一騎當千の精兵に駆け惱まされ、齒嚙なしつゝ岡山へ引揚げたり。和泉守は益憤怒して上月城を取返すべく眞壁彦九郎に五百騎を引率せしめ自ら向ふべき見込なりしに、豈に計んや上方勢は上月城に守備の兵も置かず姫路へ引揚げたりとて眞壁彦九郎は戦ずして入城し得たるなり。上方勢は斯くと聞き然らば追落して兵糧彈藥を奪ふべしと評議しけるに雲州尼子の浪人山中鹿之助幸盛なるもの羽柴の手に付き居て上月城攻めを某一手に任せられん事を望み筑前守の許しを得て同士を募り八百餘騎を以て上月城に押し寄せしに、眞壁勢は一支へもせで敗走岡山へ逃げ歸りしかば、幸盛は得たりと糧食など悉く奪ひ取り上月城に立籠る由直家聞きて眞壁の振舞を言語同斷なりと怒り、然らば直家自ら幸盛を攻め殺さずんばあらずと憤りければ、彦九郎の弟眞壁次郎四郎治時なるもの兄の恥辱を雪ぎ呉れんと思ひ、上月城は眞壁一手にて誓て取返し度旨請ひしにより直家

も其志に免じ許し更に壹千五百餘騎の精兵をもたらし上月城へ押し寄せしむ。幸盛此由を聞きさらば當方にも其用意せんと眞壁勢の上月城より六十丁計り外に陣取れる時夜討をなし風上より火をかくれば折節強風にて煽り立てられ眞壁勢不意の事とてあはてふためき敗走大將の次郎四郎治時も亂軍中に討死しければ山中勢は心地よしと勝鬨擧げて歸城し其旨羽柴大將へ報じければ左もこそとて其功を賞せらる。聊か所存もあれば幸盛勢は上月城の守備をせず一旦姫路に引揚げしむべしと沙汰せり是れ直家が憤怒して上月城を再び攻めむと兵を差越すべし、其節空虚なりせば喜んで兵糧戰具等同城に堆積すべし又々奪ひこるの謀なるべし、眞壁の殘兵等岡山に歸り敗走の旨を直家に告ぐれば又々仕損せしやと大に驚き此上は是非自ら馳せ向ふべしと斥候を出せしに又々敵は一人も城にあらずと告ぐ。然らば此度は其器を選び多數の城兵を置くべしと評論せしに上月十郎景利は元上月の住人にて彼の城を守り度と望むに依り然らば許すべきも今回は如何なる苦戦に陥るとも我後詰する迄は必ず持ち耐へよとて矢島五郎七を加勢に添へ其勢壹千五百餘騎にて立籠らしむ。羽柴方は斯くと聞き思ふ所なりと直ちに當國の國人等を催促し二萬餘騎を姫路より送り上月城を十重二十重と取圍ましむとの報を得て直家は二萬五千餘騎を引率し自ら後詰すとの由羽柴方へ聞へければ直家の自ら後詰せしは我望む處なりとて更に二千餘騎を繰出し直家の來るべき林に伏せ置き尼子勝久・山中幸盛・立原源太兵衛尉等を初め其他諸將へ謀を含め待ちありしに直家は憤怒に憤怒を重ね二萬五千餘騎を二手に分ち揉みに揉んで上月

城さして出でければ寄手は其大兵に怯怖せしもの、如く詐り川を越え逃げ行けば、得たりや賢しと進まむとせしに彼方此方より伏兵起りはげしく攻め立てられ岡山勢は案に相違し散々敗走し直家も術中に陥り其成す處を知らず、這々の體にて岡山へ引返しければ籠城しつる上月十郎矢島五郎七は偏に後詰の直家をのみたのみ居たるに頼む木蔭に雨の洩る心地して最と心細く城を捨て落ち行かむとせば尼子の一統透間もなく取圍み居りて日増に氣慄れして今は勿々防戦の擬勢もなく、困り果てたる折しも上方勢は短兵急に攻め立て山谷も崩れむ計りなり。城中にては今は叶はじと城門を開き使を出し降参すべき由を請ひしかども後詰を頼み難言至らざりしにより容易に其請ひは容れられず四方より火を放たれ城兵は焦熱地獄裡に一同討死せしなり。故に今此處を地獄谷と稱せり。而して羽柴筑前守は此地を守るに難き地勢と認め凡てを焼却し盡さんとせしを尼子等の請ふにより修繕を許し尼子一黨貳千騎内外をして守らしむる事とし羽柴秀吉は總軍を引纏め姫路城へ凱陣せり。而して宇喜田直家の勢は出陣の時は二萬五千餘騎さしも勇しかりしもわづかに千餘騎に討ちなされ見すばらしく岡山へと引揚げしが無念やる方なく此上は毛利氏に據るの外なしとて委細を具し使者を立て織田信長の先陣羽柴秀吉橋州に下向し中國へ攻入らんとす、就中尼子勝久以下山中、立原等雲州の浪人共秀吉の下知に従ひ上月の城に籠り作州へ亂入し備前、伯耆を経て雲州へ攻め入り富田を挽回せんと企つるの由に付急ぎ御出馬を乞ふ若し遅延せば由々敷大事なりと注進せしかば毛利輝元朝臣此事如何有べけん吉川元春、

小早川隆景と評定に及ぶ處尼子は當家の怨敵なれば其從類眷族たりとも忽になし置くべからず況や彼の族一城に籠り本國を取返さん事を謀るに於をや神速に進發の要ありと決せし旨回答せしかば、直家愈悦んで其進發を待ちしに天正六年三月(紀元二、三三八年)毛利輝元は吉川元春、小早川隆景の兩將に備中・備後・安藝・周防・長門・出雲・伯耆・石見・隱岐等の選兵八萬五千餘騎を催し、上月城を攻落すべしとて出陣し其勢は佐用、赤穂の兩郡の山野に滿々たり。茲に於て宇喜田直家は自先陣に加るべきに毛利と羽柴の戦に就ては又手段をめぐらすべきなりと運を兩端に挟み自分は病と稱し長船紀伊守、岡越後守等に壹萬五千餘騎の勢をさすけ毛利の手に馳加らしめ吉川、小早川は宇喜田の兵を先陣として上月城へ押し寄せしに幸盛勇猛寡兵を以て能く防ぐと雖も十重二十重に取圍れては實に往古千早の守睢陽の防戦辛苦も斯やと思はれつ剩へ四方の糧道を絶れぬれば今は東天を望んで援兵の來らん事を待つのみなりき。然るに此時羽柴秀吉は半兵衛尉、別所孫右衛門尉等二心なき國人に五千餘騎をして三木城の押へとして荒木攝津守村重、羽柴小一郎秀長等初め其兵一萬二千餘騎を率ひ今や旦夕に迫れる孤城の運命も救はずんば止まずと欲せり。此由飛札して安土へも注進し早く御加勢を差下さるべしと言上し、秀吉は高倉山に陣を取り中國勢を見渡せば山に依り川に添ひ何さま十萬に餘る多勢を配置して其嚴肅なるを感賞せしとかや、又吉川、小早川の兩將は遙かに高倉山の嶺を望めば羽柴筑前守の五色の吹貫翻翻と風になびきて見えわたる其影に金の瓢箪の馬印朝風にひらめきてあたりを拂ふ、すはこそ

秀吉の後詰を來れるならん併し其勢は僅かに壹萬二三千に過ぎざるべきも當家初めて織田勢との對陣なれば隨分兵氣を練りて進止の節を正しくなすべしとて戰を挑む等の事なく徒らに日を経る斗りなり。而して上月城中は日々の兵糧にも事を缺く有様となりし折柄、上方勢に於ては信長の加勢あらん事を頼りと請ひしかども叢蘭茂らんと欲すれば秋風一陣荒みて是れを破るの譬に洩れず信長の出陣を阻む將士等ありて信長の名代として三位中將信忠三萬餘騎にて播州へ下向し書寫山に止り高倉山へ來らざるのみならず元來中國勢の出陣せしは織田勢と雌雄を決せんが爲にあらず、怨敵尼子を亡ぼさむが爲めなれば容易く戰端を開かず、然るに信長には秀吉に對し當の敵たる三木の別所を攻むべしとの使者來りしかば秀吉は數月の對陣に只一戰せしのみにて尼子等を見殺しにするを歎きつゝ夜に紛れ書寫山に引揚しかば、上月城はさながら釜中の魚の如くにして山陰の麒麟兒と唱へられし當年の英雄山中幸盛も刀折れ矢盡て此上如何共爲す道なく、茲に是迄付隨ひし輩を戰場の露となさんも痛しく吾々大將分五名自盡すべきに付他の一同を助命せられむ事を乞ひしに、許されければ天正六年六月廿九日（或る書七月三日とあり）大將尼子勝久、弟勘四郎通久、神西三郎右衛門尉、加藤彦四郎の五人毛利家立會人の面前に於て切腹一般は助命せられ嬉々として落行き一段落を告げ、其首級は實檢後雲州に送り富田月山の城下尼子家菩提所に厚く葬りしと。然して毛利勢は引揚げ宇喜田直久本城を守護せしも後ち宇喜田は羽柴に降參し、毛利家と羽柴家と和睦したるのち本城は破壊せしものなり。

而して幸盛のみは此時毛利家に於て擒となし自盡せしめずして他日の用に養んとせしも不聞、輝元は前年雲州没落の砌、當家に屬し脱落したる等表裏あるものなれば助け置くも詮なかるべしとなし、助命せざる事に決し、備中松山の麓阿部川河井の渡りに於て天野紀伊守の臣阿村新右衛門、福間彦左衛門の兩人に命じて斬殺せしめたり時に年三十九歳なり。今に此地に墓碑存在せり。

播陽古城址名に左の記事あり、多少本記事と符合せざるも参考のため記し置く。

上月城 上月十郎居城所天正五年十二月廿五日羽柴秀吉の爲めに落城、上月兄弟自害（上月十郎は

最初赤松政範、正澄亡び次に眞壁彦九郎敗走、次に眞壁次郎四郎敗軍の次を受け守護せしも

尼子勢に敗られしなり）尼子孫四郎勝久、同助四郎通久、山中鹿之助幸盛、從信長爲西國退

治入置天正六年四月毛利右馬頭輝元以多勢攻落

間島河内守秀貴同右馬助祐貴、輝元の城代として居之、天正六年羽柴秀吉攻之降參落城す（此

事項他の書類に見當らず。）

上月戦記の一節 上月大平城 赤松藏人太輔政範籠城

福原城主福原藤馬允討死落城の時の日記

五月十四日杉原播磨守盛重、寄手より臺無の銃砲にて上月城の樓を射たるに微塵になりて失せたり。此銃砲の玉、寶曆（紀元二、四一〇年）の比上月城二の丸辰巳の切岸崩れより出でたるに目方五百目あ

り、其他金の符矢の根等出で明和八年(紀元二、四三二年)森對馬守(當時の領主なり)へ奉れりごあり。
六月廿八日中國勢と上方勢と大戰す。中國勢は高倉山に引き上る、(中國勢が高倉山は甚だ不審)戰場は熊見川邊より上月、山脇等にて大戰。

秀吉戰に不利尼子勝久を捨て高倉山の陣も拂ひ六月廿九日書寫山迄引き取るごあり。

現狀山林にして山頂に一の丸・二の丸・三の丸とも各約一反歩餘の平坦なる地あり、一の丸に城主及長臣二人の碑を建設しあり。

後明治三十四年七月中旬帝國大學の命を受け、元龜、天正年間の事蹟を調査し歴史編纂の資に供するため、上月城址、高倉山城址を踏査したる大學院學生學習院教諭文學士瀨川氏携帶の書類中に左の書類あり、參考の爲め茲に掲ぐ。

増補筒井家記 同月(天正六年三月の事か)下旬より毛利左馬頭輝元及吉川駿河守元春、小早川左衛門督隆景等八萬餘人を卒し播州に發向し、尼子四郎勝久、同弟助四郎通久並に山中鹿之助幸盛が籠りし上月城を十重廿重に取圍み攻めしかば、羽柴筑前守秀吉三萬餘人にて後卷して對陣す。

浦上・宇喜多兩家記 毛利輝元は長治を援けんため吉川駿河守元春、小早川左衛門隆景、宇喜多和泉守直家都合六萬餘の勢を以て播州に出張して上月城を圍む。鹿之助援を乞ふ、秀吉小寺官兵衛を遣し高倉山に陣せしむ。元春、隆景大兵を以て眞家を先として向ふ秀吉加勢を信長に告げる。

柏崎物語 播州見次の爲め吉川駿河守元春、小早川左衛門正、浮田和泉守直家人數は安藝・周防・長門・出雲・備中・備後・伯耆・但馬の人數を以て播州上月城に責め入る。山中鹿之助籠る所なり、日々城を責る城中よりも使を越見次願。

陰德太平記 天正六年四月十八日吉川元春、小早川隆景播磨に至り上月城を圍む。

信長記甫菴信長記 同月中旬(天正六年四月か)安藝國毛利輝元播磨表ニ出張シテ山中鹿之助ガ楯籠タル上月城ヲ數萬騎ヲ以如稻麻竹葦等圍シカハ……………云々

歷代鎮西誌 夏四月中國者毛利輝元以五萬餘騎出張播州上月城相對陣羽柴秀吉(歷代鎮要略同上)、

天正六年五月九日義照書ヲ與へ毛利氏ノ部下上月ヲ攻ムル者ヲ勞フ。

閩門錄 草薙太郎右衛門所藏文書

天正六年信長公ハ尼子勝久並山中鹿之助等播州上月城、被差籠ニ付而輝元公御取懸被成御攻候其節公方義照公備後頼津ニ有御居住上月在陣之者に被下御内書候、至播州表取向凶徒等夙夜抽懸勞段寔感不斜候此節勵戰功早速可討果事肝要委細照光可申候也

五月九月

義 照 公 御判

草薙次郎ごのへ

此他之れに類する書狀數通ありしも略之

陰德太平記 捕城手間使事

高倉山忍討並上月城後詰勢馳加事 天正六年六月十六日

秀吉上京シテ候信長ニ謁ス信長令シテ高倉山ノ營ヲ撤シ神吉志方ヲ改メシム

信長記 六月十六日羽柴筑前守播州より罷上一人ニ被得御詮之處謀略不相調張陣候ても無曲候間先此陣(高倉山)引拂神吉志方へ押寄攻破其上三木別所構取詰可然之旨被仰出神吉志方責御檢使大伴傳十郎・水野九藏・大塚又一郎・長谷川竹・失部善太郎・菅谷右衛門・可兒仙千代・祝彌三郎へ御委替被仰付細川家記 天正六年六月十日羽柴筑前守上月表の軍法制し置上洛し信長公の御下知を承て翌十一日加古川迄着給ヒ信忠卿ニ此旨言上候て十二日上月ニ歸着御下知の段々各へ申届十六日諸軍上月表を引拂ひ書山(書寫山)迄打入、天正六年六月廿一日毛利氏ノ軍秀吉等ト熊見川ニ戦ヒ之ヲ破る(秀吉撤去後ノ六月二十一日の合戦如何諸軍書寫山へ營撤の六月廿六日の誤りならんか)

豊鑑・陰德・太平記・惣見録・柏崎物語・正武將威狀記・備中話等に山中幸盛の事を記しあるも餘り本史に大なる關係なきにより之を略す。

増補筒井家記 六月廿八日(天正六年)播磨國上月城毛利家の爲攻落サレ同廿九日尼子伊豫守勝久、同助四郎通久等自害ス。山中幸盛ハ存念有テ再ビ毛利家ニ降參ス。毛利家幸盛カ大勇を惜テ大祿ヲ與ヘルト雖モ足利義昭公ノ命ニヨリテ大勢取圍遂ニ討取。首ハ福岡彦右衛門尉得之云々幸盛三十九。

播磨佐用郡上月城ノ古城主ハ上月刑部少輔景盛、上月祖ハ赤松家ノ一族ナリシ、建武ノ亂ニ武功ヲ顯ハセリ嫡子次郎盛忠其子孫相續キシカド嘉吉ノ比ヨリ中絶ス永録ノ頃上月十郎守護シケルヲ備前ノ宇喜多和泉守武威ニ募リテ此所モ則幕下ト成ル其頃毛利家威熾ニシテ宇喜多モ又毛利ノ幕下トナリ天正五年羽柴秀吉信長公ノ命ヲ受ケ中國征伐ニハ尼子勝久ヲ立天正六年毛利輝元播州ヲ切隨ヘント一族毛利伊勢守元晴、宍戸安藝守、小早川隆景、阿野兵部少輔通克ニ五萬餘騎ヲ添ラレ同月中旬ニ上月ニ押寄テ十重二十重ニトリ卷喚キ立攻ケル故尼子兄弟ノ人々ハ猛リ勇メ共大軍攻立ラレ今ハ城中支エガタク覺ヘケレバ腹カキ切テ伏ニケル鹿之助ハ心中ニ望アル故ニ降人ニ出ケレ共終ニ後ニテ討レケル

去年十一月廿七日秀吉上月城ヲ降シ幸盛ヲシテ之ヲ守ラシメ幸盛、勝久ヲ奉シ尼子氏ノ家臣ト共ニ之レニ據レリ、然ルニ本年四月十八日毛利氏軍之ヲ聞キ五月四日秀吉、村重等來援フモ克タズ。六月廿一日、廿六日信長ノ命ヲ以其營ヲ撤シ城邊ニ降レリ。備前軍記等直家當時既ニ欸ヲ織田氏ニ送レリトス。或ハ然ラン、今確據ナキヲ以テ姑ク茲ニ合致ス、明年九月四日及十月三十日ノ條看ルベシ

備前軍記 毛利勢播州ヨリ歸陣ノ事

(大要)此度ノ合戦ニハ上方勢勝利ナリト豫想シ虚構、病ト稱シ自ラ毛利方ニ出陣セズ使ヲ信忠ニ派シ内應ス然ルニ戦ノ結果毛利ノ勝利トナリタレバ上月落城ノ後直家、元春・隆景ガ黑澤山ノ陣ニ來リ賀詞ヲ呈シ猶上方出陣ノ際先鋒タルベキヲ申ス元春等竊カニ其内心ヲ探知シ俄カニ之レニ應ゼズ其後

又直家ヨリ領内御通行ノ際饗應ヲ申込暗殺ノ陰謀アリトノ事ヲ聞キ之ヲ拒絶ス。八月三日黒澤山ヲ立テ隆景ハ播州奈波坂越ヨリ乗船シテ海上ヲ歸陣、元晴ハ作州路ヲ引取テ岡山ヘハ使ヲ以テ藝州ヨリ急ニ歸陣候様ニ申來ニ付残念ナガラ今度ハ饗應ヲ受ケズ歸候重テ立寄ベシトアリケル。

毛利家記 宇喜多和泉守最前ハ毛利ニ一味信長公西國出勢ノ刻ヨリ屬之備カチャ山ヲ拵入置信原内藏允。○點ノ意味不解

天正五年十一月廿七日

秀吉上月城ヲ攻メ黒田孝高等福岡野城ニ逼ル宇喜多直家來援フ克タズ既ニシテ上月城ヲ降シ福岡野城ヲ援ク

下村文書 遠路爲御見舞預御使者御懇意之至合祝着候仍今度播州人質之ハ但州一國之様子委曲左京殿ヘ申入條定可爲御開候

一但州悉以如存分隙明候條去廿七日至作州堺目相働候處播州佐用郡内ニ敵城三ツ候其内福原城ヨリ出人数相防候就テ竹中半兵衛重治小寺官兵衛孝高兩人先ヘ遣候處於城下及一戰數多討取候處其身助合候ヲ同討取候以其競城乘崩悉不殘討果申候事

一右福原城ヨリ一里程先ニ七條ト申ス城候翌廿八日押寄取卷水之手取候處爲後卷此方陣取上之山ヘ宇喜多罷出候條城々手當雖切懸及合戰散々切崩備前境迄三里計リ之間追付首數六百十九其外雜兵切捨

候夜ニ入候ニ付宇喜多不討留事無念存候乍去明石三郎左衛門まなこ喜左衛門さうの原原討捕候此兩三人事西國にての才覺先懸第一之者ト申候事

一合戰場ヨリ引返し七條城彌取誥水ノ手取候ニ付色々詫言候ヘ共不能承引返鹿垣ヘリ結ま見包懸し諸口ヨリ仕寄申付去三日乘入悉刃首其上以來敵み見こ懸リト存知女子共二百餘人備・作・播州三ヶ國堺同子ヲ申ハ申くしにさし女をば申は申た物申ニ申かけ申ならへ置候事

一最前之合戰首共今度七條討果首塚二ツつかせ悉以任存分候事

一當郡別所中務ト申者之城今一ツ○候○印不明種々懇望候間人質三人召置城をは來二月迄預ヲ立置申候事（此城は利神城をさしたるものならん）

一作州之内新免彈正左衛門人質と召連罷出候間居城させ此方一味候事

一右七條城備・作・播磨之堺目ニおゐて可然所ニ候之間山中鹿之助今度我等相抱候條足弱をハ三木ニをかせ七條城ニ殘置候事

一如此之上當表隙明候條今日吾播州龍野迄打入候也やかて令歸陳候條其刻可申入候御使者ヘ申渡候恐々謹言

十二月五日

秀吉花押

下村玄蕃助殿

御返載

豊鑑 浦上宇喜多記 備前運記 甫安信長記 隈見記

秀吉落播州上月城 (立原、福原兩家傳記改津田太夫古文書所載)

雲州○落去立原上方へ登り秀吉様へ來信長様信忠様へ御目見仕秀吉様麻上下ニ罷在候立原猶子福屋彦四郎隆兼ハ信長様ニ居ル天正五年霜月廿七日秀吉様夜中ニ熊見川越上月城へ御働可被成由なり久綱案内可仕由申上熊見川を越上月の山下悉焼拂ふ諸勢取巻て城内ニ逆心之人有之上月十郎ガ首を切て持來る上月城には源太兵衛を被籠置立原楯籠勝久ニ案内申上勝久・國久兄弟上月へ入城シ給ふ勝久喜悅不淺尼子に志の諸士馳參籠城す。

早瀬城址 西庄村早瀬

城主は赤松次郎政直上月城主の弟なり、築城の由來記等更になし。

陣屋跡 西庄村字根にあり

字姿の東に小屋の段と云ふ山の中にあり。昔本郷城(幕山村福岡城)を攻むる時、此處に小屋を掛け夫より數丁を南下したる山中に陣屋を設けしと云ふ。後人呼んで其跡を陣屋と云ふ。延寶七年の檢地帳に小林と云ふ荒畑は即ち此地なり。又東谷池の東方山上には一盆地あり。此處より弓矢を以て本郷城を遠攻にしたりと傳ふ。此地は平尾・本郷・藏垣内等一眸の下に瞰下し得る高地なり。

判官在所 西庄村西大島村にあり

同在所の中央に三反歩計りの平坦地あり。往古判官太郎助安なるものゝ屋敷地ありと云ふ。一基の石碑ありて孟蘭盆には部落民參詣香花を手向くるを常とす。石碑は寛政六年三月の再建なりと、判官太郎とは如何なるものか、古記録ありしも天和年間(紀元二、三四一年)火災の爲め烏有に歸せしとて今はなし。思ふに彼れ判官は富豪者或は郷士の類ならむ。本部落中流の川に源内淵と稱する淵あり、寄延の豪士源内と云ふ者と此判官助安と夜この所に決闘して源内を討ち果せし淵なりと傳ふ。

飯の山城址 久崎村久崎櫛田の間にあり、字飯の山

城主は赤松家の臣間島(眞島)藤内の住せし處なりとの口碑あり。(佐用軍記には其名なし)然れども頂上平坦にして一の丸・二の丸・三の丸とも云ひ得べき石垣を存す。其他何等認むべき書類なし。

宮山城址 久崎村櫛田

城主は赤松の一族佐用次郎頼景の次男櫛田八郎有景にして文永六年(紀元一、九二九年)四十八歳にて卒す。有景の長子を有諸と稱し、有諸の末弟を有喜といふ。兄弟共に當城主たり。有喜は櫛田小刑と稱す。有諸の子有興は上田利兵衛尉と稱し當國置塩の城に居り、有興の子有祐櫛田又太夫と稱し強弓を以て聞へ、櫛田城に居り元徳二年(紀元一、九九〇年)卒す。有祐の弟有範櫛田彌次郎と稱し文和三年(紀元二、〇一四年)卒す。此後の城主詳ならず。

秋里の小屋場 久崎村下秋里字下の谷にあり

下谷の右の谷奥に小屋場と稱し、上月城攻めの際負傷者多く此村の民家に來り食を求め傷を養ふもの頻りなるにより、里人困難して此山奥に小屋を作り、是れ等傷病兵を收容せしものなりと傳ふ。

米田城址 中安村米田字寺山

城主は人皇六十二代村上天皇の裔季房三代の孫、赤松伊豆守(播磨權守)則景の弟にして、宇野新太夫爲助の在住せし城址なりと云ふ。爲助の子爲頼其子を範重、其子範家則ち佐用三郎兵庫介にして元弘三年(紀元一、九九三年)四月廿七日久秋暖合戦の時、大手の大將名越尾張守高家を一矢に射落し武勳世に顯著たる人なり。(本件赤松氏系譜に記載しあり)

徳久城址 徳久村東徳久

城主は米田城主宇野新太夫爲助の男、小寺刑部少輔爲頼の三男、柏原彌三郎爲永の居住せし城址にして、其子三郎永利迄在住せしもの、如し。本城の落城せしは詳ならざるも赤松大膳太夫満祐が嘉吉元年(紀元二、一〇一年)六月白旗城に於て山名宗全の爲めに自殺せし頃にあらざる歟。

矢能の城址 徳久村東徳久字矢能

城主其他由來等一の古書類なく、城址なる由口碑に止るのみなれば記し置くのみ。

大廣村の古城址 大廣村末廣と三つ尾弦谷の中間にあり

此中間に聳ゆる高峯を天都峯と稱し一名多賀登山とも稱す。是そ往昔天正年間の古城址なりと稱す

るも當時何人の在住せるかを詳にせざるは誠に遺憾とする處なり。徒らに雜木繁茂するに任せあるのみ。

城山(じょう山と稱ふ) 三日月村乃井野字徳平

城主は赤松氏白旗城にありし頃其一族得平左衛門なるもの、居城なりと云ふも書類等更になし。或は本郡米田の城主則景の弟得平三郎頼景なるもの、一時的居住せし處にてもあらざる歟、参考のため記し置く。

乃井野城址 三日月村乃井野

城主は森對馬守長俊が元祿十年(紀元二、三五八年)美作國津山より移封せられし時築造し、明治四年廢藩に至るまで代々森家の住居せし處なりし故に、家臣等其周圍に住居し一畫をなし、又内濠、外濠等の設備、馬場・講堂・表門・武器庫等ありしも廢藩と共に跡を斷ち、尙ほ臣家の人々も四方に離散し多く桑田と變じ居れり。

第二章 古 戦 場

久崎村下秋里の古戦場 久崎村下秋里東端、秋里川と熊見川の合する所なり

天正五年(紀元二、二三七年)十一月羽柴秀吉上月城を攻むること急なりと聞き、備前の宇喜多秀家

は弟掃部助廣維(赤松政範の妹婿)に三千餘騎の選兵を引率せしめ應援せしむ。同月二十日正午の頃着せり。其道筋は備前三石より三國村を経て此地に來りしもの、如し。然るに秀吉已に之を知り自ら兵を率ゐて迎へ撃たんと其先鋒を進め大々の戦端は爰に開かれ、兩軍相亂れ撃ち西に追ひ、東に追はれ揉み合ふこと七八度、殺傷數を知らざる有様にて漸く日没に及びて休戦せりと。其夜宇喜多勢は夜陰に紛れて上月城に入りたりと。此日の戦に兩軍の戦死者七百餘人負傷者は其數を知らず、因に宇喜多掃部助廣維は上月城に入しも其後政範等と共に戦死せりと云ふ。其翌年四月に上月城を秀吉より預りし尼子勝久及山中幸盛を攻め撃たんと毛利勢の來りし際も、此處にても戦ひしもの、如く記しある書もありと云ふもそのは確實ならず。而して此地前に記す如く秋里川と熊見川合流の處にて凡十町步草生地なりしが、現今は墾かれて耕地となれり。

徳久村上津の古戦場

徳久村林崎と下徳久の中間なり

天正年代柏原城を攻撃の際、林崎と下徳久大日井の中流千種川を狭み戦へるものなりと云ふ

第三章 古墳 及 塚**江川村 窯跡** 江川村中山字五反畑にあり

窯の形状は半圓形をなし巾五尺高さ四尺長さ(奥行)八間あり。口より約一間半づゝを置き左右に徑

一尺五寸計りの窯あり、十數年以前迄は山腹に前記の如く現在したりしが、近來道路改修及井堰用として恰も窯の所在地を掘り、現存せるは窯の最低部長さ約四尺計りなり。

江川村 芦屋道満塚 江川村大木谷(元大猪伏)にあり

芦屋道満法師は有名なる占師にして、當國印南郡西神吉村岸村の産なりと云ひ又道摩とも云ふ。關白藤原道長法成寺建立の砌、或時犬類りに道長に吠え付きて止まず、依て道長當時の天文博士阿倍晴明に其の理を問ひしに、晴明白紙を以て鳥を作り之れを放ちしに此鳥飛んで一家に入れり。其家に到れば道満と云ふ僧あり、晴明道満が道長を呪詛するものなりと云ひしかば、道満播磨國に流され此地に來り死せりと云ふ。法成寺建立は治安三年(紀元一、六八三年)後一條院御宇なりと一書にあり參考の爲め記す。

江川村 阿倍晴明塚 江川村前同地に一谷を隔て相對峙しあり

是は道満ありし爲めに設立せしものなるや別に詳記すべきものなし。

播磨鏡に曰く

陰陽師芦屋道満は天文博士阿倍晴明と同時代の人にして、時々晴明の門に出入し且つ妻李花に通じて金玉蒐集てふ祕書を剽みけるが、或時太政大臣藤原道長を呪ひて、晴明の爲に發かれ播磨に逐はる。一時は佐用郡仁方村に住みしが、後年飾磨郡三宅村に移りしもの、如し。(姫路名勝誌)

安倍天文博士晴明、芦屋道満は、六十六代 一條院の御宇一雙の陰陽道逸物也(略)晴明勘士即白鷺成飛去依此科被流播磨佐用、佐用郡佐用村奥住不遂歸路死去。晴明は寛治二年(紀元一、七四八年)に卒す。寛治二年は七十代堀河帝の時代にて一條院御世とは時代に於て凡百ヶ年の相違あり、依て寛治二年は寛弘二年(紀元一、六六五年)の誤りならん。

幕山村 日羅塚 幕山村中山高雄山福圓寺境内にあり

古樹の下に石造の五聯塚あり。地積約一坪にして人皇第三十一代、敏達天皇御宇、百濟國沙門日羅上人入朝歸化して開基すとの傳説あり。福圓寺由來は別に寺院の部に詳記す。

幕山村 藤の森の古墳 幕山村皆田字大月にあり

俗に大月の宮とも云ふ。面積約二坪計り北面して北は竹林、西は人家、東は耕地、南は山嶽を繞らし、中央に古墳並に數百年を経たる古藤株ありて年々新芽を出す。蓋し貴人の墳墓にして當時此森の附近は牛馬の通行を禁じたりと云ふ。又一説には、後醍醐天皇御通過の際小憩遊され左の御製ありと云ふ。

神垣やいそへのまつにことゝはむけふをは世々のためしとなみる

幕山村 櫻山六人塚 幕山村櫻山

此地に一の豪農あり井原與右衛門と稱し暴行至らざるなく、加ふるに隱田と稱へ公租を納付せざる土地を墾き、年々收穫を得る事不尠により、當時の地頭より納税を促すも應せざれば、終に左の家族一同寛文元年辛巳三月十二日死刑に處せられ其墓地なりと云ふ。但本隱田の發覺は萬治元年なる由或る書に見えたり。

井原與右衛門五十九歳、同三治郎二十七歳、同仙常二十一歳、同龜松十八歳、同八藏十五歳、同吉兵衛十三歳、以上六名の墓なりと。

久崎村 自害谷の古塚 久崎村櫛田にあり

飛龍の瀧の下流五六町の地點より東南に向ひたる谷を自害谷と云ふ。此溪を上ること五六町にして苔蒸す古墳數基あり。傳説に曰く、上月城の落武者此處に來りて自害せりと。早風明神と稱する古き松杉を以て覆ふ、土俗此樹を伐採せば必ず虐を病むと云ふ。

久崎村 卒塔婆の古墳 久崎村櫛田字瀧谷にあり

櫛田奥山の東端、赤穂郡鞍居村との境界に近き一地域を俗に「ソトバ」と稱す。上月十郎自及の跡なりと傳ふ。西庄村上月の大谷氏又は間島氏等の縁故のものも墓參する事ありと云ふ。

徳久村 丸山の古墳 徳久村西徳久字高下の丸山にあり(寫眞第十九圖參照)

此丸山は周圍五六町の圓形の山脈にして丸山と稱す。頂上往古より天皇様と稱する小社あり、刀劔

と書類を藏せる洞穴ありと傳へらる。或は高貴の古墳墓にやあらんかと思はる。

徳久村 地頭の首塚 徳久村平松にあり

大なる自然石の石碑あり。徳久城主柏原彌三郎の首級を埋めたるものなりと云ふ。古き刀劔と人骨を納めたる壺ありとも云ふ。

徳久村 平山の墳墓 徳久村東徳久字阿賀屋にあり

平山と稱する山にありて源平の昔、平山の武者所季重此地に落ち來りて自殺したるを埋めし墳墓地なりと傳ふ。

徳久村 古穴 徳久村下徳久字重近にあり

小林方造居屋敷内にあり。古へ納屋に代用せしものによ、又は隠れ人を忍ばしむる穴なりしか、地下深く掘り六疊敷位の廣さにて穴中水の患もなく、立てらるゝ位にして、入口狭く、大石もて覆ひしありしを近來發見せしものなり。

徳久村 ごうろの古墳 徳久村平松

先年同古墳發掘の際銅劔出づ、長さ一尺三寸九分、巾九分、諸刃にして年代不明なり、同村字平松三二番地春名仲太郎氏方に所藏す。(第二章有史以前の佐用郡參照) (寫眞第三、四同參照)

中安村 宇多天皇の古墳 中安村安川字平谷二兒山の麓

同地山林四反六畝十二歩の内墓地二十歩なり。石塔にして塔狀形なり。別に確たる證左なく只口碑に傳ふるのみ。

中安村 宇多天皇姫君雪花姫の墳墓 中安村多賀字長屋

其石質は寶殿石の如くにて臺石共高さ四尺五寸、臺石三尺掉石徑一尺二寸なり。大下り川の支流板根川の河畔にあり。周圍は石を以て壘み其上に奉祀あれど破壊の狀況なり。

別に確實なりとは認め難きも左の書類あり參考の爲め謄寫し置く。

我君宇多天皇の御子雪花姫と申し奉る。大納言頼勝が戀慕に依て都にては御命社も難計依之御所を出、竊御供申遙都隔て西播にて人家を離れ深山の邊茅屋に月日送住居致す(元文のまゝ)寛平元年乙酉(紀元一、五四九年)四月十三日記之

藤原須大臣長正熙 (葵印)

壹ヶ年計り世を忍ぶ内悴行重と密通有都を忘れ無勿體も宇多天皇の御姫君を嫁といたし彌此山奥を住家とし家業は山に入て藥草を取り渡世を送る内懷胎有之一子誕生致し諱を政常高信と名附く

(寛平三年丁亥十一月二十六日)

池 生 白

雪華姫與多賀上賀住

宇治をたち満とわ雲の上人そ婦里行雪わ西播に津む

藤原須大臣長正

君がため我名をつゝ美住下り元は藤はら今はか屋はら

藤原行重朝臣

都人風布きそわれ行雲の落てと丸多賀谷の奥

第一藤原須大臣長正

藤原須大臣長正三男

第二藤原行重朝臣

以下第三より第六十六同苗繼藏高貞まで記載あり略す。

右の内第二十一の脇書に(先歳より之書物の虫入候ニ付書替致候)

永徳二歳壬戌七月廿四日 (紀元二、〇四二年)

同第卅八の脇書に(的應元年甲子四月十八日とあり)(明應か、明應なれば紀元二、一五二年にして甲子にあらずして壬子なり)

(家内不殘三丁計り谷奥に農業罷在候□□□出火致し先年より當家に傳はる書類寶物不殘焼失致候處系圖之儀は姫路藥種屋長治郎と申者見申度數度相頼候ニ付遣し置き候故相殘り申候)

第六十四の脇書に(先歳之書物虫入候ニ付致書替候)寛政六年甲寅十一月二十六日とあり

中安村 火塚(又は虎間と稱す) 中安村字菰田にあり

此塚は敷地約二十歩計りにして塚の高さ六尺五寸、巾六尺、奥行九尺の窟穴なり。周囲は都て耕地にして石垣を築き高さ五寸、巾六尺、奥行一間のかまご形をなす。其上に全部高さ五尺の土を盛り傍らに古き一碑を建てり。古人の傳ふる處によれば往古火雨の降る時又は戦争の時此の内に潜伏して其の害を防ぐ場所に供せしものなりと云ふ。

平福法師塚 平福村延吉にあり

正徳三年三月十六日(紀元二、三三三年)此の地に於て遷化したる惠念法師の塚なりと稱せらる。惠念法師は紀州高野山より出で、全國行脚の途路この地に滞在して遷化せられしものならん。而してこの地昔より法師塚と稱せられ、五六十年前迄は塚の周圍に四本の櫟の大木ありて年に二度宛新芽を出したりといふ。又その傍には清水の湧く井戸ありて山腹なれど如何なる旱天にも水の渴れしことなし。維新前迄は參詣するもの相當にありしも一時衰退を來したりしが、近時又々詣者踵を接し、香煙日夜絶えざるの盛況を呈せり。

佐用村 圓應寺の古墳 佐用村圓應寺山腹

佐用村圓應寺、後醍醐天皇御駐蹕記念碑の上部丘上に古墳七ヶ所あり。所有者にて發掘の處鏡、管

玉・大小玉二十数箇出でたり。其他人骨等の發掘あり。往昔地方豪族の墳墓ならんか。

佐用村本位田字宮の裏の古墳 (寫眞第六圖参照)

同村縣社佐用都比賣神社背後に四つの古墳あり、同墳より長劍、祝瓶其の他土器類多數發掘され同神社内に藏せらる。

第四章 史 蹟

佐用村 後醍醐天皇御駐蹕之碑 佐用村圓應寺にあり (寫眞第十一圖参照) (第二篇第八章参照)

碑は高一丈五尺自然石にて、題字は故有栖川宮殿下の御染筆、碑文は其の側に別れて建設せり。臺石と併せて地上より三丈五尺あり。其の文左の如し。

元弘二年 鳳駕西遷之次三月十五日駐蹕于此距今實五百七十一年也 此地有志者福地常太郎等

數輩恐遺迹埋設相謀建石臥永使衆庶有所務式 明治三十五年一月 正三位勳一等男爵大鳥圭介

撰 高田忠周書

本碑の建立は明治二十七年五月福地常太郎氏の發願に依り同年六月許可を受け、爾來廣く有志の義捐を募集し其の工費總額四千餘圓に及び、其の足らざる所は私財を抛ち獨力經營其任に當り、全部竣工除幕式を舉行したるは明治三十五年十二月なりき。

福地常太郎氏の祖、徳左衛門方は天皇西遷の次、御遺品を傳へ來りしとは口碑に傳へ來りしも、嘉永六年六月一日一家焼燼、御遺書等亦焼失せりと云ひ何等徴すべきものなしと雖も、國學者津山藩矢吹正則の書面を別次拔書に依れば御駐蹕の地なりし事は疑なきが如し。

元弘二年三月七日 後醍醐天皇逆臣北條高時の爲めに京都六波羅の假御殿を發御隱岐の國に遷幸し給ふ。時に高時の部將千葉介貞胤、小山五良左衛門尉秀朝、佐々木佐渡判官道譽等五百餘騎警固し奉る。同月十二日播磨加古川に御泊姫路の西今宿より山陰道線に進ませ給ひ、同月十三、十四の兩日揖保郡曾我井村御泊、揖西・佐用の境なる逢坂を越えさせ給ひ三日月を過ぎさせ給ふ。時に

つたへきく昔かたりそうかりけるそのへふりぬる三日月の森

と詠み給ひ、東新宿、徳久等を経て釜須坂を越えさせ給ひ、同月十五日圓應寺に御一泊。翌十六日長尾、西山、山田より幕山村を經させ國境杉坂を越えさせられ美作の國和氣の庄に御宿泊、同十七日和氣山の麓を經て海内原にて津山川を越えさせられ、種村を通御し給ふ。途上久米の佐良を御覽ありての御製

開き於きし久米の佐良山越えゆかんみちとはかねておもひやはせし

夫より佐良庄嵯峨山の麓に出させ津山川上流の清流を渡らせられ、院の庄の行在所に着御し給ふ。備前の人和田備後守範長の子兒島高德は勤王の志厚く、父範長と謀り天皇を擁して義兵を擧げんと

欲し、手兵を率ゐて播磨・備前の國境舟坂山を扼せしに、車駕今宿より美作に向はせ給ふと聞き、遽かに間道を跋涉して杉坂に赴き車駕を奪はんとせしも、途中又杉坂を越えさせ給ひしと聞きて士氣沮喪す。高德獨り屈せず一度勤王の志を奏して宸襟を慰め奉らんと欲し微服潜行して院の庄に到る。行在所は美作守護職の居る所にして規模宏壯特に警固の卒之れを警衛せるを以て容易に近かづくを得ず。公乃ち夜陰に乗じて麻帽及蓑を被り厮夫に混じて之を窺ふも奈何ともする事能はず。偶ま東大門の側に櫻樹あり、花方に爛漫たるを視て謂へらく、之れ必ず天覽に觸るゝならんと竊かに樹を削りて十字の詩を賦し滿腔の赤誠を表して去る。其句に曰く 天莫空勾踐 時非無范蠡 翌朝警固の士卒之れを認むるも其の意を解せずして遂に天覽に供す。天皇心竊かに勤王の志士頼むべき有を喜び回天の叡旨を發しさせ給ふ。院の庄御行在中の御製

哀れとはなれも見るらんわか民を思ふ心は今もかはらす

よそにのみ思ひそやりし思ひきや民のかまどをかかは見んとは

越えて二十一日車駕院の庄を發し伯耆に向はせ給ふ。それより出雲の見尾港に御着あらせられ此地に十餘日御滞留、都を出で給ひしより二十六日にして隱岐國黒木の御所に着御あらせられにき。

大廣村 平知盛の石碑及平氏殘黨の遺跡 大廣村大畑にあり

此碑は人皇八十二代後鳥羽院の御宇讃州屋島に於て源平合戦の時、平氏の殘黨此地に逃れ來り山野

を開墾して露命をつなぎ、大なる畑を多く得たるにより大畑と名付けしと云ふ。郷人今に之れを云ひ傳ふる平知盛の石碑なりと稱するものありて其傍に檜の大木ありしも數年前に枯死せりと。今は一つの堂を建て其幹の横斷したるものを臺となし石碑を堂中に安置せり。其他平氏一族の墓石と稱するもの所々に散在し、村人常に崇敬して知盛公の祭典と稱し、毎年四月二十四日其の祭祀を怠らず、今同部落岡田家に傳はれる大畑村の由來は左の如し。

人皇八十二代後鳥羽院の御宇元暦元年(紀元一、八四四年)讃州八島源平合戦の砌り平家の一門討ち亡び不殘船中より入水し、或は偽て磯の芦間に上り漸く深山幽谷に忍び入り、播州佐用郡大畑郷と申處に隠れ住む。此地を開墾し耕作而露命を繼ぎ終に大い成る畠を開く、故に大畑郷と號す。系圖有之所盜賊の爲め奪れ近村錫倉と申す處に隠し置く。折節焼失す、此所に謂れ有り、又大畑岡八王子の宮殿有之新中納言之末廣功子八人の木像を此に奉遷す、故に八王子の宮と號し于今奉尊敬也。其外軍器、刀、脇指、鎧、弓矢並に矢筒大器の物本家岡田傳四郎方に雖有之朽ち壞れて殘少し、處々に石塔石碑數多有之知盛公の石塔也と稱す、併し文字無之則ち彌兵衛の作也と昔より申し來れども難決、系圖の別は當國龍野在新宮と申所に有之と傳ふ。後人此書を尊敬し代々相傳へし者也畢。

于時萬治元年戊三月日(紀元二、三二八年)

幕山村 杉阪峠 幕山村皆田字杉坂 (寫眞第十圖參照) (第二篇第八章參照)

阪路一帯にして別に特徴あらざるも元弘二年(紀元一、九九二年)後醍醐天皇逆臣北條高時の爲め止むなく隱岐の國へ御西遷、其御巡路にして同年三月十五日日本郡佐用村の内圓應寺に御一泊、翌十六日同所御發輦同村の内長尾、山田、幕山村の内中山、平尾、大垣内を御通過あらせられ此峠を越え給ひ美作の國和氣の莊に御宿泊、同月十七日和氣山の麓を経て西行あらせらるゝの時、忠臣兒島高德赤穂郡船坂峠にて逆臣より天皇を奪ひ奉らんと思ひしも、帝は杉坂の御巡路と聞き急ぎ少數の郎黨を引俱し竊かに來りしに、帝已に美作國院の庄に入り給ふと聞き、忠義の從黨も散々になりしとて歴史上名高き峠なり。而して杉坂の稱は此の路筋に杉樹多かりしと本郷村に大なる杉樹ありしとに依ると云ふ。其古株は同村に腐朽しあれども現存す。又遺跡を永へに傳へんとて近時峠國境に一大建碑の議起り着々事業遂行の域に達せりといふ。

三日月 最明寺 三日月村春哉にあり (寫眞七、十二圖參照) (第二篇第七章參照)

正四位下北條相模守平時賴朝臣最明寺入道々崇覺了房禪定門自作木像一體(國寶)此寺に安置せり。

時賴朝臣詠歌 時賴朝臣此里に滞在中二首の詠歌を残さる。

佐用の郡の朝霧を詠みて

何國とも知らで道にぞやみぬべき晴間も見えぬ佐用の朝霧

深雪に雉子の聲聞きて

深雪にもあさる雉子の聲聞けば己がこゝろは何時も春哉

村名の由來 春哉村は往昔下志文村と稱せしが、北條時賴入道諸國遍歷潜行の砌此里に御滞在中詠まれし歌の結句春哉を取りて春哉村とは稱せしなりといふ。

又時賴朝臣此里に廻り來られしは正元年(紀元一、九一九年)霜月にして翌文應元年正月迄三ヶ月間滞在せられしに依り附近の地を三ヶ月と稱し、今に村名を三日月と稱するなりと。

時賴朝臣滞在中の由來

時賴朝臣は泰時朝臣の孫にして時氏執権の子なり。寛元四年(紀元一、九〇六年)兄經時に繼ぎて執権となる。在職十一年間常に心を政治に用ひ勤儉質實の美風を興し、賢吏を任用して善政を布く。康元元年職を罷め薙髮せる後も尙は軍政に參與し、自ら諸國を間行して風俗を視察し冤枉を問ひ、努めて下情の上達せんことを圖り給ひ賞罰公正なりしかば、郡内の吏各自を戒め風俗頗る厚く、上下勤儉の美風を生じ天下克く治まれり。されば其弘長三年(紀元一、九二三年)三十七歳を以て卒せらるゝや諸將士親疎となく悲み、爲めに薙髮するもの甚だ多かりしと云ふ。

時賴朝臣諸國潜行の砌春哉村に來り給ひし時は正元年霜月なりしが、時恰も大雪にて旅も困難とや思はれけん、此里のいと眺よき處に一つの庵ありしかば、こゝに暫し足を留めんとてこの旨を此の

里の長に告げ給ふに、里の長はいふせき庵なれど苦しからずばいと易き事になんと快くも諾ひ里の重なる者ども打集ひて懇に心を盡せしかば、朝臣もいたく悦び給ひ種々物語などありて隔てなく打解け、鎌井(昔五浪)船曳、大石、香牧、宮本、舟引の六家とは格別の間柄となり日々奉仕せり。されば六家の者は云ふに及ばず里人等は永く此の地に住み給はんことを望みければ朝臣も三ヶ月間滞在せられ、其の間自作の木像を彫刻し六家を別當と名づけ給ひ、正月十四日本像供養をつとめ遂に旅立たせらる。里人も今更名残を惜み里の境まで見送りて悲しき別れをなしたりと古記に見えたり。里人は時頼公とは夢にも覺えず唯常體行脚の旅僧とのみ心得たれど其の人品の氣高きこと、御滞在中の御行狀などよりたゞ人ならずとは思ひしが、後に時頼朝臣なる事を知り驚嘆し滞留中の事ども心肝に徹し感涙に咽ばざるはなかりき。爾後毎歲正月十四日を以て公の尊像を祀り其の徳を慕へり。其後年月を経るに従ひ世の變遷につれ或は火災にかゝりて寶物も烏有に歸したれど、其の神像のみは今に全うして安らかに祀られ年々供養會も絶ゆることなく行はれ、維新前迄は志文谷三ヶ村、本郷谷三ヶ村、三日月、乃井野都合八ヶ村當番順次に引受け諸入費持運び莊嚴に會式を行ひしものにて、明治以後は古式を廢したるも今に正月十四日は村人悉く詣で公の像を拜し其の徳を仰げることぞかしこけれ。

最明寺境内御免地並に別當

時頼公鎌倉に歸館の上此地に滞在の緣故にて同寺境内として二町二反歩を下附せられ、免租地たり

しも、世の變遷と共になくなり今は僅かに同寺所有の地あるのみ。尙朝臣滞在中奉仕せし六家に對しては別當の號を給はりしといふ。

最明寺谷川のこと

此里に南谷川、香牧谷川の二川あり。朝臣滞在中南谷川にて常に水を汲ませ給ふ。これにより其後此の谷川を最明寺谷川と稱す。

時頼公自作の木像國寶となりしこと

時頼公自作の木像は座像の彫刻にして高さ二尺五寸、巾一尺八寸七分にして實に巧妙に彫刻せられたり。明治三十四年八月二日遂に國寶と指定せらる。

最明寺寶物

阿彌陀如來立木像	高さ	二尺五寸	横一尺
弘法大師座像	高さ	二尺	横一尺
地藏菩薩座木像	高さ	二尺	横八寸
阿彌陀如來座像	高さ	八寸	
北條時頼入道位牌	高さ	一尺六寸	施主快行上人

外に位牌形のもの壹基あり左記を彫刻せり

當時者平氏時頼禪門所創也昔時潛辭鎌倉萬里雲遊六十餘州足跡殆遍嘗寓止此地暇唐模最明寺營伽藍安佛像自影像刻彫以正月十四日爲忌日又周遊天下飛錫去然而歷星霜後禍亂起于茲國家不護安而精舍佛閣從成廢亡以降佛像影像立草裏縛柴爲廬漸蔽二像耳故誓歸三室出若趣輩向荆棘中悲泣禮拜時予師仁可獨勵草創功營寺院佛閣益傳靈應新而田園開地二段餘充當寺資糧嗚呼時哉線熟哉此人依爲繼絕興廢開基弟子現住養識可行建之令記後伐者也

附 時頼朝臣自詠和歌板木二面は別當鎌井家に藏せり。別紙の如きものなり。これ別當鎌井家より出でたる佐用村慈山寺快行上人の作なりと云ふ。

最明寺殿古跡を詠して

快行

並ならぬ君しも此處に廻り來て春を迎へし春哉の里
住馴れし鎌倉山を分け出てかりそめならぬ墨染の袖
鎌倉の猛き姿を餘所になし世には稀なる墨染のそで
山部なる里に君しも分け入りてこゝに饗應すきしなるらん
墨染の衣に忍ひ立ち出し法の眞影の残るふる寺
治まれる世は墨染の旅衣法の道をしたひ行かなん
弓と箭は御世の布久呂に秘め置きて鏡は法の墨染の袖

思ひ出て昔なからに此里を踏にし君の跡をしたはん

世を捨て、世にそ著る時頼の刻む御影は千代も朽ちせず

毛衣を春哉野邊に年越えて神影残る千代の古寺

遙野の世に著れし時頼の自ら刻む御影残れり

頃しもあれ降れる深雪の遙野に其の名もひやく君の古跡

ますら雄の猛き鏡を脱捨て浮世に變る墨染の袖

治まれる世は遙野の末までも鏡に變る法の御姿

鎌倉の網の圍を忍ひ出てはるかに残る君の御すかた

梓弓はるか末に名を残しきさむ御影は幾世朽せし

春哉の芽出度里に廻り來てこゝに饗應す鶯の聲

時頼朝臣の自ら汲ませ給ひし谷川を見て

貴人の自ら汲める岩清水いまま流れは絶えせざりけり

往昔も今も流るゝ谷川のかはらぬ水の里に久しき

最明寺の古跡にて

山部なる遙の里にむもれ木は今も昔を知る人は知る

最明寺時頼の影像の前にて

淺からぬ深き心は墨染の法の惠の春哉の里

第五章 名 勝

佐用村高倉山 佐用村山脇にあり (寫眞第十五圖参照)

高倉山は佐用、中安、久崎の三ヶ村に跨り海拔二九九米突あり前は滾々たる千種川の清流に臨み、後は碯々たる丘陵を隔て、雲煙の間に因伯の諸山を認め、春の霞、秋の霧、風趣は來りて山嶺に集れり。抑々此山は古くより其名著はれ播磨圖繪の如きも佐用郡中獨り此山のみを載せたり。而して自然の妙趣に富る高倉山は又史上の高倉山と誇るに足る。山頂には往時高倉寺てふ寺院ありしと傳ふ。鐘撞堂、御坊下、觀音峰等の地名残り。加之石塔婆、古瓦、臺石の破片等數多く存殘せり。此寺は嘉吉年代以前の事に屬し、其本尊の觀音像は今本郡三日月村の濟露山高藏寺に安置せるものそれなりと傳へらる。

嘉吉元年(紀元二、一〇一年)赤松の城主赤松滿祐將軍足利義教を京都にて弑せし後ち國に歸り赤松城に據るや討伐の命を奉じ細川持常、赤松貞村、武田信貫播磨より、山名持豊は但馬國より兵を率ひ美作を経て此山頂に陣し衆に先て白旗城に迫りしと云ふ。後天正五年(紀元二、一三七年)には羽柴秀

吉上月城攻めに際し此山頂に本營を置き選兵一萬五千餘を以て同年九月下旬戰を初め、同年十二月十八日落城す。其前夜上月城中の兵數百人夜陰に出でて城下の白兵戰を餘所に見つ、本山の本營を包圍し、東南の一隅より火箭を陣中に放つ事五十有餘本に及び、折柄の北風に煽られ山上の陣營は見る／＼内に燒失し上月方は火焰の下より突入し殺傷相當る。此時秀吉は佐用坂方面に難を避けしが小田垣、宮川等奮戰して上月方を殲す事夥しく、淺野又善戰して終に上月方の決死隊を塵殺すと。又翌天正六年四月毛利輝元は吉川元春、小早川隆景に兵五萬を授け有年山に陣し上月城を攻むるの時羽柴秀吉、荒木村重、羽柴秀長等兵四萬を率ひ同年五月五日再び此山頂に陣し各地に武將を配し尼子勝久山中幸盛等を救はんごせしも中國勢能く戰ひ且つ織田軍一致を缺き瀧川、佐久間等の讒する所となり且夕に迫れる孤城も救ふこと能はず、同年六月書寫山の本陣さして引上げしかば上月城は左ながら釜中の魚の如く、あはれ山陰の麒麟と唱はれし當年の英雄も刀折れ矢盡き七月三日遂に降を軍門に請ふに至れり。此山頂の東詰及西端と中部の三ヶ所に馬落しと稱するものあるは當時の塹壕の跡ならむ。

佐用村大撫山 佐用村長尾にあり

大撫山は佐用・暮山・江川の三ヶ村に跨る大山にして海拔約四百米突あり。四時の景色面白く一度山頂に登れば雲煙の漠々たる間に遙に因伯の諸山を望むべく、花朝月夕佐用川の清流は共に常に吟心を洗ふ。山上に古井あれども今は涸渴せり。又山嶺老松參差の間に一佛像を安置せり。

佐用塔の石 佐用村長尾にあり

傳説によれば往昔宏大なる七堂伽藍ありて五重の塔の中心柱の臺石と稱し、長樂庵に祭れる佛像は右伽藍に安置せし佛像の一なりと。塔の石南方數町の地を塔の元と稱す。石の大き北の長さ五尺八寸南の長さ五尺三寸、東の長さ五尺三寸、西の長さ四尺六寸、高さ四尺。穴の大き外穴直径一尺三寸五分、深さ二寸三分、内穴の直径三寸、深さ一寸なり。

長谷村の壘岩 長谷村横坂字水谷にあり (寫眞第三千五圖参照)

佐用川の川床凡九百坪の中に大小點々五十六箇の穴ありて其形状何れも水壘に酷似し、其大なるものは直径三尺深さ四尺五寸あり、川床なるが故に大部分は土砂に埋もれるを以て旱天の場合に非ざれば之を見る事を得ず。

由來徵證傳説詳かならざるも水流浸蝕作用にて形成せしものならんか、昔年來大に旱魃し生物枯死せんとする時は、地方民此壘中の土砂を浚へ神幣を捧げ祈願せば必ず降雨ありと稱し、遠近の村民集り祭壇を設け天神地祇を祈るの風習今に存せり。又其實ありしこと尠なからずと傳はれり。

又此地は天正六年正月月中旬上月城を守護せる尼子勝久及び山中鹿之助等赤松方の殘黨利神城に籠れるを不意に討伐すべく出兵すると聞き、利神城にある別所定通を初め弟別所林治其他宗徒の士長谷彌三石衛門遠光、齋藤助之進、森本惣兵衛、本位田某並に安穂隼人、磯部某其外小林羽山、中村抔此所

へ出張り血戦せしも力足らず、終に敗戦討死せしもの許多又諸方へ離散せしもの多かりきと。故に本地も古戦場の一なりと云べし。

平福村庵の和正谷 平福村庵部落にあり

和正谷は庵部落の東部に位する尖山なり。其高さ概ね海拔二、五九〇尺にして雜木繁茂せるも、其稍頂に近き所に穴屈ありて之れに役の行者を安置せり。今も旱天の場合は雨乞のため參詣するもの多數ありといふ。

開基始祖は天竺の國法道仙人、天智の御宇法道此山に住む。二世は行基大菩薩、人皇四十五代聖武天皇の御宇當山に巡行すとあり、三世は淨藏貴所、人皇六十三代冷泉院の御宇西下し來り再興す。四世は西山房信寂上人淨藏二百七十年後安貞の比一夏安居せりと云ふ。五世は正蓮社圓譽上人、庵村に一寺を建立し正蓮寺と稱す。正蓮寺二世晃譽上人、應永三十二年乙丑八月十日寂廟所庵村にあり。同三世無譽上人、四世は見譽上人、五世頓譽上人、六世教譽上人、七世心譽上人、弘治の比平福へ移轉の説出でしも庵村の檀徒異議を稱へ不果、永祿の中頃に至り移轉の議一決するに至り七世心譽上人寺務を執り鷲栖山正覺寺と改稱す。

参考 日本地名辭書に依れば

平福町より北二十町庵村にある險山にして尖り天狗山又は窟とも云ふ。十疊を敷くに足る。昔

鷲栖と作る、此山に行者を安置して登山する者多くありと云ふ。其形状天竺の靈鷲山に似たり依之法道上人淨土宗一字を建立す。平福町鷲栖山正覺寺の出所也。

平福村の鎗倒し松 平福村平福字上町にあり

此地は元利神城主別所太郎左衛門定道が病氣の爲め弟左門林治に城を譲り隠居せし屋敷にして、其門内より街路の上へ突出せる巨大の老松あり、俗に鎗倒し松と稱す。無数の枝は鬱然として樹上を掩ふ。抑も此鎗倒し松なる名稱を附したるは、此街路は古へより因州鳥取其他の國主が江戸參勤交代の要路にして、而かも切捨て御免の武威揚々たる舊幕時代に此松計りには抗する能はず、何れの大名も鎗を倒し通行せしに據れりといふ。

石井村鮎返しの瀧 石井村上石井字屹の前にあり

小瀑布にして高さ一丈餘、深さ一丈餘、怪巖尖屹左右に分れ其間より激流を飛散す。瀧の右に洞窟ありて鬼の窟と稱し深奥を知らず、奇觀の一小瀑布なり。此瀧より鮎の上らざるにより鮎返し瀧と稱す。

石井村明神嶽 石井村下石井にあり

石井川西岸にあり。巖巖轟々老松雜樹其間に交はり岩又左右に分れ左を雄岩、右を雌岩と稱し岩間多くの岩松忍草を生じ秋色又佳絶なり。

石井村日名倉山 石井村奥海にあり

海拔三千四百五十五尺縣下第五位の高山にして一二三の嶺を連ぬ。深山に墳墓あるも何人の墓標なるや知るものなし。秋の日頂上に登れば東南に攝泉の海を望み明石・淡路・家島・赤穂等の海上を瞰下し頗る絶佳なり。

江川村舊國界

江川村大島を経て岡山縣英田郡讚甘村大字宮本に通ずる舊國道の國界標を建設しありし所にして、長さ九尺七寸、高さ二尺六寸、幅四尺の石垣あり。其の中央に尺角高さ丈餘の木標を建設しありしも今は朽ちてなし。此國道は明治二十九年國道を變更せられしにより遺蹟として残れり。

江川村牡牛岩 江川村福澤字大向にあり

此岩長さ三間、巾一間半、高さ二間あり。其形状恰も巨大なる牡牛が岩より河底に向ひ水を飲み居るが如し。

傳説 神代の時代に現位置の東方の山上に天より牡牛墜落し角を折り其の痛手に堪えず、川に下り水を飲みつゝ岩に化したるものなりと云ふ。其山は今猶ほ呼んで角折山と云ふ。又一説に牡牛水を飲み居る所へ巨巖墜落し其牛を壓死せしめ岩遂に牛の形をなすとも云ふ。畜牛病む時此岩に祈願すれば效顯ありとて參詣するものあり、一種の奇岩として其名世上に高し。

江川村明神岩 江川村豊福字風呂岩にあり

山腹の岩石にして露出部、幅七尺、高さ七尺の直立平面岩の側方に巾一尺八寸、高さ三尺計の方形岩二個相重りて突出し、其の附近に五六の巨石散在し山頂に近き部分にあり。附近は一帶の山林にして松其他の雜樹繁茂せり、岩脚に小さき石窟を造り中に龍田(太又は多とも書す)大明神を祭れる小祠を安置し、岩より數間を離れて桁一間半、梁一間の休み堂あり。

傳説 前記二個の岩石相重なる間約五分の隙間に金龍(黒地金模様ある小蛇)棲息し、春夏の候天氣晴朗の日には之れを見るを得べし。世人之れを龍田大明神と稱し信仰するもの多く參詣者絶えず。傳へ云ふ右金龍は其昔長谷村横坂字甕岩に棲みたるもの、故ありて平福村延吉字龍瀬を越え此處に移り住むに至りたるものなりと云ふ。

江川村觀音山 江川村淀にあり

此山は風光絶佳の地にして文化年間同村の有志者喜右衛門、金藏の兩氏が發起となり山内に西國三十三ヶ所の石造觀音を安置せり。

幕山村穴巖又は百々藏とも云ふ 幕山村皆田字茶屋の前にあり

形狀周圍に岩石を以て壘みたる穴藏にして、入口狭少なれども内部は廣く高さ六尺餘にして敷地は六疊敷位なる穴なり。内部石を以て圍まれたるものなれども底は自然の土を以て埋めたるが如く、南

方の下部には箆筒の如き形狀を刻みたる所あり。昔時大垣内村廣岡城主の藏にして、戰時の際此藏内に隠れたりと云ふ。又古代穴居の跡に似たりと雖も古墳なりとも認めらる。

日本記 天智天皇記播磨司岸田巨麿等獻寶劍言狹夜郡人禾田

穴内獲云々とあり此禾田は則音皆(海)田ならむか。

西庄村古王子 西庄村宇根字坊の上にあり

坊の上の山中にある古宮の跡なり、宇根及坊と稱せらるゝ起原なりと云ふ。古人の傳説に昔大石命と云ふ神此村を始めて開かれ、禾食の道を傳へられたるにより居給ひし宮の跡に小祠を建て此命を祭り居たりしを、天平四年(紀元一、三九二年)に至り正哉吾勝速日天忍穗耳命を合祀し王子權現と稱へ、又後に吾勝神社と稱へたり。然るに氏子の信仰益厚く正徳二年(紀元一、三七二年)十月十日神主末兼三郎左衛門正信の時、宇池の奥の山中に元の地を相し規模を大にして移轉し奉りたり。此時の棟札現存せり。明治四十年八月二十六日清地神社に合祀したる吾勝神社は此王子權現の事なり。(御神體も神鏡と金幣と二體あれども其何れが何の神と云ふ事は不明なり。坊と云ふ字は此王子權現の鍵取するものを宮の下に置きたるより坊と云ひき。此宮の神主の免狀を始めて受けたるは鍵取の家の人にて元祿五年(紀元一、三五二年)十一月四日末兼信濃守の時なり。宮田には坊の前一帶の田を神に提供したるものか、神田と總稱せられたり。殊に其内の一反二畝歩は畏敬せられて牛馬を入れず、厩肥を施さず、且

つ人糞尿をも禁せられたり。若し之れに背く時は必ず其年に死すと云ひ傳へて今尙之れを耕作するを忌むものあり、(現時は清地神社有となれり)中古兵火に罹り社宇全焼し證すべき書類等なきも其の宮跡と神田とは口碑の傳ふるのみならず現存しあり。

字根の稱は雲濃の轉訛なるべしと後播磨風土記に見えたりしも、祖神大石命を奉祀せる緣故あればなり。

寺院の古書に遺れるものなきも遺跡の信すべきもの有るは東坊に古き屋敷ありし處なりと云ふ。其鐘堂の屋敷と云ふものもありて共に畑になり居れり。由來及存在の年月日不明にして證すべきもの無きも延寶七年(紀元二、三三九年)の檢地帳に坊在所藥師免の字を附したる田二筆にて一反歩と四壁三ヶ所あるを見れば之れ寺院ありし遺物ならんか。或は謂ふ當時の別當藥師は此寺の本尊なりしを移したるものなりと。此藥師免の土地も人に畏敬されて前の神田と同じく耕作するを忌むの傾きあり。

西庄村小屋の谷 西庄村寄延字惣の田にあり

昔時上月城攻の時、此處に小屋を造り村民老少婦女此處に難を避けしと言ひ傳ふ。實に當時上月城の激戦なりしかを偲ばしむ。

西庄村高尾山 西庄村寄延村字高尾山

此山の頂上稍平坦なり、上月城攻の時此山上に陣取りしと云ふ。上月城の南方也。

西庄村目高の釜石 西庄村目高

之れは上月城の戦ひに城兵此處にて焚出しをなせし際の釜石にして四箇列べあり、近來土中に埋りしを一個は小西喜平持ち歸り吾が門前に据へありと。

西庄村葛蒲谷 西庄村目高にあり

之れは上月城攻の際城兵の飲料水を取りし谷なりと傳ふ。水源豊かに、旱天にも涸渴する事なしと云ふ。

久崎村飛龍の瀧 久崎村櫛田字瀧谷にあり (寫眞第三十一圖参照)

櫛田在所より瀧谷川の溪流を上ること十八町天門山の森林に入る。小瀧は高さ約一丈、飛龍瀧は五丈三尺、杉檜の老樹鬱蒼たる間に白龍を躍らしむ。往昔より龍神垂跡の靈地と稱せられ小宇は瀧壺の邊にありて龍神及不動明王を祀れり。籠り堂は大正六年の改築に係り夏季旱天には近郡の人々祚雨の爲め參籠するもの多し。又納涼の爲め夏期杖を曳く雅客も多く奔水下りて千種川に入る。

久崎村長野瀧 久崎村下秋里字仁安にあり

秋里川の支流溪谷を上る事約十町餘にして二丈程の瀑布あり長野の瀧と稱す。もと鬱蒼たる森林と不動尊を祀れるる籠堂ありしが、大正の始め森林は跡なく伐採され堂宇も又取毀れたり。

久崎村天狗岩 久崎村上秋里にあり

上秋里より谷川に沿ふて西新宿に上る里道の中途、川の南側山腹に聳えたる巨巖を天狗岩と稱す。附近の溪谷中亦蛇岩と稱する奇岩あり。

徳久村瀧の方 徳久村西徳久字溝口にあり

東徳久と平松との中間にして千種川流域なり。大小奇石磊々清流の間にありて徐々數丈の瀑布となり落下するの狀實に賞すべし。加ふるに東に徳久城山、西に嶮山聳え其風光又掬すべきものあり。水勢盛んなる時は兩山に響きて囂々たり。

大廣村の宇野山 大廣村末廣字宇野山

播磨鏡に宇野庄峯相記には年代不知とこれあり、古所集に左の古歌あり。

古へに鬼神出でし宇野山のためしも今は世がたりに聞く

右古歌によれば、古へは晝尙ほ暗き細道に雜草生ひ茂りて人通りも稀に、老樹の鬱蒼たりし坂路なりしが如し。然れども現今は縣道にして人馬車の往來も繁き道路とぞなりぬ。而して其坂頂の南側に地藏尊の一堂宇あり。是れは明治の初年赤穂郡矢野村字榎の住人嘉平なるもの本郡三日月村に止宿し、吳服太物を行商しつゝありしに、三日月村乃井野に美作地方より住せし喜八なるものあり。嘉平より反物其他物品を購ひしも其代金の支拂に窮し或夜嘉平を誘き出し。昔し鬼神も出しと云ふ此宇野山に連れ來り斬殺せしものなり。而して嘉平に子女あり其の後娘永正むつ枝なるもの此の地に地藏尊を祀り堂宇を建立して亡父の冥福を弔へるなりと。世人之れを稱して嘉平地藏と稱す。

大廣村の弦谷山 大廣村弦谷にあり

此山中に銅山ありて試掘せしこともありしが、今は其の跡を止むるのみ。而して此中間に高峯あり。天都峯と稱し一名多賀登山とも稱し、往昔(天正の頃)の古城址なりと稱するも何人の居住せしや、又其年代も詳ならざるのみならず、他の古城址と違ひ何等の書類もなく、只地方の口碑に止まるのみなれば參考に誌し置くものとす。

御腰掛け石 三日月村字茶屋にあり

後醍醐天皇御通過の際、御腰を掛けさせられしとも傳へしも、現時夫れらしき岩石あらず、或は其後ち河川の變遷等により流失又は埋没せし哉とも云ふ。此地を三日月と云ふは前の御製を詠ませ給ふ時、山の端に三日月の出しによると云ふものありしも、三日月の名はそれ以前に彌加郡岐の里なるものあり、故に此の説は疑はし。

三日月落葉の清水 三日月村乃井野祖靈社の前にあり

此邊一帶の地名を清水と呼ぶ。往昔赤松氏全盛の時、同族義時(赤穂郡矢野庄下原感狀山城主也)なる者茶道に耽り、播磨一國の清水を募り、其良質にして茶に適したるものを選びて播磨十水の稱を附す。此清水も亦其内の一なりと傳ふ。

三日月三方里山 三日月村乃井野にあり

古は三つの小山なりしを維新前外艦渡來各藩何れも惰眠を破られし時に當り、三日月藩亦演武場の必要を感じ、領内の人夫を徵發して慶應元年に土工を起し、二ケ年間の久しきに亙りて中腹以上を切り崩して中間を埋めて平坦の地となし、此山上を以て演武場となし銃砲劔撃の響軍馬の聲絶えざりき。廢藩後は只里人の花時巡覽場となり、又學校兒童の運動會場とはなれり。

第六章 廢 寺

江川村觀音寺址 江川村末包觀音寺にあり

年代不詳、佐用郡の西國三十三ヶ所の觀音を安置す。昔時觀音寺と稱し相當の寺院あり、近來まで仁王門を存せしも廢類して堂宇とも今はなく其の遺跡を止むるのみ。

久崎村圓光寺址 久崎村圓光寺にあり

太田八幡宮の南方地積きの畑地が同寺址なり。此寺は赤松圓心の祚願寺として建立せしものと傳へらるゝも、其荒廢年代等詳かならず。或は櫛田の福圓寺等と同じく、赤松家の滅亡と共に永正(紀元二、一六〇餘年)享祿(紀元二、一八〇餘年)の頃打續く兵亂の爲め荒廢せしならんか。現時揖保郡龍野町に圓光寺なる寺あり、當時の寺號を譲りしとも云ふ。近年迄其屋敷址に佛日庵と稱し一字あり、觀世

音を安置せしが、是れも二十年計り前に取拂はれたりといふ。

久崎村福壽寺 久崎村櫛田字原にあり

此の寺は戰國時代に廢棄されしと云ふ。大日、阿彌陀屋敷等現に地名として残り。其附近の原荒神社は明治四十年櫛田八幡社へ合祀せられしが同社神殿の礎石一坪計りのものあり。元本寺の塔の礎石なりと傳ふ。

久崎村清來寺跡 久崎村上秋里字下山にあり

元下山清來寺てふ眞言宗の寺ありて屋敷跡一反四畝歩計りあり。本尊は阿彌陀佛、荒廢の年代明らかならず。其寺跡に清來寺庵なるもの存在せしも是亦取拂はれたり。其の本尊は同村の坂根庄左衛門氏宅に祀れりと云ふ。

徳久村觀音堂跡 徳久村西徳久字高下にあり

此堂の屋根に葺きたる瓦は菊の紋を焼付けあり、前の丸山の古墳と對照して何等かの由緒あるにあらざるなきか。但し別に記録等なし。

第七章 天然記念物

佐用村圓應寺址の名木 佐用村圓應寺にあり

圓應寺は僧大朴玄素の開山にして禪宗に屬し元應年中(紀元一、九八〇年)の創建なり。伽藍壯大にして赤松圓心の深く歸依する所なりしと云ふ。天正年間(紀元二、一三〇年)兵燹に罹りて燒失し今は何の残す所もなく、只村名に名残を止むるのみ。境内に大樹の檜栢あり。傳へ云ふ之れ元弘二年(紀元一、九九二年)後醍醐天皇隱岐遷幸の時此地に御駐輦あらせらせし時、御手づから栽えさせ給ひしものなりと。奇幹の翠、愈々濃かに千歳の下永へに皇祚無窮を語るに似たり。傍らに小宇あり内に圓應寺開山大朴玄素の位牌あり。表には

開山勅特賜眞覺廣惠大師大朴玄素大和尚

とあり、裏面に

師諱玄素號大朴嗣法鈎與江門無關的嗣也師元應間遊元見中峯古林靈石月江依如菴千百文爲知藏渴雲屋千智者居殿首宣宗貽其聲譽賜號眞覺廣惠大師留元十三百而還曆應初開播之圓應爲第一世後住豐後之崇祥終據座示衆曰大用現前無途無轍長劔光寒虛空腦裂枯枝白披毛也得作佛也得要和末後句麼攪拄杖而化貞和二年正月二十八日

佐用の公孫樹と如意輪山滿願寺跡 佐用尋常高等小學校々庭にあり

此一大公孫樹は周圍三丈四尺高さ百二十尺、世に稀なる神木にして佐用と云へば直ちに公孫樹を聯想する程廣く世に知られたる名木なり。此名木の昔を尋ねれば別に徵證とてはなきも、舊記傳説に依

れば、大正十一年より四百八十年前此所に如意輪山滿願寺と云ふ禪宗寺あり、この地は其境内にして此寺は大朴玄素の創立開山にかゝり赤松家の祈願寺たり。其の當時既に大木と稱し居たりしことは明かなるが如し。然るに嘉吉年間兵燹に罹り燒失し老樹のみ存せしものなりと云ふ。樹齡凡一千年。

平福村の松原 平福村平福南端の川原、土地は宗行に屬す。

田住村田住助兵衛政久は田住太郎左衛門定道の養子(實父は揖東郡神中城主大國半左衛門正俊)にして妻は定道の女なりしが、二男を残し死す。其後別所左衛門林治(定道の弟)の女美作國宮本村平田無(又は武)二に嫁し一男を擧げし後無二死没せしを以て生家別所家に歸りて政久の後室となりしが、平田家にて産みし一子幼名七之助又は友次郎又は傳(後に武藏)實母を追慕し來り別所家に食客す。其時平福町に博徒を以て暴行至らざるなき有馬喜兵衛なるものあり。新當流の達人といへども村内の平和を破り一般より蛇蝎の如く忌み嫌はれしかば、平田傳幼にして之れを憎み、或時之れと口論し此松原に於て立會ひ、彼れ喜兵衛を一刀のもとに伐り伏せ其身は處定めず行衛を晦ましたり。此時傳齡十三歳なりと云ふ。(田住氏所有の書にあり)則ち平田傳は宮本武藏の幼名なり。或本に喜兵衛を劍客の如く記しあれども左にあらず浪人體のものなりしならん。

石井村の大杉 石井村奥海天王山にあり

是は奥海神社境内にありて周圍一丈三尺の大樹、別に特徴とては之れなきも天然記念物として保存

すべきものなり。

幕山村赤松政則手植相生の松

幕山村中山高雄山福圓寺境内にあり

此松は同寺本堂の前面稍高き所、周圍には概ね松樹並に雜木を生じ根部は一本にて敷坪一坪許り、廻り八尺、地上より二尺位の處、分れて二幹となり長さ凡そ三十尺あり。赤松兵部少輔政則の手植せし松にして赤松氏の世々尊重せし奇松なりと傳ふ。勿論本寺は赤松家代々信仰せし所なり。

西庄村早瀬の肘松

西庄村早瀬

此肘松は縣道の路傍にありて人の肘つきし如き形ちの古松なりしが、數年前枯死し其跡へ若松植付けあり。或は古への壹里塚の類にはあらざるか。

久崎村梅雨松

久崎村下秋里字北條にあり

字北條の山裾にある古き一本の黒松にして、毎年梅雨の季節に至れば必ず其葉黃褐色を帯び雨期を過ぐれば又元の綠色に復す。故に梅雨松と稱す。根部に一基の古塚あり、天正五年上月城の一武士來りて割腹せしを葬りし跡なりと傳ふ。尙秋里には同様の古塚各所に散在せり。秋里は往時後ろ谷と稱し上月城の背面に當りしを以てなりと云ふ。されば上月方の士卒重傷を被れるもの、こゝに落ち延びて自刃せしもの多かりしと云ふ。

三日月村三日月の杜

三日月村三日月字弓の木

後鳥羽院隱岐に渡らせ給ひし時御休憩あらせ給ひし處にして、御弓を此木に掛け給ひしと傳へ弓の木と稱し、一字の祠堂と二三の枯木を存するのみ。又後醍醐天皇隱岐の國へ遷幸の砌り此地を御通過あらせ給ひし時、其當時鶴林寺と稱する寺院あり、其の寺に御休憩の由なるも其の後(年代不詳)福仙寺と改め同村中に移轉しそのあとは唯畑中に前述の如く一字あるのみ。其時の御製に昔後鳥羽帝の御通輦の事ごも思し出でさせ給ひ。

傳へ聞く昔かたりそうかりける園へふりぬる三日月の杜

又、俳人芭蕉翁 三日月村に宿りて

三日月や月おぼろなるそば畑

の吟あり。現に福仙寺境内に碑石あり。

第七篇 人物

三村 泰藏氏 (長谷村)

氏は弘化四年十一月十五日三日月藩士松崎多喜衛氏の第三子にして出で、口長谷三村氏を繼ぐ。少にして學に志し藩儒岸南岳に學び又備中坂谷氏に就き、後ち伊勢土井聲牙の門に遊びて研鑽十餘年學業大いに進む。明治十四年長谷村立精得小學校に教鞭をとりしが暫くにして龍野中學校に聘せられ、三年にして辭して郷に歸り郡内平福、佐用及居村長谷の各小學校に訓導として或は校長として専ら育英並に地方教化に力を盡し明治三十六年三月退職。同三十九年八月三日享年六十にして病没す。氏資性謹厚寡黙自ら持すること秋霜人に接して春風の如し。教職に従事すること二十有餘年、教へて倦まず導くに徳を以てし其の教化郷關を壓す。大正八年十二月村内有志相計りて頌徳碑を建て以つて其の功績を永久に傳ふ。

松平石見守康直 (平福村)

廉齋と號す、幼にして禪門に入り還俗の上平福藩を相續し俊才の聲高く、用ひられて公儀の勘定奉行となり、文久酉歲十二月英吉利外四ヶ國に海外最初の使臣として派遣せらる。歸朝後奥州棚倉にて

二千五百石、平福にて二千五百石の所、舊地戻りとして平福にて五千石に改めらる。其の後本家松平周防守の繼子として本家に入り、六萬石を繼承せしが二萬石の加増ありて八萬石となる。歿後石洲神社として平福に奉祠し其の際現在の陣屋を建設して祭典を行ひしが、維新に際し其の祠を當村原田氏邸に移さる。

田 住 貞氏 (平福村)

平福村田住貞綱の二男にして嘉永三年十二月七日生る、幼名福太郎後ち貞と改む。幼にして藩主松平信濃守康功に仕へ、維新の政變に遭ひて江戸、京師に奔走して忠勤を勵みしが明治三年歸郷して農に入る。當時郷黨の先覺として氏の手腕に待つもの多く郵便局長、副戸長、戸長、郡書記、稅務官吏等を歴任して従八位に叙せられ、平福村長たること十七ヶ年に及び在職中日露戰役の功に依り勳七等に叙し青色桐葉章を授けらる。其の間利神城山の拂下げに努力して村有となし、植林を起して永遠の政策を樹立し、郡農會の要路に在つて農事の改良に又勸業に盡せる等功績の顯著なるもの甚だ多し。晩年俳句に親しみ木香と號して雜誌牧草を宰し文藝、志操の指導者となり、又當郡誌編纂の議起るや其の委員長に擧げられ編輯に従事すること四ヶ年、數次當局の更迭に會せしが東奔西走以て材料の蒐集に努め、畢生の事業として其の完成を期し今や稿正に整はんとして俄かに病を得、大正十四年三月十三日享年七十六歳にして逝く。氏資性温厚にして恬淡、公事に没頭して私事に互らず、公共に従事すること

殆んど五十年に及び郷黨の尊崇措かざる所なりき。

木 南 敬 治氏 (久崎村)

櫛田字原の人、明治の初年櫛田に兩櫛學校の設置せらるゝ迄近村の子弟を集めて教授し一時塾生五十名に達せりといふ。兩櫛校設置せらるゝに及び無給にて教鞭をとり、明治六年同校の廢止せらるゝに及びて退職す。明治七年十二月久崎村一等戸長を拜命し同十三年中櫛田村戸長となる。同二十三年七月久崎村全部村長によつて統轄せらるゝに及び最初の村長となる。爾後明治二十九年迄村長の職にありて勵精一日の如し。戸長以來引き続き村長の職に在ること二十年、勤績の功を以て本縣知事より表彰を受く。明治三十年兵庫縣會議員に當選、其他各種の公務を帯び社會公共の爲めに貢獻すること甚だ多し。明治四十二年十二月病を以て長逝享年六十八。

後 藤 敬氏 (大廣村)

氏は佐用郡大廣村新宿大里正後藤讓氏の二男にして嘉永四年五月二十八日を以て生る。幼名を爲次郎字は忠敬諱は敬なり。慶應元年十二月大庄屋役申付けられ明治維新の際藩主森侯を輔けて功あり、庶職を経て明治八年飾磨縣出仕、同九年兵庫縣史生となり、明治十二年一月佐用郡長を拜命し明治二十五年二月選ばれて衆議院議員(主義中央民黨)に列し、明治二十七年十二月又復佐用郡長を拜命從六位勳六等に叙せられ瑞寶章を賜ふ。郡長在任中郡全般に互り禁伐林の制定、養蠶の獎勵等勸業方

面に盡力すること頗る多し。明治三十七年一月二十九日病氣退職其の後専ら療養に勉められしが明治四十四年三月九日遂に逝去せらる。享年六十一歳。

深澤 喬山氏 (三日月村)

幼名小十郎後十太夫と改む。作州津山の産にして幼より學に志し中江藤樹に私淑して陽明學に通じ傍ら歌道を好む。性温厚篤實にして公事に私せず森長俊、長記、俊春の三代に仕へて家老職となる。氏生來虚弱の質なりと雖も能く八旬餘の長壽を保ち、退隱後喬山と號し専ら子弟の教養に盡せり。

深澤 君山氏 (三日月村)

君諱は薰字南公、君山は其の號なり。寛保元年辛酉四月五日に生る、資性學を好み博覽強記六七歳の時已に大學論語を暗誦せりと云ふ。長じて江戸に出で諸大家の門に學び和漢の學に精通し、歸りて家を襲ぎ努力倦まず、時に藩主快温公亦篤學の君主にして廣業館を創立せらるゝに當りて權んせられて都講となり、専ら子弟の教育に盡力し、文化六年六月死す行年六十九。數多の著書あり。

岸 南岳氏 (三日月村)

君諱光輝字子充南岳と號す。備前閑谷學校の教授有吉行藏の二男なり。幼時岸氏に入り深澤樂山に學び後ち牧百峯の門に遊び歸りて廣業館の句讀師助教を経て都講に進む。廢藩後は龍野及津山等の中學校教諭となり、老後歸りて家塾を開き子弟の教育に致せり。明治三十一年二月十九日病没す年八十

一。

井上 清章氏 (三日月村)

通稱藤左衛門、父源左衛門は越後の人にして始め柏原流の槍術を究め、江戸に出でて青山蛟橋なる梅田木工に師事し鏡智流の槍術を學びて其の皆傳を受く。(當時木工の門人一萬人に餘り其の高弟五人の内の一人なりと云ふ) 且つ劍術にも精通せしかば森家始祖長俊公に召出されたり。清章武術の奥儀を極め更に祭神流なる一流を案出し専ら武藝を教授す。此の父子二人は當藩武術の元祖とす。

竹田 權左衛門氏 (三日月村)

諱は光實字觀生畑農と號す。林田藩六角舍人の子なり。長じて竹田氏を嗣ぐ。讀書を祖父深澤樂山に武藝を川端老之助に學びて造詣する所大なり。嘉永三年五月川端氏に代り武藝師範役となり、明治元年三月、三日月藩の尙義隊長を拜命し明治二年三日月藩權大參事となり同四年、肅藩軍事總束となり明治三十三年七十六歳にして歿す。

織田 貫治郎氏 (三日月村)

揖西郡平野村中井市兵衛氏の二男にして明治十三年織田家に入る、若年龍野中學に學び後ち東京に出でて和佛法律學校を卒業す。明治三十六年九月縣會議員に當選。明治四十年九月再選、明治四十四年九月三度縣會議員に擧げられ明治四十四年十月郡部會議長となり大正二年十一月辭任す。此間縣治

郡治上の貢獻頗る多く、明治四十五年佐用郡教育會長に擧げられ大正八年迄八ヶ年間教育上に盡力されたること亦多し。又兵庫縣農會副會長に擧げられ功績に依り記念杯を受けたり。實業に入りては三日月銀行専務取締役として斯界に力を致し、大正十年八月病歿す年五十九歳。

小笹力之助氏 (三日月村)

実業郡河東村字野々上秦長太郎氏の弟にして明治二十三年小笹家に養嗣子となる。氏嘗つて醫學校を出で刀圭の術を以て世に立ちしが家事都合により廢業、爾來公共事業に力を致し明治三十一年十月縣會議員に當選、明治三十二年九月再選、同三十六年九月滿期退職す。實業界方面としては平福銀行、新宮銀行取締役頭取、山崎、佐用、三日月各銀行重役として日夜努力し、又明治四十四年四月佐用郡農會長に擧げられ、爾來十四年間同會の進展に盡す所甚だ多かりしが大正十三年十一月病を得て永眠す。行年六十二歳。

第八篇 雜 錄

第一章 風俗習慣

風俗習慣に關しては一郡中と雖も種々雜多にして統一的のものにあらず、左に各種代表的のものを掲ぐべし。

第一節 婚 禮

婚禮に就いては先づ媒介人を介して雙方の取極めをなし、契約固めの印としてしきり(しきり酒又は固め酒等と稱す)と稱する事あり、次いで迎へんとする方より結納を送る。此の時又前記しきりの時と同じく共に先方の家に於て媒介人、近親者を集めて小酒宴を催し、此の際其の日を選定す。愈々當日となれば父若くは兄、親戚總代(普通叔父役と稱して叔父此の役に當る)及媒介者夫婦を正客(新客)として之れに下女下男を伴ひて夕方より先方へ乗込むを普通とす。式は迎ふる方の家に於て行ふ式後は直に宴會に移り曉に及ぶ事多し。翌日に至ればちけ廻りと稱して近隣其他常に出入せる親しき

家を廻ることあり、本人の他に實家より來れる父兄の一人と婚家の親近者と相伴ひて初對面の挨拶をなす。ちけ廻り午後となれば三日の祝と云ふ事あり、強飯を蒸して祝ひ之れを親近に分つ。之れにて一先づ終り其後兩三日を経て部室見舞と稱して實家より婚家に贈物をなす。此れにて全く終る。

第二節 出 産

子女出生後三、五、七日目の奇數日を選びて命名式を行ふ。其際數個の名を選びて籤を作り、神棚に獻じたる後ち之れを抽きて定むるものあり。

男子は出生後三十日、女子は三十三日目に宮參りを行ふ。又百日目に食初めの儀を行ひ嬰兒の爲めに本膳を拵へ、枕に青の小石を入るゝもあり、齒固めの爲めなりと云ふ。

一年目の誕生日には赤飯を作り餅をつきて之を祝ひ、鏡餅を楯に入れてその子に負はしむる風あり。

又最初の年頭には親戚知己より男兒の爲めに破魔弓を、女兒の爲めに羽子板を贈る風あり。

又最初の三月三日(今は四月三日)雛を贈る、贈られたる家にては之れを飾り返禮の爲めにその人々を招き饗應す。これを雛荒れといふ。男兒にも天神雛を贈りて上巳の節を祝ふの風あるはこの地方特

異のものならんか。

端午の節句に男子の爲めに武者人形等を贈りしも今は追々稀となりて、近來鯉幟を樹つる家其の數を増す。

第三節 年 祝

男子は 四十二歳 六十一歳 七十七歳 八十八歳

女子は 三十三歳 四十二歳 六十一歳 七十七歳 八十八歳

に客を招待することあり。

第四節 葬 式

死者ある時は近隣組合の者集りて役割を定め、葬儀主任を選び其の指揮により通知係、悔受、野場係、花作り、炊事係、會計係、會葬者接待係等を分擔して之れを行ふ。

死人に對しては近親者の通夜(夜伽)あり、翌日に至りて湯灌を行ひ、入棺の上近親者の見納めをなし後ち棺を蓋ふ。出棺の際主任より葬列の順序を読み上ぐ。

葬儀場に於ては各宗によりて趣きを異にす。翌日に至りて灰葬を行ひ寺詣りをなす。

湯灌の際繩帶をなす、又穴掘、湯灌、花作りには酒壹升を出す。

第五節 迷信と禁厭

- 一、大晦の夜火種を絶たぬ事。
- 一、正月元旦には戸を閉ち掃立をせず、又餅を焼かず。
- 一、正月九日の日、山に入らず。
- 一、鏡餅の甚しく割るゝは其年荒るゝの徴として恐る。
- 一、舊曆六月十五日には田に行くことを忌む。
- 一、亥の子の日大根畑に入るを忌む。
- 一、午の日に爐竈等の灰をとらず。
- 一、丑寅の日に當れば葬式をなさず。
- 一、葬式の際六道の燈火のもえ方の如何により、次にあるべき葬式の近きか否かを判す。
- 一、巳の日灸をせず。
- 一、行き十七日、歸る二十五日とて毎月十七日には他へ行かず。
- 一、二十五日には他より家に歸らず。(泊りかけの場合)

- 一、庚申の翌日國越をせず。
- 一、烏の啼聲により死去を豫知すること。
- 一、たむしの禁厭に字を書きて墨を塗る。
- 一、ふき出ものゝ生じたる時、馬の繪を書きて草を喰ふとてまじなふ。
- 一、とんごの灰を頭につけると年中頭痛を病まず。
- 一、薪を括れる蔓をため置きて十五日の粥を焚くと家中に蛇が入らぬ。
- 一、左義長に書初めの清書を焼きて高く揚ると手蹟が上るといふ。
- 一、葬式の六道の一文錢を持てば勝負に強い。
- 一、社日に田畑に入れば病氣にかゝる。
- 一、スベルヒユ(馬齒莖)を門口に下げると疫病が家に入らぬ。
- 一、七十七歳の人に喜字を書かせて飲むと中風にかゝらぬ。
- 一、鍋釜の弦を越して物を受渡しせば劔難にかゝる。
- 一、胎盤を股げると子なき者も孕む。

第六節 年中行事

- 一月 門松、七草粥、左義長、小豆粥、消防出初式、お日待、初大師、初天神
- 二月 一日正月、初午詣、節分
- 三月 涅槃會、彼岸
- 四月 節句、灌佛會、大掃除
- 五月 八十八夜、節句
- 六月 夏越祭、わさ植、さのぼり
- 七月 虫送り
- 八月 土用丑、精霊祭、七夕、盆踊、取引
- 九月 八朔、彼岸、彼岸道造
- 十月 神事、大掃除
- 十一月 むのこ
- 十二月 年の市、祝込、大取引、報恩講、餅搗

第七節 民 謠

長 持 歌

- | | | | |
|-------------|----------|----------|---------|
| 一、しんぼしなされ | しんぼはかねぢや | しんぼする木に | かねがなる。 |
| 一、かねがなるかや | しゆもくがなるか | かねとしゆもくの | あいがなる。 |
| 一、ねたやねむたや | ねたよはよかる | さまとねたよは | なをよかる。 |
| 一、あれをみなされ | かすがのやまに | しかがもみじを | ゆさ〜と。 |
| 一、いまのわかいしゆは | すぎのきそだち | すぎはすぎぢやが | いきすぎじや。 |
| 一、たけになりたや | つやまのたけに | つやまごかちうの | ゆみだけに。 |
| 一、さけはのまんせ | さかてはわしが | はろうてあげます | とき〜に。 |
| 一、さけはさかやで | のんではきたが | むすめたばこの | 火をかしやれ。 |
| 一、めでためだが | みつかさなりて | つるがごもんにや | すをかける。 |
| 一、はりがねでさへ | ものゆうじせつ | なせにしやしんが | ものいはぬ。 |
| 一、たかい山から | 谷そこ見れば | うりやなすびの | 花ざかり。 |
| 一、合ふてうれしや | わかれのつらさ | あうてわかれが | なけりやよい。 |
| 一、おもいきらんせ | いまきりやされる | かねのくさりも | きりやされる。 |
| 一、こんごきてなら | もてきておくれ | せんのみやまの | なきのはを。 |
| 一、なんごみなさん | うたおぢやないか | うとてごきりよが | さがりやせぬ。 |

もしもごきりよが さがりたなれば もとのごきりよに してかやす。
 一、うたえ十八 こえはりあげて こえのでるまに わかいまに。
 一、たかい山から ひくいやまみれば たかいやまよりや ひくござる。

伊勢音頭

一、お伊勢参りして この子ができて この子いせまつ おいせまつ。
 一、伊勢は津でもつ 津は伊勢でもつ 尾張名古屋は 城でもつ。
 一、此處は播州の 舞子が濱よ 向い見えるは 淡路島。
 一、そろたく おどり子がそろた 二百十日の稻の出穂よりそろた 尙そろた。
 一、今年しや 豊年ごし 穂に穂がさいて みちのこぐさも米がなる。

麥打

一、山でむかいの なくひよごりは あさくさかりの目をさます あさくさかりの 目をさます
 で ばさんのしゆどめ 目をさます。

粃摺白挽

一、わしとおまいは うすひきめよど いれてまはせば こが出来る。

木挽歌

一、木挽さんたちや 一升めしくろて うしのねたよな ばををした。

石つき歌

一、これのお家は 前からはんじよ 今は若世で 尙ほはんじよ。

民謡

一、三月三本松 一本きりや二本 あとはきられぬ めをと松
 一、大原夜で出て 釜坂越えて 花の平福 夜で通る

童謡

一、ぼんち かあい、ねんねしな しな川女郎衆が 十夕 十夕の鐵砲彈 玉屋が川へ スツボ
 ン
 一、一目や 二た目 みやこしよめご 五つやの六かし 七草八貫目 九年ぼに 十んがらし。
 一、かあらすく 何處へ行く せん山へ麥蒔きに 何石何升蒔いて来た 一石一斗一升まいて
 来た。

一、おんさかさか あかさかど やつやまご こはあかさか とほりみち かへるがすつとん
 ざつどのぼ はなをがきれたら よこをにしよ ひーにふー 三に四 五つに六 七に八 九
 つ十で とふやの屋根から ざつとさんが つえついで よいやさく 同じ目くらが つえ

ついて よいやさく ちらく落らるは 茶々の水。

一、上り下りあかしまちの こくせんこんにやく こんべいと こはさかさの ほろいちほろいちやげて なんぢやいな 十へ 二十へ 三十へ 四十へ 五十へ 六十へ 七十へ 八十へ 九十へ 百にたいして まいこのこ。

一、ひつとろ ふつとろ 提灯ぼ 赤ざれ 膏薬ひゃ薬 きつたらきりくと 舞つてごんせ。

一、お月さんなんぼ 十三七つ まだ年わかいね わかやのかごで せに三文ひろて 一文であめかひ 二文であぶら買ひ 油屋のかごで 油一升こぼいて いんで父さに叱られて 瓢たんかへへて びすく泣きよつた。

一、えーしよ郵便さん お上の御用で走らんせ もう十二時 いたうんか 時間に後れりや罰金ぢや 罰金ごころか 懲役ぢや 懲役ごころか 赤褌袴。

一、螢來い だんこしよう お花よめいり 三吉なごご 一がごつさん やりかたぎ やりのさきすぼんく。

一、守りに行きたや 菰田のしもの ご門がかりの 三浦さん。

一、おん坂々 赤坂のやつやまご はつや赤坂通り町 街路は すつとさつとの棒 はなをがきれたらようござせう 一に 二に 三に や よい 五つに 六に 七に 八に 九つ 十で

おしろの棒 ちらく おちるが お茶の水。

一、一に市場の 新酒屋 二に日本のおひめさま 三つ美事にこしらへて 四つよそへやりなされ 五ついつまでおりなされる 六つむこさんとりなされ 七つなんともないうちに 八つやくそくなさらんか 九つこへもらいたい 十で東西うけどつた うけどつた さんやの さかづきうけどつた これからごなたへわたしましょう うちのとなりの 白壁づくしの大金持の こがねもちの おひめさま 渡いたく。

一、螢こい團子しよう あつちの水はにがいぞ こつちの水はあまいぞ。

一、雪々降れく 正月大根ごかへてやろ。

一、お月さんなんぼ 十三九つ まだ年や若いぞ 若屋のかごで せに三文ひろた。

一、セツセツセく 一に水仙 二にかきつばたネ 三にさがり藤 四に獅子牡丹 五つい山の千本櫻ネ 六つ紫色よい染めてネ 七つなりてん 八つ八重櫻ネ 九つ小梅を散らして牡丹ネ 十で殿様葵の御紋でネ。

一、ひとめ ふため みやこしよめご いつやのむかし なやのやこし 九のやの十貸し。

一、一人きな 二人きな みなさんよつてきな いつでもむいたげう なんでもやいたげよう 氷でもどつてあげよう。

一、一人きな 二人きな みなさんよつてきな いつでもむづかしい な、このおびを 矢の字に
しめて。

一、ヒイフ三吉 晝は馬追ひ 夜は靴かき わらじをつくり お姫様とは道中のすご六 振つて負
けてもかまやせぬ、鎌倉行きしもどり 椿一本六月七日その椿 色よいつばき 花が咲い
ても實がのらぬ。

一、アングリ シヤングリ こくせんこんやは こゝどをろ こゝこは高さのホル、イチ ホル、
とほらげて 十のせた 二十のせた 三十のせた………百のせた。

一、まりつき、十三年 親に離れて奉公して 奉公がイヤなら 嫁入させよう 長持、箆筒には
さみ箱 鏡臺 櫛箱 鏡立 かうしてやるから いてくれよ あゝとへ歸ると思ふなよ あゝ
この様子がきゝたかろ 四十四枚の戸を明けて すまからすまゝで掃き出して お庭にさがつ
て手をあろて おかんすみがついて 茶々入れて お茶がコト、わき出した いとさん 坊さ
ん おきなさい けさの茶の子は 何んぢやいな 牡丹餅三つに 山しよみそ 山しよはヒリ
、辛かろが それもスツバリ尙ほよかる。

第八節 方言

方言 意義

いけ	井戸
ろくい	平坦
ばつぼ	餅
ほいと	乞食
ほいちよ	庖丁
ほたんばち	頬
へつさ	永らく
へこさか	反對
どがい	ごの様
ばい	ばかり
おせ	大人
おみい	雑炊
かご	楮
かたぐ	かつぐ

方言 意義

いつゝいき	始終
ばんげ	晩方
ほたがす	打遣る
ほうろ寒い	微寒
ほけ	湯氣
べこ	蛾
へつさかし	永い間
ごゑらい	大そう
ぢげ	近所隣家
おりよ	意外の時表出 する聲
おんびき	蟄
かいさま	さかしま
かばちたれな	理屈を云ふな

方言 意義

ほうけだま	愚者
ぼつぼた	緩々
へらへつと	澤山
へつあゝ	御免下さい
おぞい	多忙
おほなめそ	青大将
かばち	言葉

ようさり	夜
たいぼう	貯へる
そがい	其様に
つかはれ	下さい
なるい	平坦
らく	承諾の意を表 はず語
うざる	饒舌
くちはめ	嫂
やけはた	火傷
やりこい	柔い
けうと	怖れ
こうとげに	大げさに
えぼ	梢
でい	民家の奥の間
あだける	落ちる

だる	汚水溜
うんが	唐鋤
くね	杭
やぎろしい	不潔
やつちもない	亂暴な
けつばなつく	厥く
こがい	こんなに
あんま	乳

やつと 多く

第二章 天災地變

古來天災地變は數多ありしも記録少なく、各村における報告もまち／＼にして其の記述も厚薄様々なるも、左に重なるものを年代別に摘録せり。

ざつとのぼう	蟻螂
ゆつ	池
みい	箕
したんたらあ	してゐるよ
びいさん	少女
もえる	殖る
せんば	十能
すんど	非常に

びうじ 虹

第一節 暴風雨

寛永十二年（二百九十年前）（大正十四年より）

飢饉あり。

明和元年 (百六十一年前) (大正十四年より)

八月三日より三日間洪水、千草川決潰す。

同 五年 (百五十六年前) (同前)

洪水あり。

同 八年六月廿四日 (百五十三年前) (同前)

洪水あり、増水量二丈餘に及ぶ。

同 九年八月廿三日 (百五十二年前) (同前)

洪水あり。

天明元年より四年まで (百四十四年前) (同前)

日照少く甚だ低温なりき。

四年は土用前後七十日間日照僅かに三日なりしといふ。

大飢饉、米價高く米一石 百三十匁、麥一石 百五匁。

粗食、餓死するものあり。

同 六年八月廿九日 (百三十八年前) (同前)

各地に大洪水を起す。

大廣村多賀川洪水、被害九町七反歩、山崩十五ヶ所に及ぶ。

寛政八年 (百二十八年前) (同前)

大洪水あり。

天保三年 (九十二年前) (同前)

洪水あり。

同 七年七月 (八十七年前) (同前)

洪水あり。

西庄村六反八畝二十歩の被害ありたり。

弘化四年 (七十五年前) (同前)

洪水あり。

嘉永五年 (七十二年前) (同前)

早魃。

同 六年 (七十一年前) (同前)

大早魃、五月二十日より八月六日迄雨なし。

西庄村須安に於て三日月藩に納むべき百二十五石の内僅かに七斗七升七合を納めしといふ。
安政四年七月一日 (六十七年前) (大正十四年より)

暴風あり。

元治元年 (六十一年前) (同前)

早魃あり。

慶應二年 (五十九年前) (同前)

凶作。

明治六年 (五十二年前) (同前)

洪水あり。

同 九年 (四十九年前) (同前)

早魃。

同 十三年九月十五日 (四十五年前) (同前)

暴風雨、洪水あり。

同 十五年八月五日 (四十三年前) (同前)

暴風雨。

同 十六年 (四十二年前) (同前)

早魃。

同 十七年六月 (四十一年前) (同前)

暴風雨。

佐用村小學校二階建一棟竣成の際倒壊す。

同 十七年八月廿五日 (四十一年前) (同前)

暴風雨。

同 十九年九月十日 (三十九年前) (同前)

暴風雨、早魃。

同 二十二年 (三十六年前) (同前)

大洪水、慕山村

同 廿三年八月廿三日 (三十五年前) (同前)

洪水。久崎村 被害額約七、〇〇〇圓

同 年同月廿四日

大風。

同 廿三年九月十七日 (二十五年前) (大正十四年より)

大洪水

三日月村 惨害甚し。

佐用村 河原町橋流失、小學校臨時休業。

大廣村 全村に亙る洪水、田十數町被害、堤防數十ヶ所決潰、三人溺死者を出す。

中安村 洪水、志文川、千種川、暴漲して小學校々舎海中にあるが如し。

西庄村 西大畠 水害あり。仁位 損害二二六圓八七二の損害。

久崎村 各川一丈四五尺の増水、流失家屋十戸に及ぶ。

同 廿四年九月十四日 (三十四年前) (同前)

暴風。

同 廿五年七月廿三日 (三十三年前) (同前)

大洪水、各村に亙りて大損害を興へ其の惨狀甚だしく、長くも其の趣天聽に達し侍従を差遣せられ御下賜金を忝ふせり。

佐用村 橋梁流失多く、小學校臨時休業せり。

三日月村 御下賜金百九拾七圓を忝ふす。

大廣村 田畑二十町歩浸水す。山林崩壞百ヶ所に及ぶ。家屋流失三戸。復舊費參萬圓に達す。

洪水の様は、村社八幡宮に奉納せる額にあり。

西庄村 被害額約八千圓に達す。

久崎村 損害額二二、〇五七圓六八錢に及ぶ。

同 廿七年九月十一日 (三十一年前) (同前)

暴風。

同 廿八年七月廿五日 (三十年前) (同前)

暴風。

同 廿九年七月廿五日 (二十九年前) (同前)

暴風。

同 廿九年七月三十日 (二十九年前) (同前)

暴風。

同 廿九年九月十一日 (二十九年前) (同前)

暴風。

以上の如くこの廿九年は夏期に於て三回の暴風ありて相當の被害を蒙むれり。

同 三十年 八月より九月に亙りて郡内浮塵子大發生して被害甚大なりき。(二十八年前)(大正十四年)
同 卅一年八月廿三日 (二十七年前) (同前)
暴風。

久崎村 全壊家屋六十戸に及ぶ。救恤金五八圓八六九。新聞社の義捐金二三五圓餘を受く。
同 卅二年八月廿九日 (二十六年前) (同前)

暴風雨。

佐用村 小學校舎傾斜し四日間臨時休業す。

同 卅五年八月十一日 (二十三年前) (同前)

洪水。

同 四十二年九月九日 (十六年前) (同前)

洪水。

大廣村

堤防の決潰一八九ヶ所、延長二、一五五間。道路の流失破損五七ヶ所、九八二間。橋梁五九ヶ所、二四四間。田約三六〇、〇〇〇歩。畑三〇、〇〇〇歩。計二二、一六〇圓。

大正元年九月廿三日 (十三年前) (同前)

暴風雨。

同 二年 (十二年前) (同前)

大旱魃。

三日月村

稻の枯死一四町七反歩。稻の半枯一九町四反歩。枯稗に傾むきしもの三四町四反歩。田の龜裂したるもの一二町。田の龜裂せんとしたるもの二八町。

同 四年九月八日 (十年前) (同前)

暴風雨。

佐用村

稲作に被害を受く、中にも山脇、眞盛部落は慘狀を呈せり。

西庄村

慘狀を呈す。

長谷村

口金近鴻山の下、奥長谷ほうき、口金近小松谷は殊に烈しく免租となりし田地壹町五反歩を出せり。

大正五年六月廿八日 (九年前) (同前)

洪水。

佐用村

橋梁流出せるもの多し。

大正七年七月十一日 (七年前) (同前)

大洪水。

佐用村 被害六九、五一六圓に及ぶ。
慕山村 大慘狀を呈せり。

三日月村 天明年間に劣らず死人ありたり。

西庄村 被害約參萬七千圓に及べり。

久崎村 大洪水にて被害甚だし。

江川村 免租地總反別二四町五三二二(三九三筆)。復舊工事總額四萬七千九百參拾圓。農作物

被害高壹萬九千參百四拾四圓。家屋流失一、倒潰一、半潰一。

長谷村 奥長谷・口長谷・金近・奥金近・宗行等の堤防二百〇四間を決壊し、縣費四百八拾參圓七拾錢の補助を受けたり。

大正八年七月五日 (六年前) (大正十四年より)

洪水。

佐用村 被害額一一、二七九圓に及ぶ。

大正十一年 (三年前) (同前)

早魃。

三日月村 被害あり。

同 十三年 (前年) (同前)

早魃。 (第三篇第七章第四節第十一—十二項参照)

關西地方一般に八、九月に於て降雨少く、稻田は爲めに龜裂に類し正に枯死せんとせるもの甚だ多く、各地各村に於て到る所雨乞の聲を聞かざるはなく、農民生色なき状態なりしが、漸くにして降雨あり、愁眉を開きたりしも、山間の稻田は爲めに大減收を見るに至れり。

長谷村 免租地となりしもの田地約二十六町歩。

第二節 火 災

火災に關する記録は區々にして要領を得ざるも、左記報告ありし分のみ摘録せん。

寛政六年十月五日 (百四十年前) (同前)

西庄村字根に火災あり被害甚だしかりき。

文化七年 (百十四年前) (同前)

久崎村上秋里に大火あり一字殆んど烏有に歸したり。向山に愛宕神社を勸請したるはこの火災後にして火難を怖れて里人は日參したりといふ。

天保六年二月十一日 (八十九年前) (同前)

大廣村弦谷 焼失戸數三五戸

弘化二年一月三日 (七十七年前) (大正十四年より)

大廣村久保 焼失戸數七戸

明治二十年

西庄村須安 焼失戸數四戸

明治二十六年

久崎村上久崎 焼失戸數一〇戸

明治三十三年六月

久崎村久崎坪の内 焼失戸數七戸

明治三十六年六月二十九日

久崎村圓光寺字松山 焼失戸數住宅五、附屬五

大正七年八月十一日

西庄村仁位 焼失戸數七戸 損害約六、〇〇〇圓

佐用郡誌終

跋

佐用郡ハ播磨ノ西端ニ位シテ美作及備前ニ接シ陰陽分水嶺ノ支脈ニ圍繞セラレタル一區ニシテ唯千種川沿岸ノ一路ノミ平坦ニ溪流ヲ縫ツテ南北ニ通ゼラル、モ其ノ他ハ四境皆山岳ヲ越エテ隣郡ニ通ジ、眞ニ難攻不落ノ天險ヲ要スル一大城區トモ謂ツベク、古來幾多ノ戦史ニ富ム。上月城ヲ始メ郡内各所ノ戦跡亦頗ル多シ。而シテ山陰鐵道開通以前ハ古ヘヨリ鳥取島根兩縣及美作地方ト近畿地方トノ交通ノ要路ニ當リ來往頗ル頻繁ニシテ文化亦早ク發達シ彼ノ誠忠兒徳高德ニ依リテ追憶スベキ、後醍醐帝御西遷ノ際ノ史蹟ナル杉坂ヲ初メ、北條時頼ノ巡遊ニ依リテ名アル最明寺、創建最モ古キ佐用都比賣神社ノ舊蹟等數フルニ遑ナク下リテ幕政時代ヨリ明治、大正ノ今日ニ至ル迄變

遷推移實ニ著シ、然ルニ之等史實ノ一部ハ風土記、播磨鑑等ニ極メテ簡約ニ記述セラレ、明治ニ入り地方有志ノ手ニ依リ、佐用郡史ヲ發行セラレタルモ未ダ其ノ詳細ヲ盡サレズ、郡民一同郷土誌ノ編纂ヲ希フコト多年ナリシト云フ。不肖大正八年十二月本郡長ヲ拜命シ赴任以來常ニ之レヲ遺憾トシ且ツハ日ヲ經ルニ隨フテ古老ヲ失ヒ舊記ノ散逸セシコトヲ憂ヒ大正十二年三月ヲ以テ郡制ヲ廢止セラル、ニ決シタルヲ以テ此ノ機ヲ逸セズ郡制廢止記念トシテ郡誌編纂ノ計劃ヲ樹テ大正十年以來郡會ノ協賛ヲ經テ委員ヲ各方面ニ依囑シ專ラ材料ノ蒐集ニ努メ大正十一年度ニ於テハ郡立農蠶學校縣營移管ニ伴フ校舍ノ増築、學校用地ノ擴張、道路工事等經費頗ル膨脹ノ際ナリシモ特ニ編纂費ノ増額ヲ請ヒ幸ヒニ郡會ノ容ル、所トナリ爾來本務ノ傍ラ材料ノ整理蒐集ヲ急ギ特ニ平福村故田住貞君ノ如キハ老軀ヲ提ゲテ熱心本事

業ノ爲ニ奔走盡力セラレ、其他各村ノ委員諸氏亦克ク奉仕ノ精神ヲ以テ之レガ完成ニ努力セラレ、大正十二年二月不肖三原郡長ニ轉任ヲ命ゼラレタル際ハ各村委員ヨリ提出セラレタル資料ノ整理檢討中ニ屬シ翌三月中ニ之レヲ發刊スルコト至難ナリト認メ後任櫻木郡長ニ對シ本事業ハ誠ニ至難ノ大事業ニシテ到底、短期間且ツ僅少ノ經費ヲ以テ理想的ノ郡誌ヲ編纂スルコトハ元ヨリ困難ナリト雖モ冀クハ郡民多年ノ宿望ニモアリ可成の郷土ノ史料ヲ散逸セシメズ幾分タリトモ之レヲ整頓シテ後世ニ傳テ江湖ノ參考ニ資スルコトヲ得バ本誌編成ノ目的ヲ達シタルモノナリ。其ノ大成ハ之レヲ後日ニ期シ四月以後ハ本郡教育會ノ手ヲ煩シテ速カニ發刊ノ手順ヲ運バレムコトヲ附言シテ本事業ヲ引繼キタリ。爾來櫻木、小林兩郡長ヲ經、現郡長庄野俊平氏、郡教育會長竹内清一氏、各村長及各小學校長、内外有志各位ノ協力ニ